

令和元年度～2年度 研究班（重複班）活動による調査

重複障害のある子供の教育に関する調査報告書

研究代表者

小澤 至賢（研修事業部 主任研究員）



NISE 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

はじめに

重複障害のある子供は、特別支援学校（各障害種）、小・中学校の特別支援学級等、様々な教育の場で学んでいます。

重複障害のある子供の教育の充実に向けては、「障害の種類や程度に対応した教育の場において教育を行う」のではなく、「一人一人の教育的ニーズに応じて特別の教育的指導・支援を行う」という視点が重要です。

文部科学省が発表した令和元年の特別支援教育資料（平成 30 年度）において、全国の特別支援学校には、重複障害のある（学校教育法施行令第 22 条の 3 において規定している程度の障害を複数併せ有する）子供が、小学部で 15,903 名、中学部で 9,682 名、高等部で 12,231 名在籍しています。これは、特別支援学校に在籍する小学部の全児童の 37.0%、中学部の全生徒の 32.1%、高等部の生徒の 17.8% あたります。

また、文部科学省が発表した平成 30 年の特別支援教育資料（平成 29 年度）において、全国の小・中学校の特別支援学級には、重複障害のある（学校教育法施行令第 22 条の 3 において規定している程度の障害を複数併せ有する）子供が、小学校で 776 名、中学校で 164 名在籍していることが分かっています。

しかし、その子供の指導にかかる課題や工夫点について、全国的な状況は必ずしも明らかになっていません。

そこで、特別支援学校の重複障害学級と小・中学校の特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の教育の充実に向けて、課題とそれに対する工夫点について、全国的な状況を把握することを目的とした合同調査を令和元年度に実施しました。

そして、調査結果から、課題点、それに対する工夫点を整理した上で、重複障害のある子供が在籍する学級の担任にとって役立つ情報提供を行っていきたいと考えております。

本報告書をお読みいただきて、忌憚のないご意見をお聞かせいただけますと幸いです。

令和 3 年 3 月

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

研修事業部 主任研究員

小澤 至 賢

目次

はじめに	1
目次	2
第1章 調査の概要	
I. 背景と目的	7
1. 背景	
2. 目的	
II. 調査の方法	8
1. 調査の対象	
2. 調査の時期	
3. 調査の方法	
第2章 特別支援学校における重複障害のある子供の教育に関する調査	
I. 本調査の概要	11
1. 調査の目的	
2. 本調査の対象	
3. 回答方法	
4. 調査期間	
II. 調査の内容	11
III. 結果	13
1. 回答の状況	
2. 学校の状況について	
3. 重複障害学級に在籍する子供の教育における課題と工夫点について	
4. 重複障害学級に在籍する子供の教育の充実のための教職員の専門性の担保について	
5. 重複障害学級に在籍する子供の教育の充実のための学校体制について	
6. 保護者等との連携	
7. 重複障害のある子供を含めた教育の充実に向けた新学習指導要領等への対応	
8. 重複障害のある子供の指導や支援での課題やそれに対して工夫されていること	
9. クロス集計の結果	
IV. 特別支援学校における重複障害のある子供の教育に関する調査のまとめ …	62

第3章 特別支援学級における重複障害のある子供の教育に関する調査	
I. 本調査の概要	67
1. 調査の目的	
2. 本調査の対象	
3. 回答方法	
4. 調査期間	
II. 調査の内容	68
III. 結果	70
1. 回答の状況	
2. 学校全体の状況について	
3. 特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の教育における課題と工夫点について	
4. 特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の教育の充実のための教職員の専門性の担保について	
5. 重複障害のある子供の教育の充実のための学校体制について	
6. 保護者等との連携	
7. 重複障害のある子供を含めた教育の充実に向けた新学習指導要領等への対応	
8. 重複障害のある子供の指導や支援での課題やそれに対して工夫されていること	
9. クロス集計の結果	
IV 特別支援学級における重複障害のある子供の教育に関する調査のまとめ	115
第4章 重複障害のある子供の教育に関する調査のまとめと考察	
I. 調査のまとめ	121
1. 重複障害のある子供の教育における課題と工夫点について	
2. 教職員の専門性の担保について	
3. 重複障害のある子供の教育の充実のための学校体制について	
4. 保護者等との連携	
5. 重複障害のある子供の教育の充実に向けた新学習指導要領等への対応	
6. 重複障害のある子供の指導や支援での課題やそれに対して工夫されていること	
II. 考察と今後の取組について	123
1. 調査結果についての考察	
2. 今後の取組に向けて	
第5章 研究体制	129
資料1	133
資料2	147

第 1 章

調査の概要

I. 背景と目的

1. 背景

平成 29 年度に告示された特別支援学校幼稚部要領 小学部・中学部学習指導要領では、重複障害者とは、複数の障害を併せ有する児童又は生徒のことであり、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由及び病弱について、原則的には学校教育法施行令第 22 条の 3 において規定している程度の障害を複数併せ有する者を指している。

現在、重複障害のある子供は、特別支援学校（各障害種）、小・中学校の特別支援学級等、様々な教育の場で学んでいる。

重複障害のある子供の教育の充実に向けて、「障害の種類や程度に対応した教育の場において教育を行う」のではなく、「一人一人の教育的ニーズに応じて特別の教育的指導・支援を行う」という視点が重要である。

平成 29 年告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領において、複数の種類の障害を併せ有する児童又は生徒については、専門的な知識、技能を有する教師や特別支援学校間の協力の下に指導を行ったり、必要に応じて専門の医師やその他の専門家の指導・助言を求めたりする等して、学習効果を一層高めるようにすることが示されている。

文部科学省が発表した令和元年の特別支援教育資料（平成 30 年度）において、全国の特別支援学校には、重複障害のある（学校教育法施行令第 22 条の 3 において規定している程度の障害を複数併せ有する）子供が、小学部で 15,903 名、中学部で 9,682 名、高等部で 12,231 名在籍している。これは、特別支援学校に在籍する小学部の児童の 37.0%、中学部の生徒の 32.1%、高等部の生徒の 17.8% にあたる。

また、文部科学省が発表した平成 30 年の特別支援教育資料（平成 29 年度）において、全国の小・中学校の特別支援学級には、重複障害のある（学校教育法施行令第 22 条の 3 において規定している程度の障害を複数併せ有する）子供が、小学校で 776 名、中学校で 164 名在籍していることが分かっている。なお、令和元年の特別支援教育資料（平成 30 年度）では、このデータは、小・中学校とも第 1 学年のみのデータとなっている。

このように、特別支援学校の重複障害学級や小・中学校の特別支援学級には、重複障害のある子供が一定数、在籍しているが、その子供の指導にかかる課題や工夫点について、全国的な状況は必ずしも明らかになっていない。

重複障害教育研究班では、令和元年度、全国の特別支援学校や小・中学校の特別支援学級を対象に、重複障害教育に関する調査を実施し、重複障害のある子供を指導する上で課題や工夫点について調査を行うこととした。

本調査の目的は、特別支援学校の重複障害学級と小・中学校の特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の教育の充実に向けて、課題とそれに対する工夫点について、全国的な状況を把握することであった。

2. 目的

特別支援学校の重複障害学級と小・中学校の特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の教育の充実に向けて、課題とそれに対する工夫点について、全国的な状況を把握することを目的とする。

II. 調査の方法

1. 調査の対象

(1) 特別支援学校

分校・分教室を除いた全国の特別支援学校 1,090 校を対象に悉皆調査を行った。

(2) 小・中学校の特別支援学級

重複障害のある子供が在籍する特別支援学級がある小・中学校を対象とするため、国内の全市区町村教育委員会 1,740 自治体へ依頼をした。

2. 調査の時期

(1) 特別支援学校

令和元年 9 月 18 日から令和元年 11 月 19 日

(2) 小・中学校の特別支援学級

令和元年 12 月 6 日から令和 2 年 1 月 21 日

3. 調査の方法

質問紙調査（質問紙を郵送し、アンケートサーバーにて回答いただいた。）

第2章

特別支援学校における重複障害のある子供の教育 に関する調査

I . 本調査の概要

1 . 調査の目的

全国の特別支援学校の重複障害学級で学ぶ重複障害のある（学校教育法施行令第22条の3において規定している程度の障害を複数併せ有する）子供の教育の充実に向けて、各学校の重複障害学級において課題となっていること、それに対する工夫点を把握することを目的とした。

2 . 本調査の対象

全国の特別支援学校（悉皆調査）を対象とした。

回答に際しては、学校としての数値及び意見等を記入する形となるため、校長が回答するよう依頼した。

なお、学校基本調査のデータをもとに令和元年5月1日現在の情報で回答するよう依頼した。

3 . 回答方法

調査は、特別支援学校各校へ郵送により依頼した。回答は、研究所のウェブサイトを使用し、ウェブ上で回答する形式とした。ウェブ上での回答が難しい場合は、所定の様式に書き込んで、FAXか電子メールで提出する形式とした。

回答者に対しては、本調査により得られた情報は、厳重に保管し、研究の目的以外には使用しない旨を伝達し、依頼した。

本研究所ウェブサイト <http://www.nise.go.jp/sc/chofuku02/> にアクセスしていただき、別紙を参考にしてアンケートフォームに回答を直接入力していただいた。

回答者に対して、本調査の趣旨を理解して、協力できる場合は、アンケートサーバーから回答をお願いする形とした。アンケートの回答をもって、本調査への協力に同意いただいたものとし、回答いただけない場合でも不利益とならないことを依頼文を通して伝達し、依頼した。

4 . 調査期間

令和元年9月18日から令和元年11月19日

II . 調査の内容

1 . 基本情報

- (1) 学校の設置されている都道府県名
- (2) 学校名
- (3) 学校が対応する障害種

(4) 重複障害学級の有無

2. 重複障害学級に在籍する子供について

- (1) 学校全体の状況について
- (2) 重複障害学級の状況について

3. 重複障害学級に在籍する子供の教育における課題と工夫点について

- (1) 重複障害学級の教育課程について
- (2) 個別の教育支援計画や個別の指導計画について
- (3) 実態把握について
- (4) 目標設定と評価について
- (5) 授業について

4. 重複障害学級に在籍する子供の教育の充実のための教職員の専門性の担保について

- (1) 重複障害学級を担任する教員の専門性について
- (2) 重複障害学級を担任する教員が重複障害教育の専門性に基づいた指導が十分にできていると感じているかについて

5. 重複障害学級に在籍する子供の教育の充実のための学校体制について

- (1) 重複障害のある子供の教育の充実のための特別支援学校間の連携について
- (2) 多職種連携について
- (3) 関係機関との連携について
- (4) 医療的ケアについて

6. 保護者等との連携

7. 重複障害のある子供の教育の充実に向けた新学習指導要領等への対応

- (1) 新学習指導要領等に関連したキーワードを意識した取組
- (2) 新学習指導要領等に関連したキーワードを意識して中心的に取り組んでいること

8. 重複障害のある子供の指導や支援での課題やそれに対して工夫されていること

III. 結果

1. 回答の状況

本調査の依頼文を分校・分教室を除いた全国の特別支援学校 1,090 校へ郵送し、769 校より回答があった。本調査にご協力いただけた特別支援学校からの回収率は 70.6% であった。そのうち重複障害学級があると回答した 664 校を調査の対象とした。

2. 学校の状況について

(1) 重複障害学級がある特別支援学校が対応する障害種（複数回答可）

重複障害学級がある特別支援学校が対応する障害種として最も多いのは、知的障害で 425 校、次は、肢体不自由で 236 校であった。そして、病弱 108 校、聴覚障害 95 校、視覚障害 70 校の順であった。

特別支援教育資料（令和元年度）によれば、特別支援学校対応障害種別学校数（国・公・私立計）は、多い順に、知的障害 786 校、肢体不自由 352 校、病弱・身体虚弱 151 校、聴覚障害 118 校、視覚障害 82 校である。

なお、これらのデータにおいて、複数の障害種を対象としている学校は、それぞれの障害種ごとに重複してカウントしている。

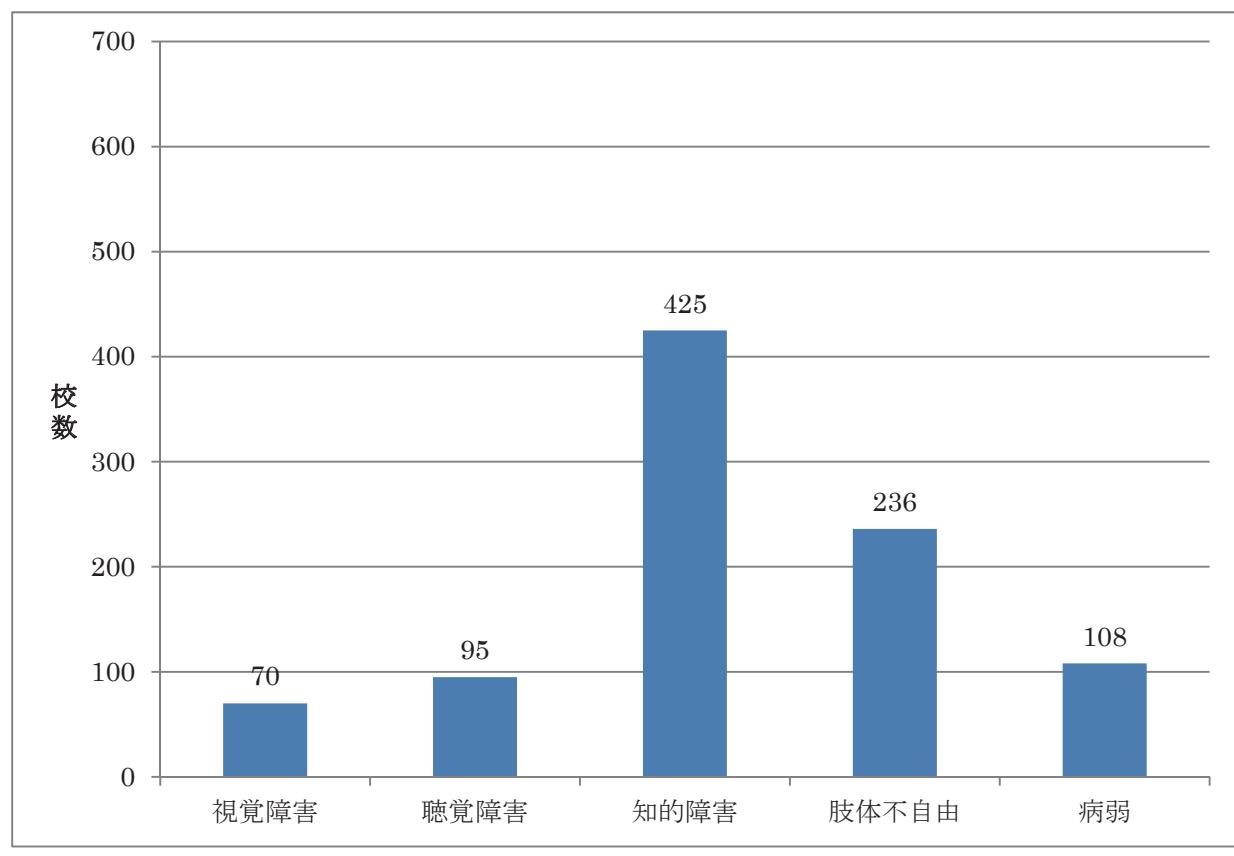


図 2－1 重複障害学級がある特別支援学校が対応する障害種

(2) 学校全体の状況について

1) 学校の学級数

学校全体の状況について、重複障害学級を含む学校全体の学級数は以下の通りであった。

- ① 幼稚部 331 学級
- ② 小学部 8,615 学級
- ③ 中学部 5,530 学級
- ④ 高等部 7,534 学級
- ⑤ その他 293 学級

2) 在籍している子供の人数

学校全体の状況について、重複障害学級を含む学校全体に在籍している子供の人数は以下の通りであった。

- ① 幼稚部 995 人
- ② 小学部 28,151 人
- ③ 中学部 19,150 人
- ④ 高等部 36,079 人
- ⑤ その他 1,167 人

(3) 重複障害学級の状況について

1) 重複障害学級の学級数

学校全体の状況について、重複障害学級の学級数は以下の通りであった。

- ① 小学部 3,912 学級
- ② 中学部 2,381 学級
- ③ 高等部 2,896 学級
- ④ その他 98 学級

2) 重複障害学級に在籍している子供の人数

学校全体の状況について、重複障害学級に在籍している子供の人数は以下の通りであった。

- ① 小学部 9,672 人
- ② 中学部 5,785 人
- ③ 高等部 7,185 人
- ④ その他 178 人

3. 重複障害学級に在籍する子供の教育における課題と工夫点について

(1) 重複障害学級の教育課程（複数回答可）

重複障害学級の教育課程について尋ねたところ、以下の結果となった。

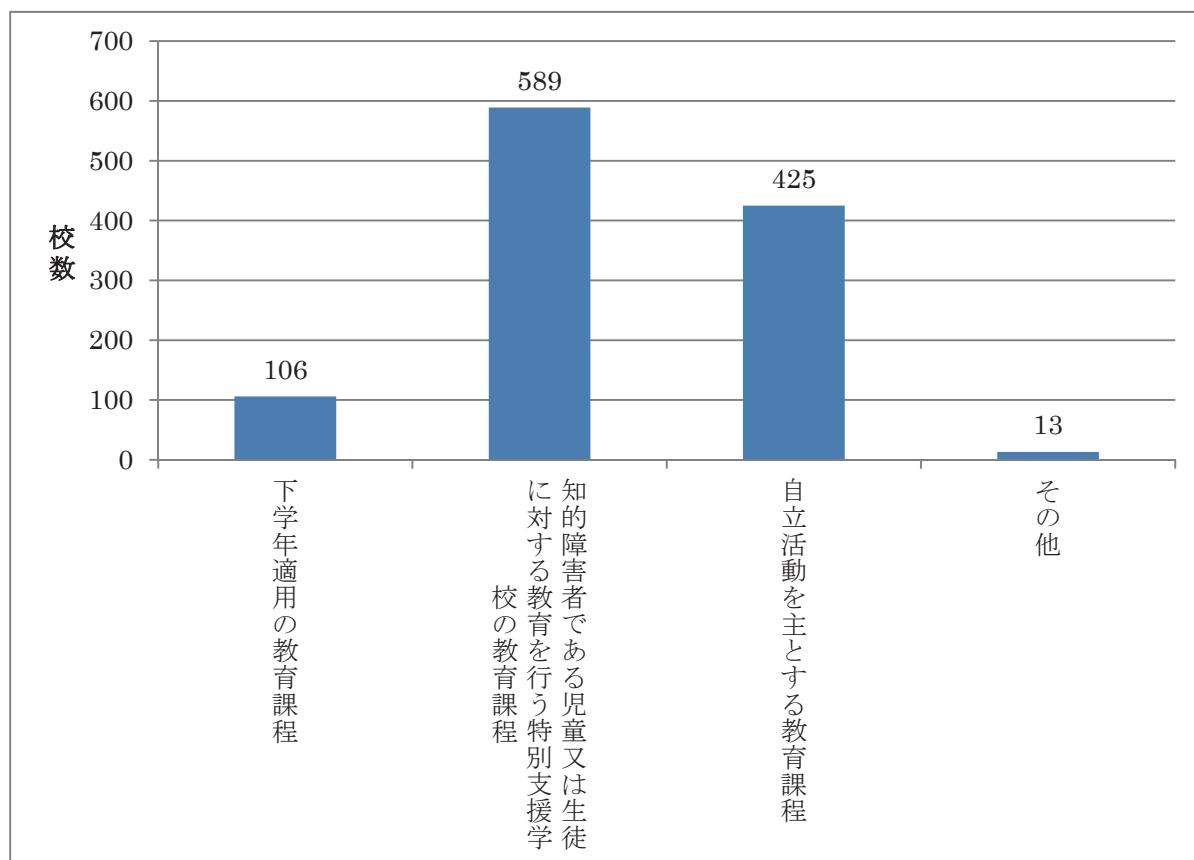
最も多かったのは、「知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程」で 589 校あった。

次は、「自立活動を主とする教育課程」で 425 校あった。

比較的少ないので、「下学年適用の教育課程」で 106 校あった。

その他は、13 校あった。その他の記述は、以下の通りであった。

「下学部適用の教育課程」1 校、「準ずる教育課程」5 校等があった。それ以外に、「知的の教育課程ではあるが、一般学級と重複障害学級の教育課程は別である。」、「各教科等を合わせた指導」、「重複障がい者等に関する教育課程」、「状況によって知的の一部授業に参加」、「病院訪問教育においては原則として前籍校の教育課程をベースに選択」が各 1 校であった。



n=664

図 2－2 重複障害学級の教育課程

(2) 個別の教育支援計画や個別の指導計画について

1) 個別の教育支援計画（複数回答可）

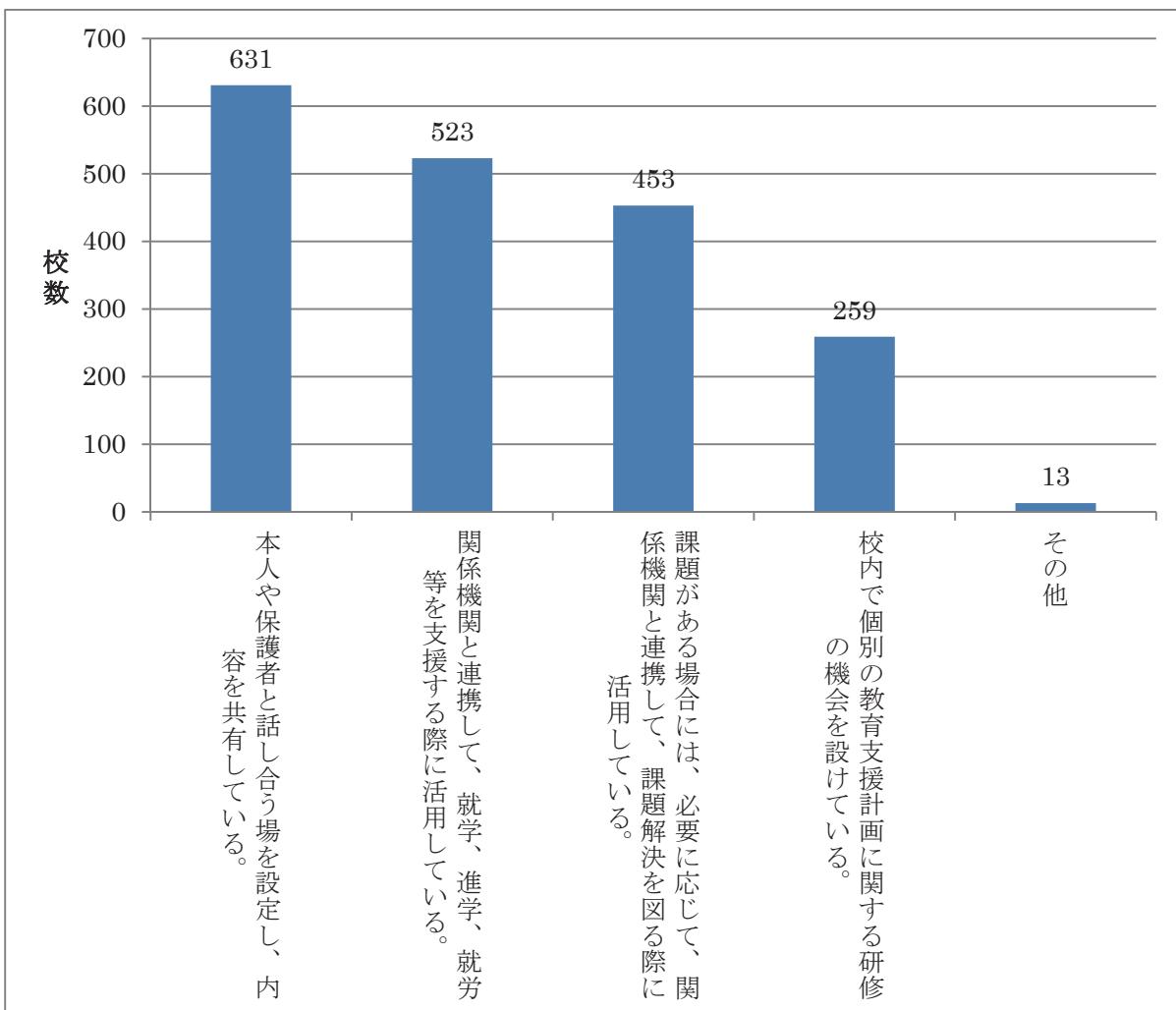
重複障害のある子供の教育の充実に向けて、個別の教育支援計画についてどのように取り組んでいるかを尋ねたところ、以下の結果となった。

最も多いのは、「本人や保護者と話し合う場を設定し、内容を共有している。」で 631 校あった。

次は、「関係機関と連携して、就学、進学、就労等を支援する際に活用している。」で 523 校、「課題がある場合には、必要に応じて、関係機関と連携して、課題解決を図る際に活用している。」で 453 校、「校内で個別の教育支援計画に関する研修の機会を設けている。」で 259 校の順であった。

その他は、13 校あった。その他の記述は、以下の通りであった。

「デイサービスの事業者と共有している」、「関係機関との連携」、「教務部が記載マニュアルを作成し職員へ配布」、「個別の教育支援計画については関係機関と連携し、就労等に活用している。」、「校内ケース会議」、「校内の専門職と連携」、「校内支援システムを活用し、入力・管理を行っている」、「合理的配慮については、アンケートを実施し保護者や施設職員と内容を確認、署名をもらうようにしている。」、「作成済マニュアルを全員に配布している」、「支援計画作成後、部主事、教育支援部と担任で内容の確認を行い、今後の支援の手立てや役割の確認等を行っている。」、「担任間で事前に案を作成している」、「保護者との計画文書による見直し」、「保護者と紙面で、情報共有、連携を行っている」、「放課後等デイサービス事業所との福祉サービス時の課題と成果について連携できるように情報提供」、「訪問教育においては該当する事例はほとんどない。」が各 1 校であった。



n=664

図 2 - 3 個別の教育支援計画

2) 個別の指導計画（複数回答可）

重複障害のある子供の教育の充実に向けて、個別の指導計画についてどのように取り組んでいるかを尋ねたところ、以下の結果となった。

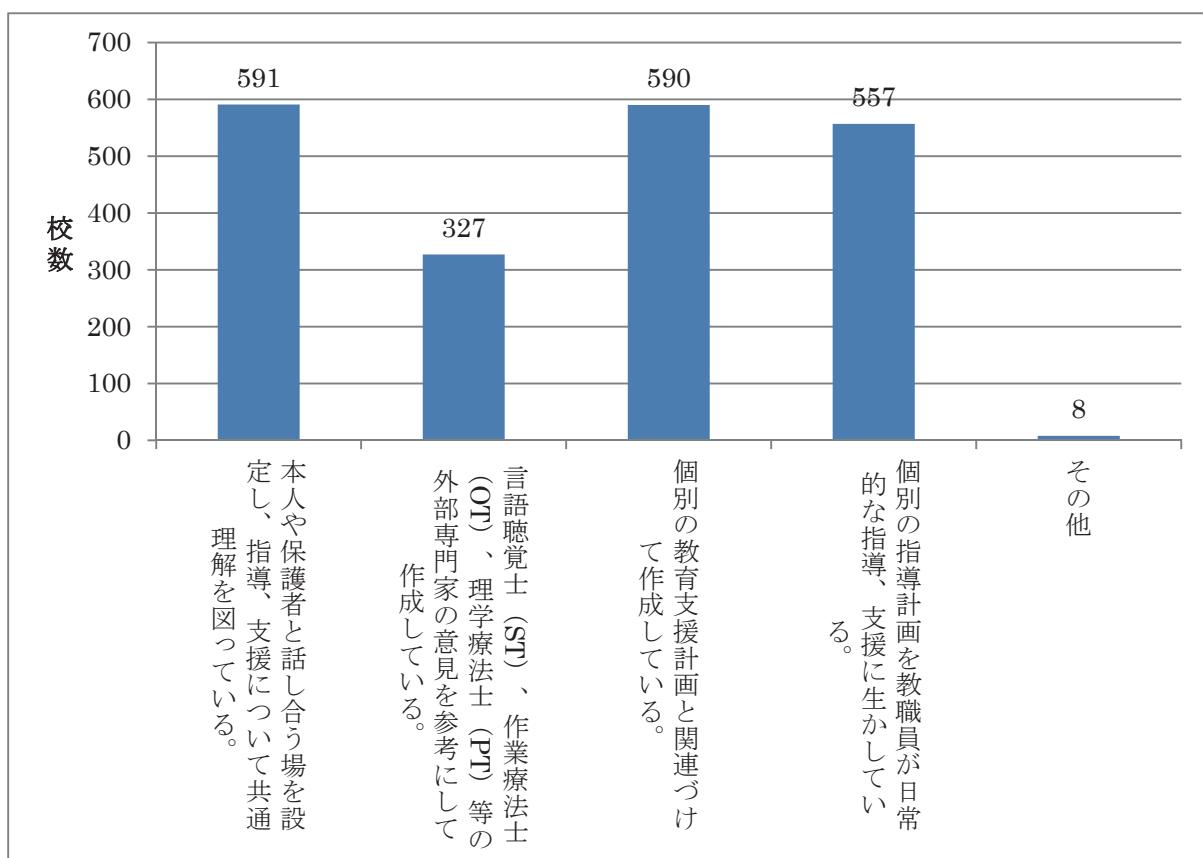
最も多いのは、「本人や保護者と話し合う場を設定し、指導、支援について共通理解を図っている。」で 591 校あり、ほぼ同数で「個別の教育支援計画と関連づけて作成している。」で 590 校あった。

次は、「個別の指導計画を教職員が日常的な指導、支援に生かしている。」で 557 校であった。

比較的少ないのは、「言語聴覚士（ST）、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）等の外部専門家の意見を参考にして作成している。」で 327 校であった。

その他は 8 校あった。その他の記述は、以下の通りであった。

「外部専門家の意見を参考にして作成している場合もある。」、「学部内で内容を検討・共有している。」、「寄宿舎との共通理解」、「校内ケース会議」、「作成済マニュアルを全員に配布している。」、「自立活動記録表」、「通知表と連動させている。」、「本人が通っているリハビリセンターや訪問リハビリの OT や PT の専門家の意見や実際に見学させてもらったものを参考にしている。」が各 1 校であった。



n=664

図 2-4 個別の指導計画

(3) 実態把握について

1) 実態把握をする上で課題となっていること（複数回答可）

重複障害のある子供の実態把握をする上で課題となっていることを尋ねたところ、「特に課題はない」と答えた学校は41校あり、課題がある学校は623校あった。

重複障害のある子供の実態把握をする上での具体的な課題は、以下の結果となった。

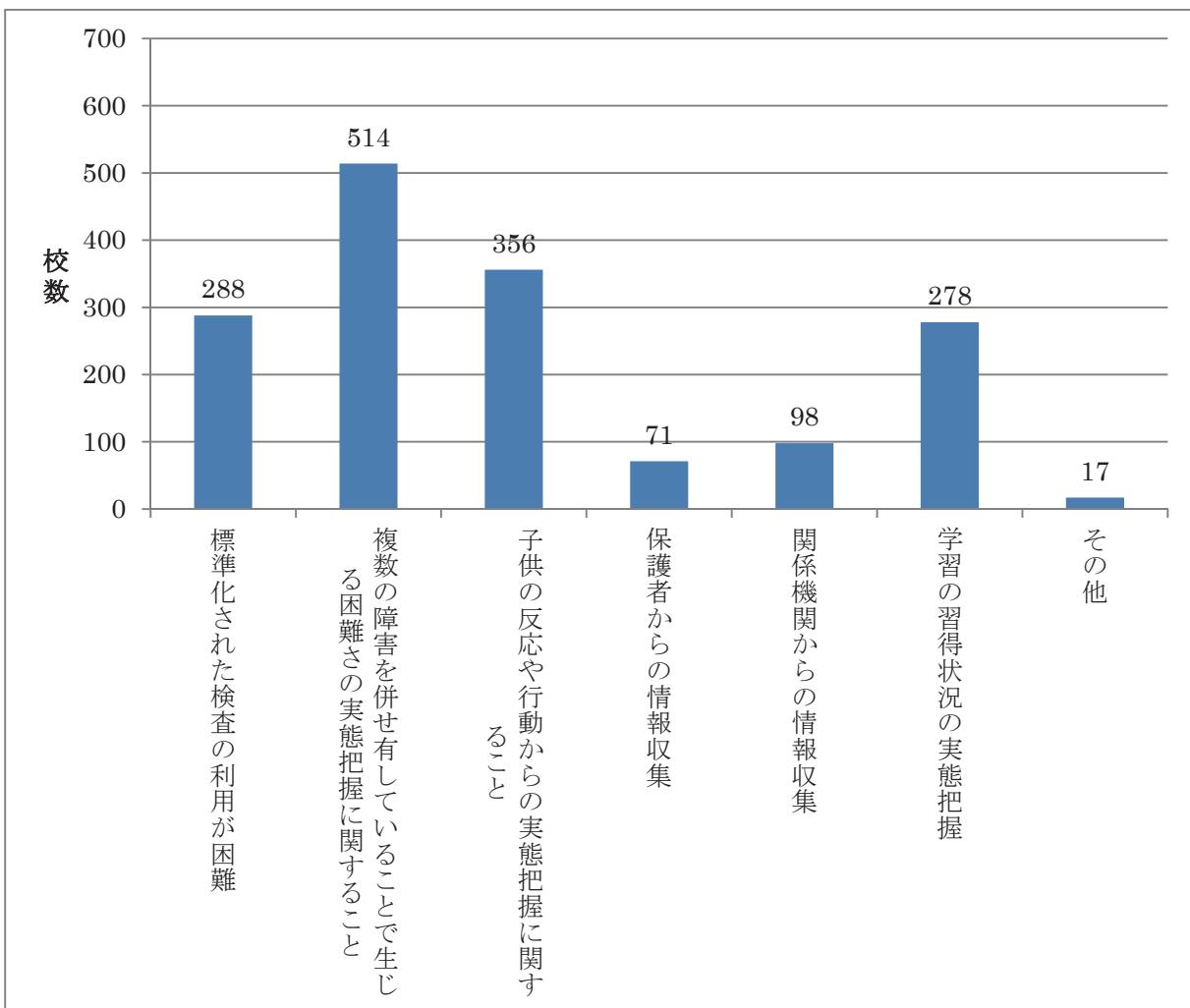
最も多いのは、「複数の障害を併せ有していることで生じる困難さの実態把握に関するここと」で514校あった。

次は、「子供の反応や行動からの実態把握に関するここと」で356校、「標準化された検査の利用が困難」で288校、「学習の習得状況の実態把握」で278校の順であった。

比較的少なかったのは、「関係機関からの情報収集」で98校、「保護者からの情報収集」で71校の順であった。

その他は17校あった。その他の記述は、以下の通りであった。

「特に個によって異なる。」、「医療的ケアや肢体不自由等の教員の経験、知識不足」、「外国籍の保護者との意思疎通」、「教員の実態把握、あらわれを具体的な事実で見取らずに抽象的に見取ってしまうこと。」、「教員の専門性の問題」、「教職員間の情報共有」、「経験によって見え方、感じ方に差がある。」、「現場の職員の若年化による経験不足」、「高等部卒業後の姿を明確に描きにくいため効果的な学習計画の作成が困難であること」、「指導者の専門性の維持・向上、人材育成」、「実態把握をするための教員のスキル」、「日々の体調変化の把握、発作の判断、食事形態の実態把握」、「入院期間が個々によって異なるため、実態把握～課題の設定が多様である。発達段階を踏まえた手・指機能やコミュニケーションに関する実態把握」、「標準化された検査の実施の可否(レベル設定有の検査の扱い)」、「標準化された検査は利用しているが、それだけでは不十分。段階表等、尺度となるものが必要である。」、「病状変化が大きく実態把握そのものが非常に困難」、「複数の教員の目で捉えた実態の洗い出しと集約の難しさ」、「本校通学生と施設内教育では、課題が異なる。」、「目標設定における教職員間の協働」が各1校であった。



n=623

図 2－5 実態把握をする上で課題となっていること

2) 実態把握をする上で工夫していること（複数回答可）

重複障害のある子供の実態把握をする上でどのようなこと工夫しているかを尋ねたところ、以下の結果となった。

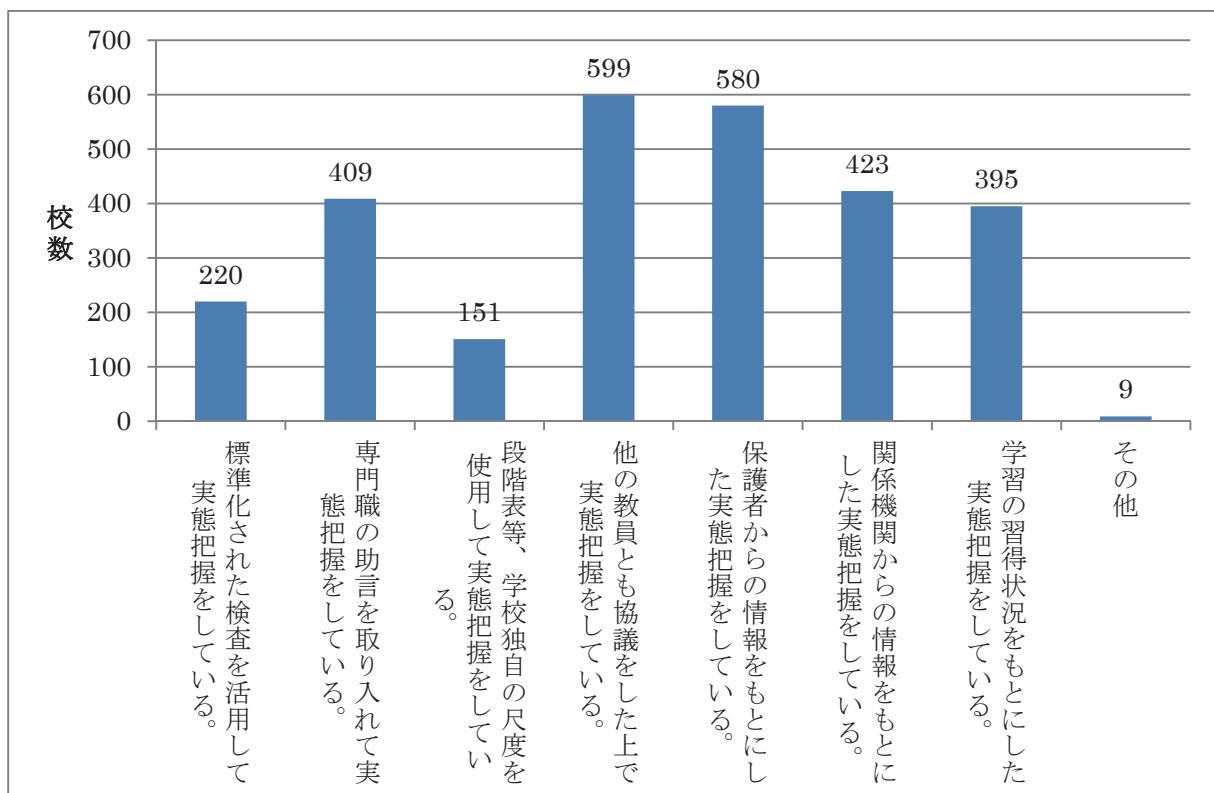
最も多いのは、「他の教員とも協議をした上で実態把握をしている。」で 599 校あり、「保護者からの情報をもとにした実態把握をしている。」で 580 校あった。

次は、「関係機関からの情報をもとにした実態把握をしている。」で 423 校あり、「専門職の助言を取り入れて実態把握をしている。」で 409 校あり、「学習の習得状況をもとにした実態把握をしている。」で 395 校の順であった。

比較的少なかったのは、「標準化された検査を活用して実態把握をしている。」で 220 校、「段階表等、学校独自の尺度を使用して実態把握をしている。」で 151 校の順であった。

その他は 9 校あった。その他の記述は、以下の通りであった。

「MEPA II R や学習到達度チェックリスト（徳永豊作成）等標準化されていないアセスメントを使用」、「チェックリストを作成し、毎年、経過をみている」、「学習指導要領に記載のある段階に基づいて実施」、「県外の支援学校が作成した段階表等を利用している。」、「県外校が作成したり市販されているチェックリストを参考にしている。」、「自立活動 6 区分からの実態把握をしている。」、「前籍校からの情報を基に実態把握している。」、「前担任等との引継ぎ会の実施」、「他校の段階表を使用して実態把握している。」、「病院から情報を得ている」が各 1 校であった。



n=664

図 2－6 実態把握をする上で工夫していること

(4) 目標設定と評価について

1) 指導目標、指導内容、指導の評価で課題となっていること（複数回答可）

重複障害のある子供に対する各教科等の指導において、指導目標を設定したり、指導内容を決定したり、指導の評価をしたりする上で課題となっていることについて尋ねたところ、「特に課題はない」と答えた学校は、28校であった。課題がある学校は、636校であった。

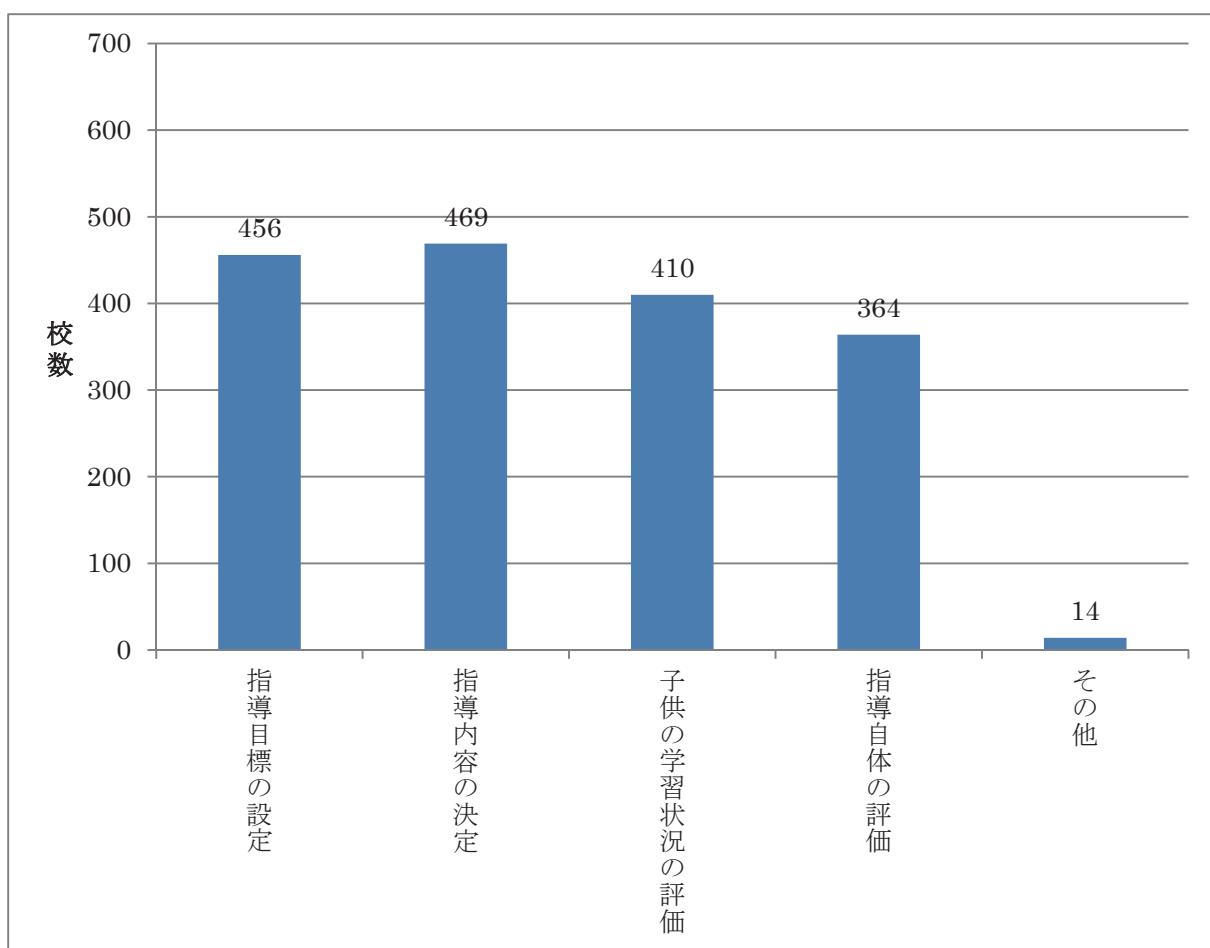
重複障害のある子供に対する各教科等の指導において、指導目標を設定したり、指導内容を決定したり、指導の評価をしたりする上での具体的な課題は、以下の結果となつた。

最も多いのは、「指導内容の決定」で469校あり、次は、「指導目標の設定」で456校の順であったがほとんど差はなかった。

次は、「子供の学習状況の評価」で410校、「指導自体の評価」で364校の順であった。

その他は、14校であった。その他の記述は、以下の通りであった。

「重度重複障害のある子供の道徳の評価をどうするか。知的重複障害学級の各教科間の共通理解をいかに図るか。」、「学習過程の評価」、「学力的に高く、授業を決めてても体調的に取り組めないことがある。」、「学齢、実態の異なる子供の全員が主体的に学べる活動の設定」、「教員の専門性の問題」、「教科別の教育課程は編成していない。」、「経験の浅い教員が増え、重複障害の子供の理解に難しさがある。」、「個に応じて設定するが、一斉授業内で障害や学習能力の差が大きすぎて課題が多い（特に中学部）。」、「根拠となる指導記録を作成し続けること」、「支援計画との関連、自立活動と教科・領域との関連」、「自立活動中心から教科を意識した学びへの転換を図っているため、目標や評価のありかたを研究中」、「重複を理由として課題となることはない」、「長期目標に対する意識の希薄さ 指導体制が変わったときの指導内容の継続性」、「評価規準を定めていないことで、担当者の主觀で評価してしまう傾向にあること」が各1校であった。



n=636

図2－7 指導目標、指導内容、指導の評価で課題となっていること

2) 指導目標、指導内容、指導の評価で工夫していること（複数回答可）

重複障害のある子供の目標設定や評価を行う上で工夫していることは、以下の結果となった。

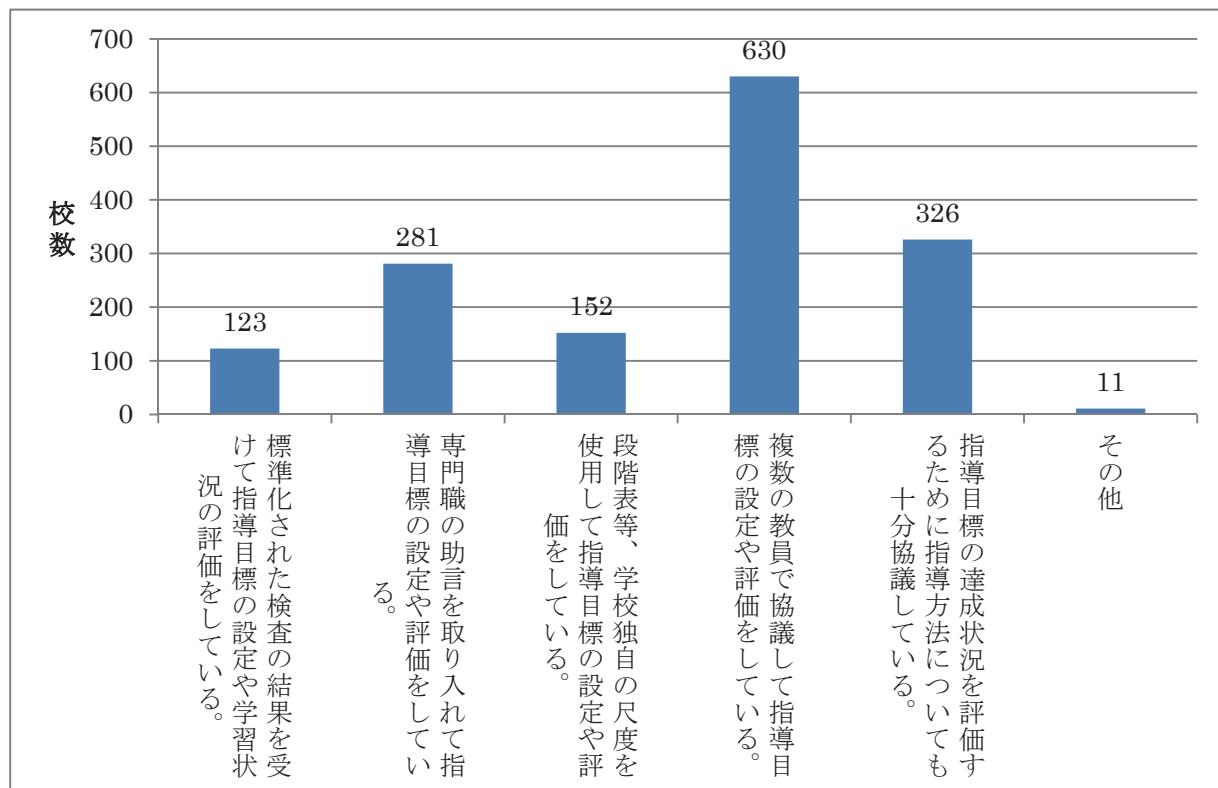
最も多いのは、「複数の教員で協議して指導目標の設定や評価をしている。」で、630校あり、これが他と比較して多かった。

次は、「指導目標の達成状況を評価するために指導方法についても十分協議している。」で326校、「専門職の助言を取り入れて指導目標の設定や評価をしている。」で281校の順であった。

比較的少なかったのは、「段階表等、学校独自の尺度を使用して指導目標の設定や評価をしている。」で152校、「標準化された検査の結果を受けて指導目標の設定や学習状況の評価をしている。」で123校の順であった。

その他は、11校であった。その他の記述は、以下の通りであった。

「段階表等を行おうとしている」、「教科指導制をとっているため、単一の目標より下限に設定して評価を個に応じて行っている（中学部）。」、「具体的なスマールステップで評価するよう心掛けている」、「県外の支援学校で作成した段階表等を活用している。」、「今年度の校内研究で評価について取り組みを実施している。」、「指導要領に準拠した問題集（学研の特別支援教育の国語と算数教材）を用いてベースラインを確認している。」、「児童の実態を考慮して目標設定を行っている。」、「評価について検討中」、「保護者からの情報収集」、「保護者の思いや家庭での様子を聞く」が各1校であった。



n=664

図2-8 指導目標、指導内容、指導の評価で工夫していること

(5) 重複障害のある子供の授業について

1) 重複障害のある子供の集団における授業で課題となっていること（複数回答可）

重複障害のある子供の集団における授業で課題となっていることについて尋ねたところ、「特に課題はない」と答えた学校は、6校であった。課題のある学校は、658校であった。

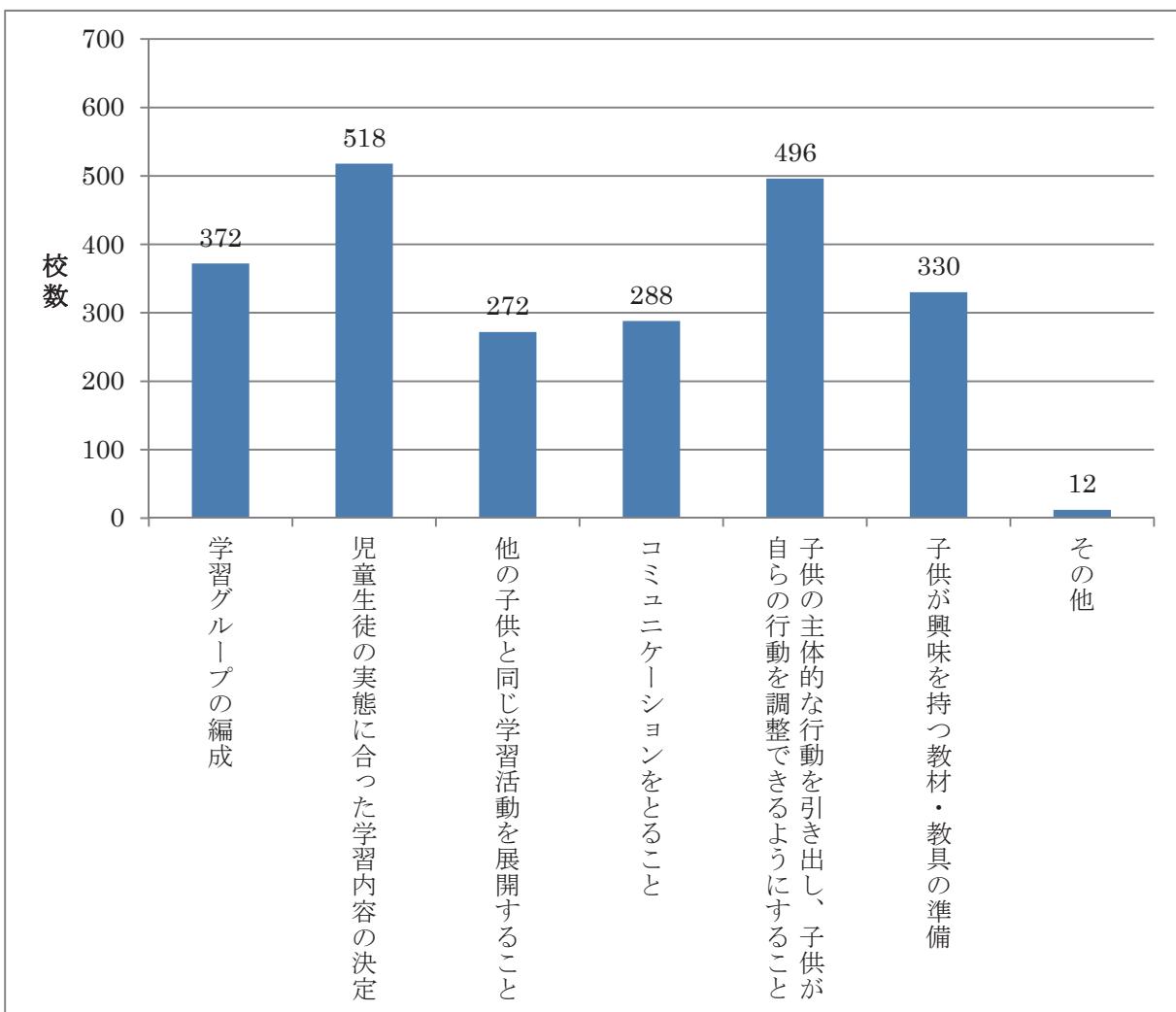
重複障害のある子供の集団における授業での具体的な課題は、以下の結果となった。

最も多いのは、「子供の実態に合った学習内容の決定」で518校あり、「子供の主体的な行動を引き出し、子供が自らの行動を調整できるようにすること」で496校の順であったが、あまり差はなかった。

次は、「学習グループの編成」で372校、「子供が興味を持つ教材・教具の準備」で330校、「コミュニケーションをとること」で288校、「他の子供と同じ学習活動を展開すること」で272校の順であった。

その他は、12校であった。その他の記述は、以下の通りであった。

「マンツーマンの活動をすると待ち時間が長くなる」、「医ケアを必要とする子供の活動時間の確保」、「狭隘化、施設・設備の不足」、「子供の人数が少ないので、集団の中で実態差ができてしまう」、「授業をする側の教師の課題として、授業に臨む前に授業のねらいや個々の子供への配慮点等を十分に確認できずに授業を行っていることがある。全ての集団授業で打ち合わせをすることが難しい状況がある。」、「少人数のため集団が作れない」、「常時医療管理を要するためベッドサイド学習をしている。他児との場の共有が困難。」、「人数が少なく集団にならない」、「対象子供が少なく重複学級で集団構成しにくい」、「通常学級の子供との合同授業について」、「二次障害に対する対応」が各1校であった。



n=658

図 2-9 集団における授業で課題となっていること

2) 重複障害のある子供の集団における授業で工夫していること（複数回答可）

重複障害のある子供の集団における授業で工夫していることは、以下の結果となつた。

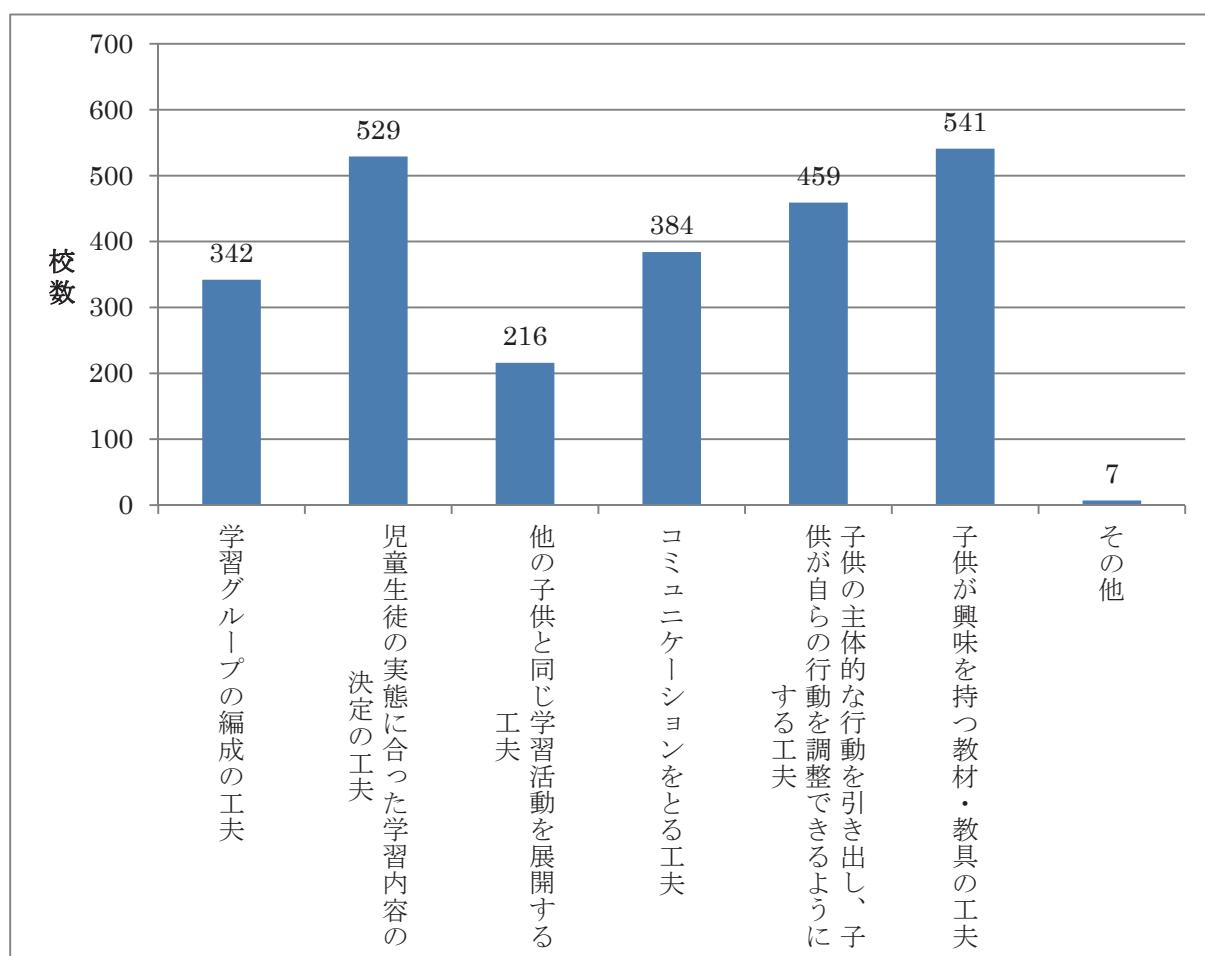
最も多いのは、「子供が興味を持つ教材・教具の工夫」で 541 校あり、「子供の実態に合った学習内容の決定の工夫」で 529 校の順であった。

次は、「子供の主体的な行動を引き出し、子供が自らの行動を調整できるようにする工夫」で 459 校、「コミュニケーションをとる工夫」で 384 校、「学習グループの編成の工夫」で 342 校の順であった。

比較的少なかったのは、「他の子供と同じ学習活動を展開する工夫」で 216 校であった。

その他は、7 校であった。その他の記述は、以下の通りであった。

「児童生徒の発達段階や生活年齢に即した課題設定や発問、声かけの仕方の工夫。」、「五感を活用するような授業」、「視覚的な支援・提示による分かりやすい説明・見通し。」、「子供の見取り方法」、「集団の授業は行っていない」が各 1 校であった。



n=664

図 2-10 集団における授業で工夫していること

4. 重複障害学級に在籍する子供の教育の充実のための教職員の専門性の担保について

(1) 重複障害学級を担任する教員の専門性について

1) 重複障害学級を担任する教員の専門性について課題となっていること（複数回答可）

重複障害学級を担任する教員の専門性について、課題となっていることについて、尋ねたところ、「特に課題はない」と答えた学校は、11校であった。課題がある学校は、653校であった。

重複障害学級を担任する教員の専門性について、具体的な課題は、以下の結果となった。

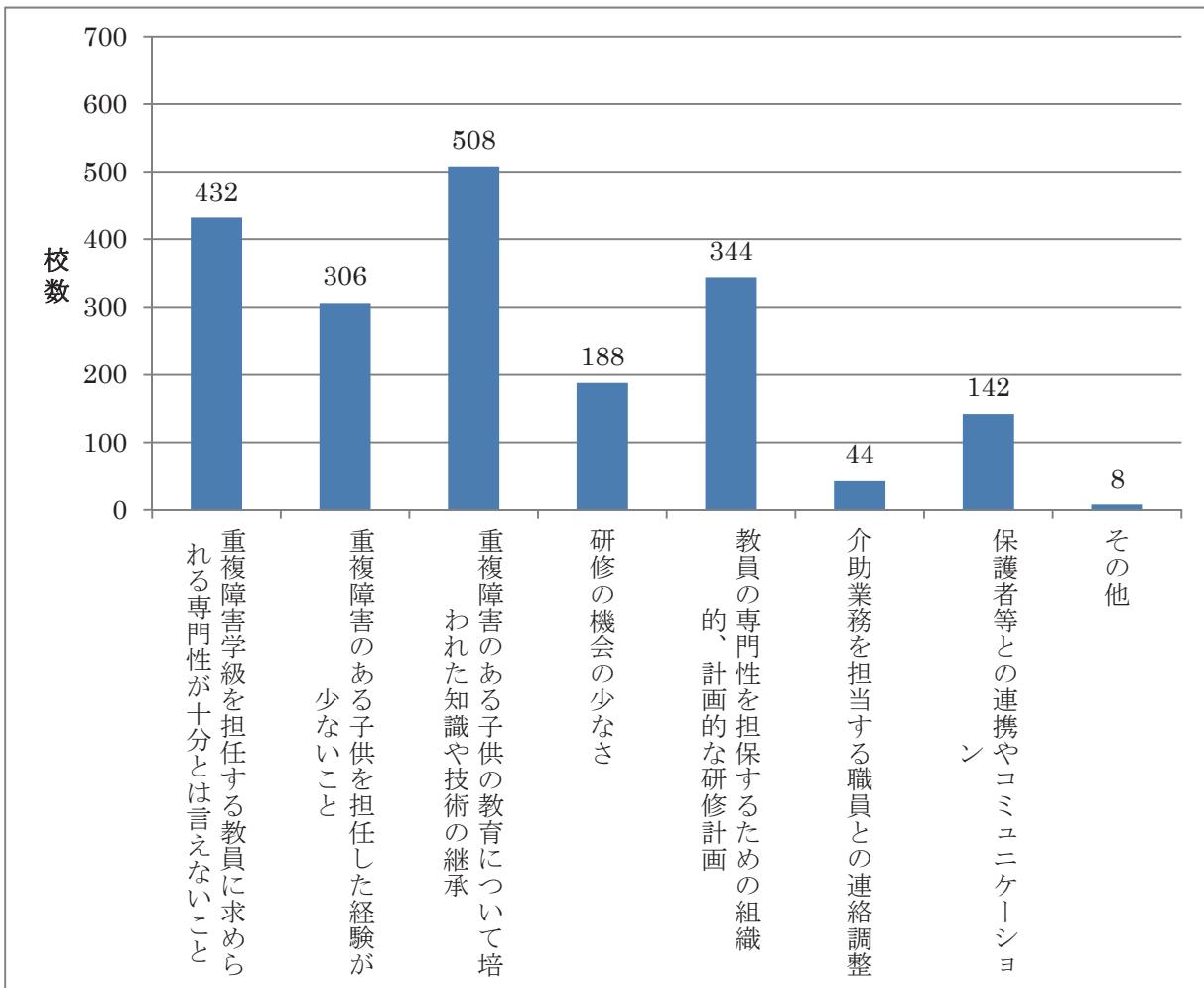
最も多いのは、「重複障害のある子供の教育について培われた知識や技術の継承」で508校あり、「重複障害学級を担任する教員に求められる専門性が十分とは言えないこと」で432校の順であった。

次は、「教員の専門性を担保するための組織的、計画的な研修計画」で344校、「重複障害のある子供を担任した経験が少ないこと」で306校の順であった。

比較的少なかったのは、「研修の機会の少なさ」で188校、「保護者等との連携やコミュニケーション」で142校、「介助業務を担当する職員との連絡調整」で44校の順であった。

その他は、8校であった。その他の記述は、以下の通りであった。

「高度の医療的ケアの対応」、「専門性の高い教員と未熟な教員との差が大きい。」、「学校全体をみたときに、重複学級の専門性が十分とは言えない教員を重複学級に配置せざるを得ない現状がある。」、「正規教員の配置が少なく、臨時的任用教員に依存している。」、「個々の幼児子供のニーズが多様で、実態把握、指導方法、指導内容を体系化しにくい。(わかりやすくしにくい。)」、「若年層の育成」、「専門性の高い教員と経験不足(専門性不十分)の教員とが混在」、「学習環境の整備のための予算確保等」が各1校であった。



n=653

図 2－11 重複障害学級を担任する教員の専門性について課題となっていること

2) 重複障害学級を担任する教員の専門性の確保について学校として工夫していること（複数回答可）

重複障害学級を担任する教員の専門性の確保について、学校として工夫していることについて尋ねたところ、以下の結果となった。

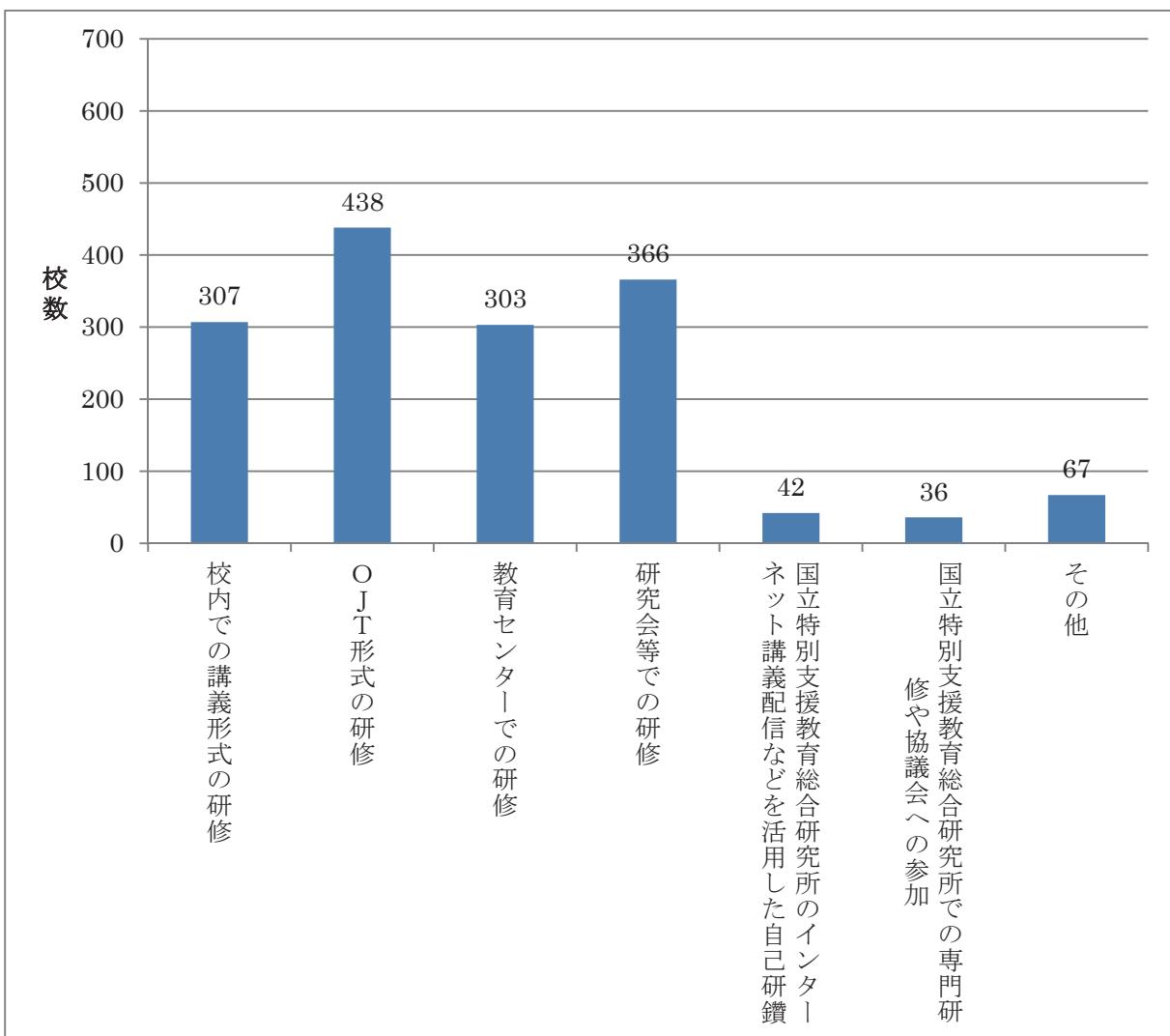
最も多いのは、「OJT 形式の研修」で 438 校あり、「研究会等での研修」で 366 校の順であった。

次は、「校内での講義形式の研修」で 307 校、「教育センターでの研修」で 303 校の順であった。

比較的少なかったのは、「国立特別支援教育総合研究所のインターネット講義配信等を活用した自己研鑽」で 42 校、「国立特別支援教育総合研究所での専門研修や協議会への参加」で、36 校の順であった。

その他は、67 校あった。その他の記述は、以下の通りであった。

「ベテラン教員からの助言等」 6 校、「外部専門家（OT、ST 等）からの助言や指導等」 12 校、「校内での実技研修等」 6 校、「校内研究の活用等」 2 校、「大学等との連携」 2 校あった。これ以外では、「年間最低一回は一人一研修に参加し、全体に発表するようになっている。」、「年に数回、子供及び保護者に参加を依頼する研修を実施」、「中学生だが各教科担当が工夫して実施している」、「地域医療機関との連携」、「担当者への直接指導助言」、「担当教員によるグループ研修」、「他校や関係機関の専門家を講師として招いた研修の機会を設ける」、「他校の研修会への参加」、「他校が開催する研修会の積極的な参加」、「他の障害種別の特別支援学校から転入してきた教員のノウハウを活かす。」、「専門職 OT、PT、ST や歯科医による来校相談を活用」、「自立活動教諭を中心とした研修会」、「資料の配付、動画の配信、文献の紹介等」、「施設見学」、「指導主事や外部専門家による授業参観・観察とケース会議」、「今年度は、校内研修として他校の自立活動教諭を招いて、摂食指導に関する研修を行った」、「校内研修の中での情報共有や指導の検討」、「県特別支援学校長会主催研修」、「県教委主催の資格取得のための研修受講等への参加推奨」、「県や他校主催の研修の活用」、「県の指導教諭を派遣してもらい、助言をいただき授業改善を行っている。」、「研修部を中心に、毎年計画的に課題に即した研修内容を設定している。」、「研究部会での協議、年間計画に指導計画検討会を明記する」、「研究授業の実施」、「研究指導部を中心とした研修」、「月に 1 ~ 2 回、重複学級会及び研修を実施し、専門性の確保に努めている。」、「教員のニーズに合った形で研修に取り組んでいる」、「教育専門監や学部主事、研究主任が授業を参観し助言する「授業者実践研修」の実施」、「機関誌等の購読・回覧」、「管理職による指導、資料提示を含む」、「学部を越えた重複学級担任の会議や研修の計画、実施。」、「学部、学年内の個別ケースに関する情報共有」、「各自、研修会に参加し場合に情報を紹介し職員間で共有する」、「外部講師、所属教員による実技研修を多く行っている。」、「外部からの講師による研修会」、「リハビリ研修」、「メンター研修」、「ニーズに合ったかたちで研修に取り組むこと。」が各 1 校であった。



n=664

図2-12 重複障害学級を担任する教員の専門性の確保について学校として工夫していること

(2) 重複障害学級を担任する教員が重複障害教育の専門性に基づいた指導が十分にできていると感じているかについて

重複障害学級を担任する教員が重複障害教育の専門性に基づいた指導が十分にできていると感じているかについて尋ねたところ、以下の結果となった。

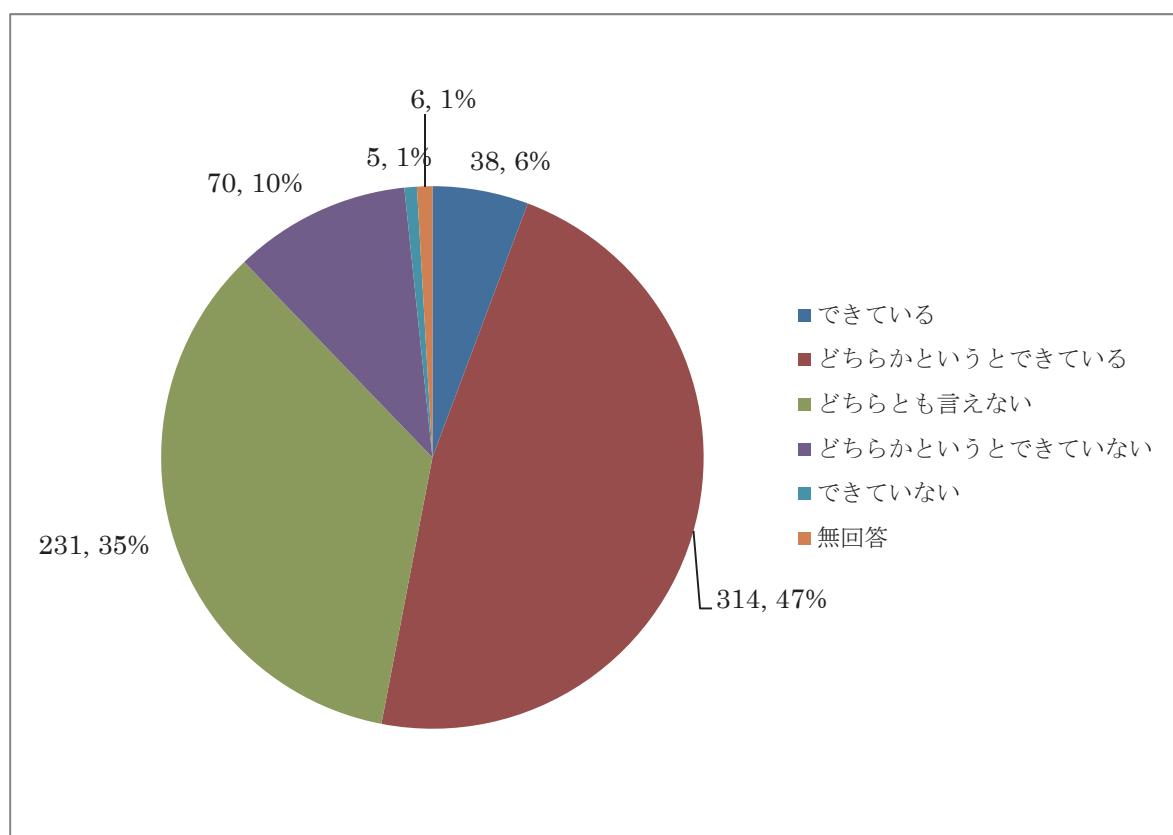
「できている。」と答えた学校は、38校あり、「どちらかというとできている。」と答えた学校は、314校あった。

これを合わせると53%であり、半数以上の学校が重複障害学級を担任する教員が重複障害教育の専門性に基づいた指導ができていると感じていることが示された。

「どちらとも言えない。」と答えた学校は、231校あった。

「どちらかというとできていない。」と答えた学校は、70校あり、「できていない。」と答えた学校は、5校あった。

無回答は、6校あった。



(図中の数値は、「校数、パーセント」の順に表記) n=664

図2-13 重複障害教育の専門性に基づいた指導が十分にできていると感じているかについて

5. 重複障害学級に在籍する子供の教育の充実のための学校体制について

(1) 特別支援学校との連携について

1) 他の特別支援学校との連携の有無

重複障害学級が、他の特別支援学校と連携しているかについて尋ねたところ、連携していると答えたのは、292 校であった。連携していないのは、366 校であった。

無回答は 6 校であった。

2) 連携している特別支援学校について（複数回答可）

連携していると答えた学校のうち、連携先の特別支援学校は、以下の結果となった。

最も多いのは、「肢体不自由者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校」で 167 校であった。

次は、「視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校」で 130 校、「聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校」で 106 校、「知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校」で 103 校の順であった。

比較的少なかったのは、「病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校」で 44 校であった。

その他は、9 校であった。その他の記述は、以下の通りであった。

「県肢体不自由児教育研究会が設立されており、様々な校種と連携する機会を設けている。」、「高等部から校区が変わるため肢体の学校へ体験入学を行っている。」、「自閉症」、「専門職のブロック内活用」、「他校の自立活動教諭と連携」、「入院前の前籍校」、「病弱特支であるため、必要に応じて他障害種の学校と連携している。」、「本校に配置されていない多職種の自立活動教諭（専門職）の配置校」、「本校は入院している子供たちなので、全部が対象となってきます。現在は知的です。」が各 1 校であった。

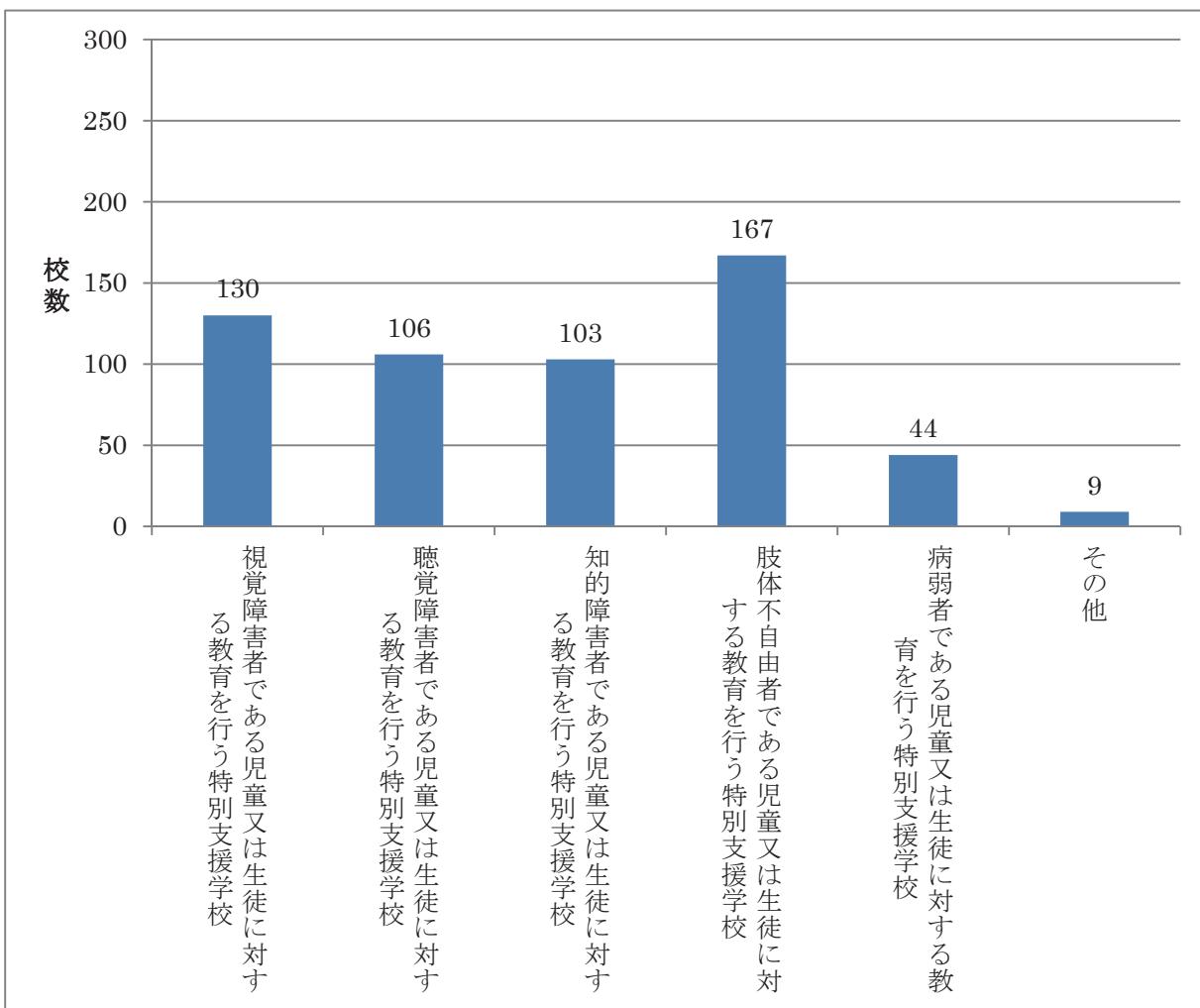


図 2-14 連携している特別支援学校について

3) 連携の内容について（複数回答可）

連携していると答えた学校のうち、連携の内容を尋ねたところ、以下の結果となつた。

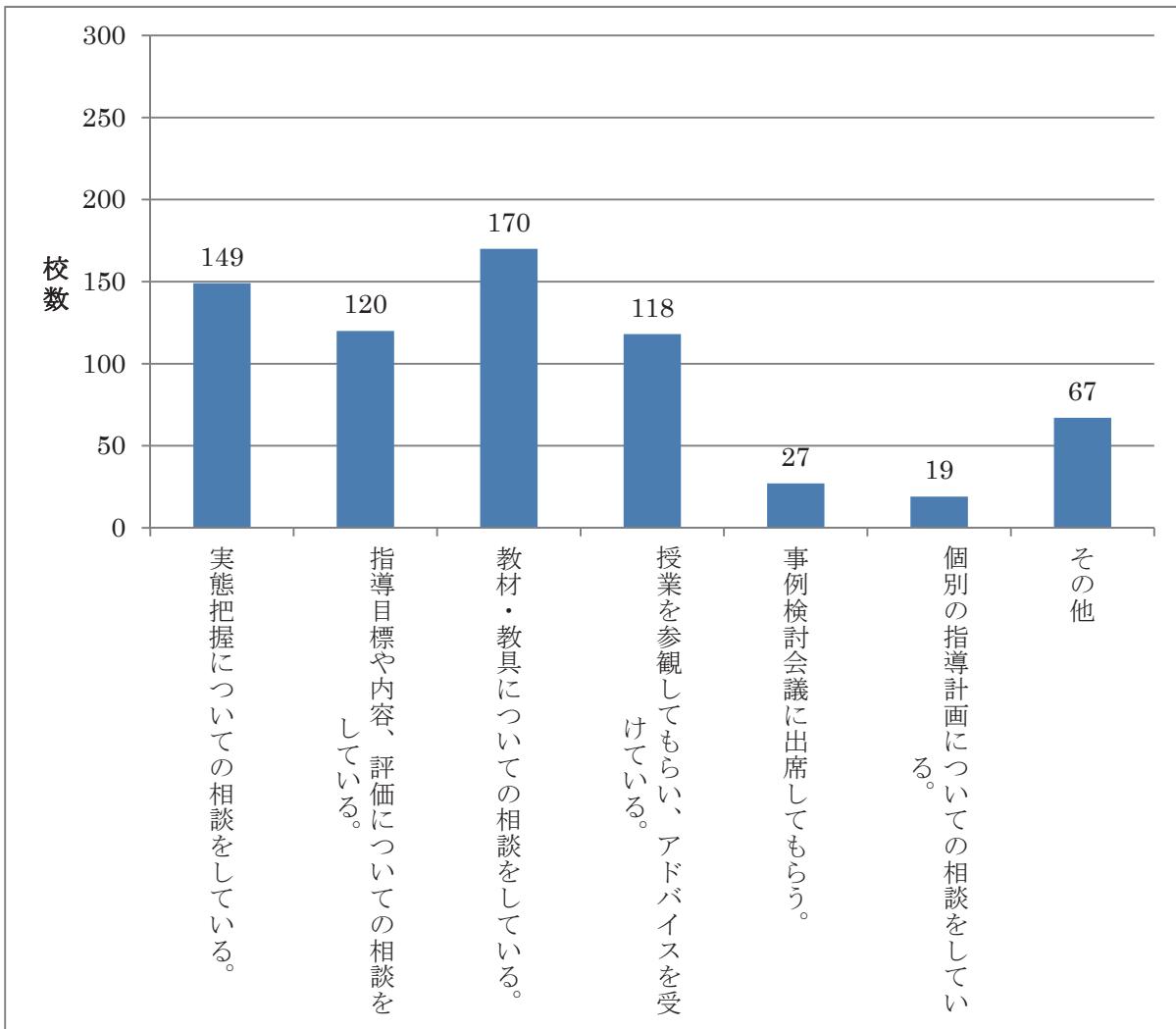
最も多いのは、「教材・教具についての相談をしている。」で 170 校あり、「実態把握についての相談をしている。」で 149 校の順であった。

次は、「指導目標や内容、評価についての相談をしている。」で 120 校、「授業を参観してもらい、アドバイスを受けている。」で 118 校の順であった。

比較的少なかったのは、「事例検討会議に出席してもらう。」で 27 校、「個別の指導計画についての相談をしている。」で 19 校の順であった。

その他は、67 校あった。その他の記述は、以下の通りであった。

「教員の研究会、研修会等」16 校、「交流及び共同学習に関すること等」9 校、「授業見学等」7 校、「医療的ケアに関すること等」が 3 校、「ウェブを使った交流及び共同学習等」3 校、「公開研究会等への参加」2 校あった。これ以外では、「県内肢体不自由特別支援教育研究協議会で研修会を開催している。自立活動主任の集まる会を開催し、情報交換する等の連携を行っている。長期休業中の各校開催の研修会に参加ができる機会を設けている。」、「PT、OT の派遣要請」、「くるまイス研修会」、「スムーズに進学できるよう連携」、「ネットワーク研修会で情報交換をしている」、「教務主任者会を通して、個別の指導計画や授業改善等について、定期的に情報共有している。」、「近隣の特別支援学校と連携し、様々な情報を共有している。」、「県の外部専門家活用事業において PT の派遣を依頼している」、「校内研修の講師」、「高等部入学選考における実態把握について」、「作品交流」、「支援学校教員研究の活動」、「就学に関する相談」、「情報交換」、「前籍校と情報交換を行う。」、「相互に授業見学、学校概要に関する研修を実施している。」、「知的障害特別支援学校の普段の授業に入り、交流することで、互いの子供の理解や専門性を深めることにつなげている」、「地域支援ネットワークによる情報交換」、「定期的に交流相手校の授業に参加している。」、「年に数回合同で授業を行っている。」、「復学の際に、病気に関する情報提供を適宜行っている。」、「市知的障がい教育研究連盟実践交流会」、「保護者の意見交換会」、「保護者の相談にも対応している」、「本校が相談を受けるケースが多い」、「毎年研修会を行う」、「盲学校主催の見え方相談会に出席したり、研修会に参加したりしている。肢体不自由児についての研修会でした不自由児特別支援学校の職員を講師に招聘している。」が各 1 校であった。



n=292

図 2-15 連携の内容について

4) 複数の障害種に対応した教育を提供する仕組み

重複障害学級では、それぞれの学校種による教育の充実だけでなく、複数の障害種に対応した教育を提供する仕組みが十分にできていると感じているかを尋ねたところ、以下の結果となった。

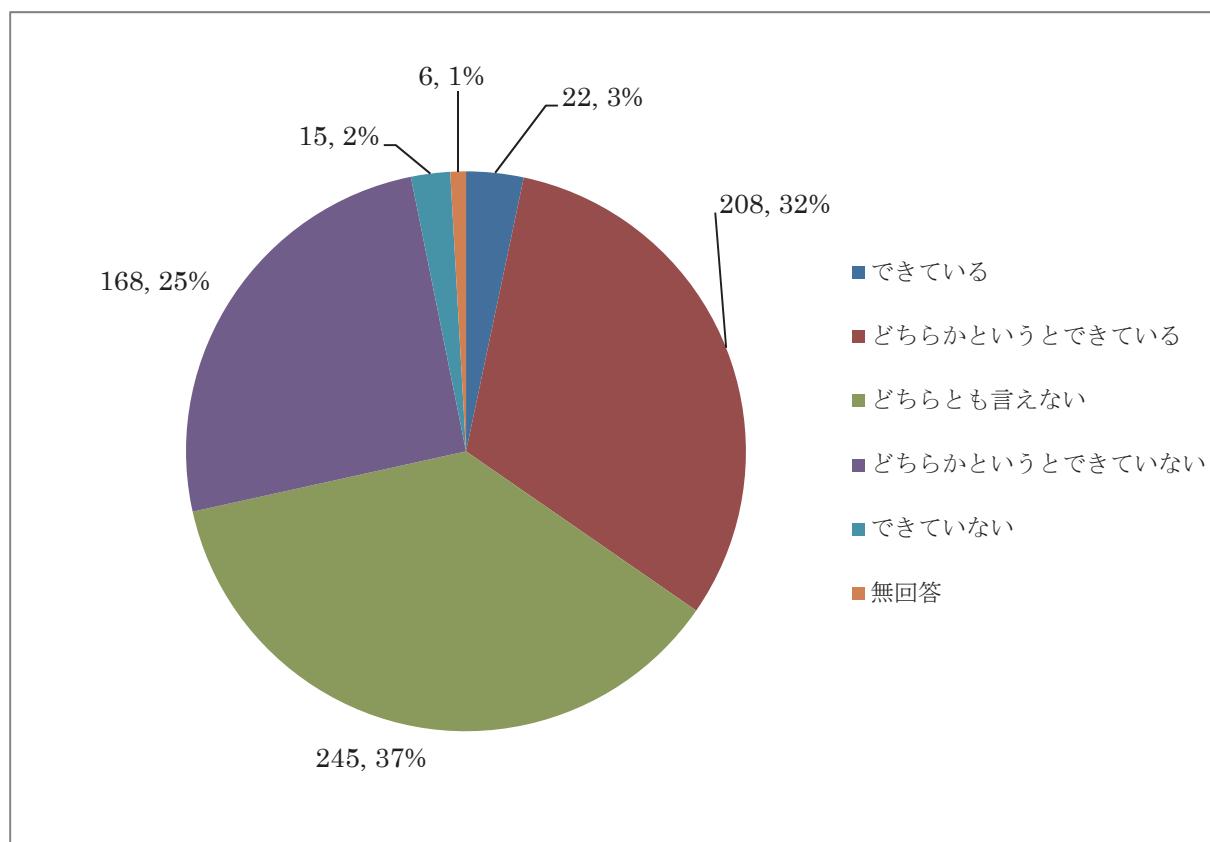
「できている。」と答えた学校は、22校、「どちらかというとできている。」と答えた学校は、208校であった。

これを合わせると35%の学校が、複数の障害種に対応した教育を提供する仕組みができていると感じていることが示された。

「どちらとも言えない。」と答えた学校は、245校あった。全体の37%であった。

「どちらかというとできていない。」と答えた学校は、168校、「できていない。」と答えた学校は、15校であった。

無回答が6校あった。



(図中の数値は、「校数、パーセント」の順に表記) n=664
図 2-16 複数の障害種に対応した教育を提供する仕組み

(2) 多職種連携について

1) 校内の職種について（複数回答可）

校内でどのような職種の方がかかわっているかについて尋ねたところ、以下の結果となった。

最も多いのは、「医師」で 422 校、「看護師」で 421 校、「作業療法士（OT）」で 404 校、「理学療法士（PT）」で 398 校、「言語療法士（ST）」で 369 校の順であった。

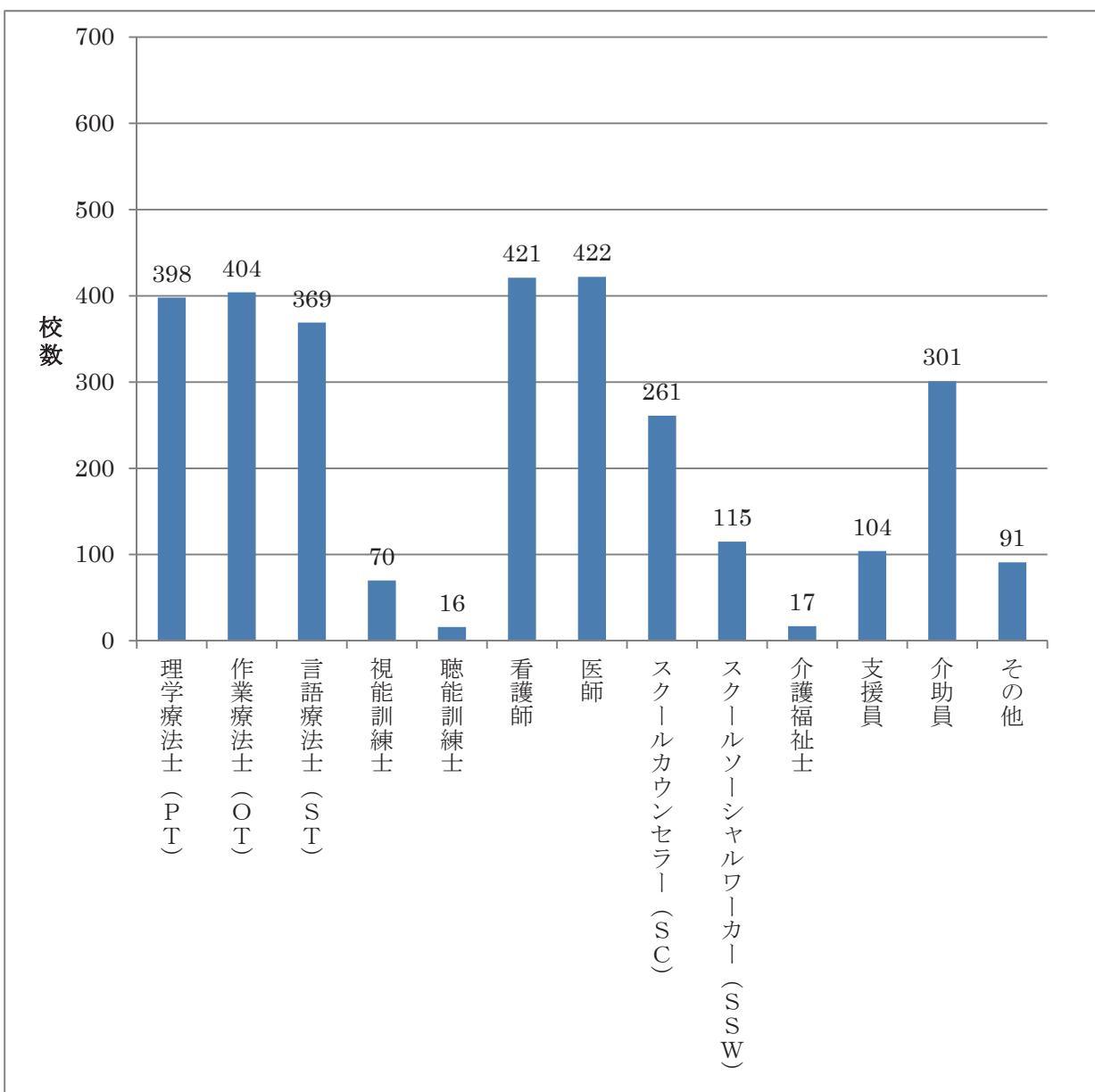
次に多いのは、「介助員」で 301 校あり、「スクールカウンセラー（SC）」で 261 校の順であった。

比較的少なかったのは、「スクールソーシャルワーカー（SSW）」で 115 校、「支援員」は、104 校、「視能訓練士」70 校の順であった。

かなり少なかったのは、「介護福祉士」で 17 校、「聴能訓練士」で 16 校の順であった。

その他は 91 校であった。その他の記述は、以下の通りであった。

「臨床心理士等」30 校、「相談支援専門員」10 校、「大学の教員等」8 校、「歩行訓練士」7 校、「臨床発達心理士」6 校、「メディカルソーシャルワーカー」3 校、「保育士」3 校、「児童相談所」3 校、「補聴器関係業者」2 校、「言語聴覚士」2 校、「歯科医」2 校、「歯科衛生士」2 校、「実習助手」2 校、「通訳」2 校、「相談支援専門員」2 校、「保健師」2 校、「寄宿舎指導員」2 校であった。それ以外では、「JST（ジョブ サポート ティーチャー）」、「MSW」、「CLS」、「CCS」、「認定看護師」、「デイサービス職員」、「計画相談員」、「ジョブコーチ」、「スクールサポーター」、「スクールバス乗務員」、「スクールロイヤー」、「ボランティア」、「栄養教諭」、「学園職員（心理士、児童指導員）」、「学校薬剤師」、「学習サポーター」、「機能訓練士」、「技術員」、「教育委員会」、「教員業務アシスタント」、「言語通級指導教室担当者」、「個別に関わっている PT、OT、Dr、相談員の例はある」、「指導員」、「施設指導員」、「施設内教育については、入院子供が対象なので医療機関との連携ができる」、「教材製作アドバイザー」、「学校介護職員」、「児童指導員」、「家庭児童相談室等」、「児童福祉施設の職員」、「自立活動教諭」、「社会人講師」、「小児病棟の保育士」、「社会自立支援員」、「摂食 ST」、「教材教具アドバイザー」、「授業アドバイザー」、「摂食カウンセラー」、「就業支援相談員」、「地域の読書活動推進の方々や各種芸術活動アーティスト等」、「高専の方々」、「大学の学生等」、「調理師」、「入所施設職員」、「必要に応じて他校の OT、PT に相談し指導助言を得ている」、「病院関係者」、「栄養士」、「オプトメリスト」、「生活訓練等指導員」、「放課後デイサービス事業所」、「音楽療法士」、「児童福祉士」、「療育指導員」、「療育施設指導員」、「言語聴覚士」、「社会福祉士」が各 1 校であった。



n=664

図 2-17 校内でかかわっている方の職種について

2) 教員以外の職種（医療、福祉等）の方々と教育の専門性にもとづいて話が十分にできていると感じているかについて

重複障害のある子供の担任は、教員以外の職種（医療、福祉等）の方々と教育の専門性にもとづいて話が十分にできていると感じているかについて尋ねたところ、以下の結果となった。

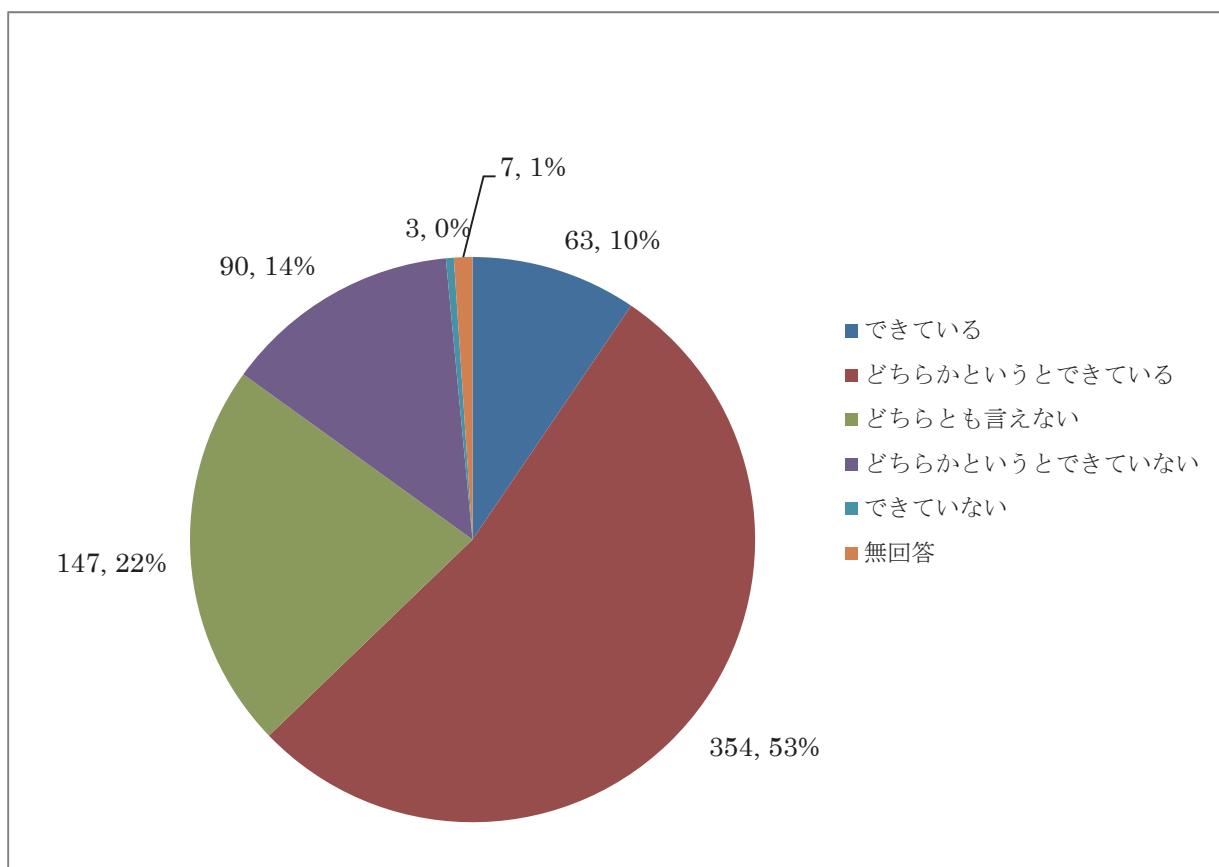
「できている。」が 63 校、「どちらかというとできている。」が 354 校であった。

これを合わせると 64% の学校が、重複障害のある子供の担任は、教員以外の職種（医療、福祉等）の方々と教育の専門性にもとづいて話ができると感じていることが示された。

「どちらとも言えない。」と答えた学校は、147 校あった。

「どちらかというとできていない。」と答えた学校は、90 校、「できていない。」と答えた学校は、3 校であった。

無回答は、7 校であった。



(図中の数値は、「校数、パーセント」の順に表記) n=664
図 2-18 教員以外の職種（医療、福祉等）の方々と教育の専門性にもとづいて話が十分にできていると感じているかについて

(3) 関係機関との連携

1) 連携・協力先について（複数回答可）

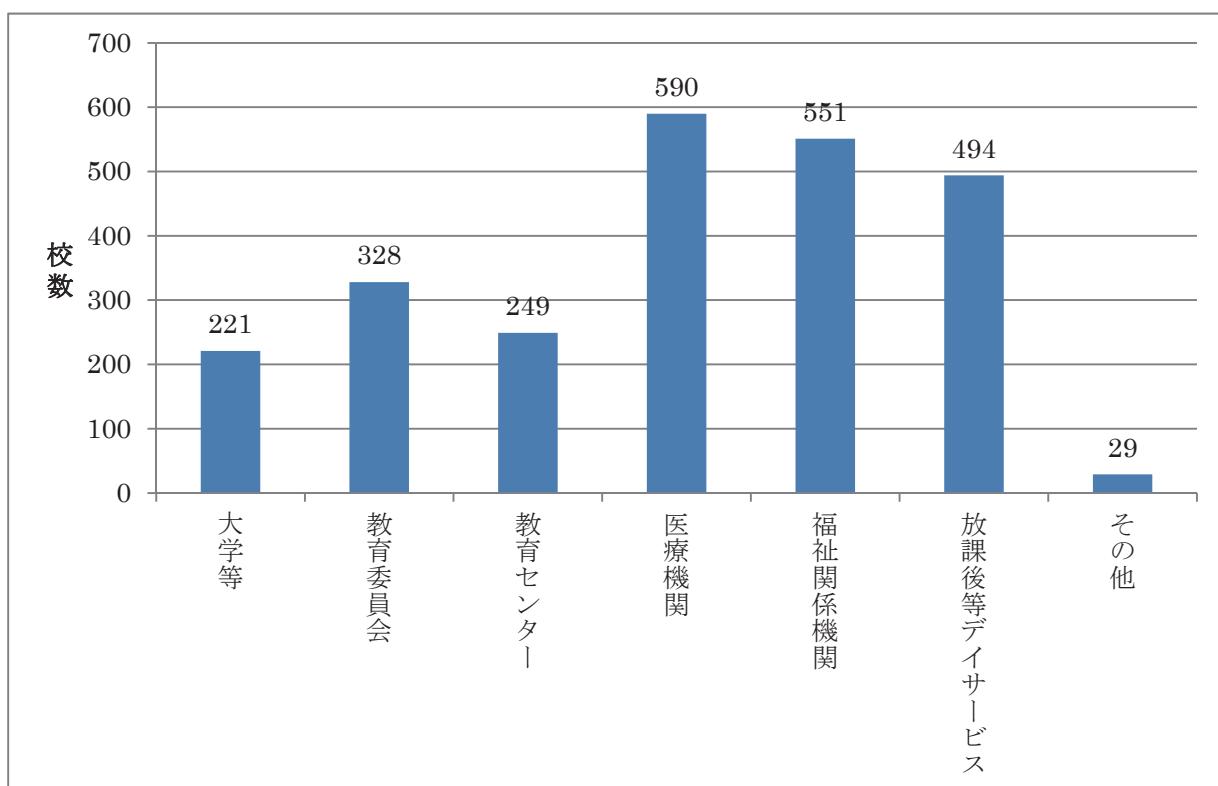
どのような関係機関と連携・協力しているかについて尋ねたところ、以下の結果となつた。

最も多いのは、「医療機関」で 590 校あり、「福祉関係機関」で 551 校、「放課後等デイサービス」で 494 校の順であった。

次は、「教育委員会」で 328 校、「教育センター」で 249 校、「大学等」で 221 校の順であった。

その他は、29 校あった。その他の記述は、以下の通りであった。

「児童相談所」6 校、「警察」2 校であった。それ以外に、「コアティーチャー在籍の特別支援学校」、「町の福祉課」、「子供相談センター」、「教育大学付属特別支援学校」、「近隣の小中学校等」、「県 ST 協会」、「市町村役場」、「消防署」、「市役所等の行政機関」、「視能訓練士」、「歩行訓練士」、「区役所」、「基幹相談支援センター」、「子供家庭支援センター」、「児童養護施設」、「就学前施設」、「就労支援センター」、「県リハビリテーションセンター」、「県視覚障害情報文化センター」、「相談支援センター」、「他障害種の特別支援学校」、「地域の人材」、「地域の様々な活動家の方々」、「地域住民（自治体）・近隣の県施設職員」、「聴覚および視覚支援センター」、「通学支援、アセスメント」、「発達障害支援センター」、「保育所等訪問支援事業所」、「補聴器に係る関係機関」、「補聴器会社」、「療育センター」、「労働機関」、「労働局」が各 1 校であった。



n=664

図 2-19 連携・協力先について

2) 関係機関との具体的な連携内容

関係機関とは、どのような連携をしているかについて尋ねたところ、以下の結果となつた。

最も多いのは、「実態把握についての相談をしている。」で 454 校あった。

次は、「授業を参観してもらい、アドバイスを受けている。」で 339 校、「事例検討会議に関係機関が出席している。」で 319 校の順であった。

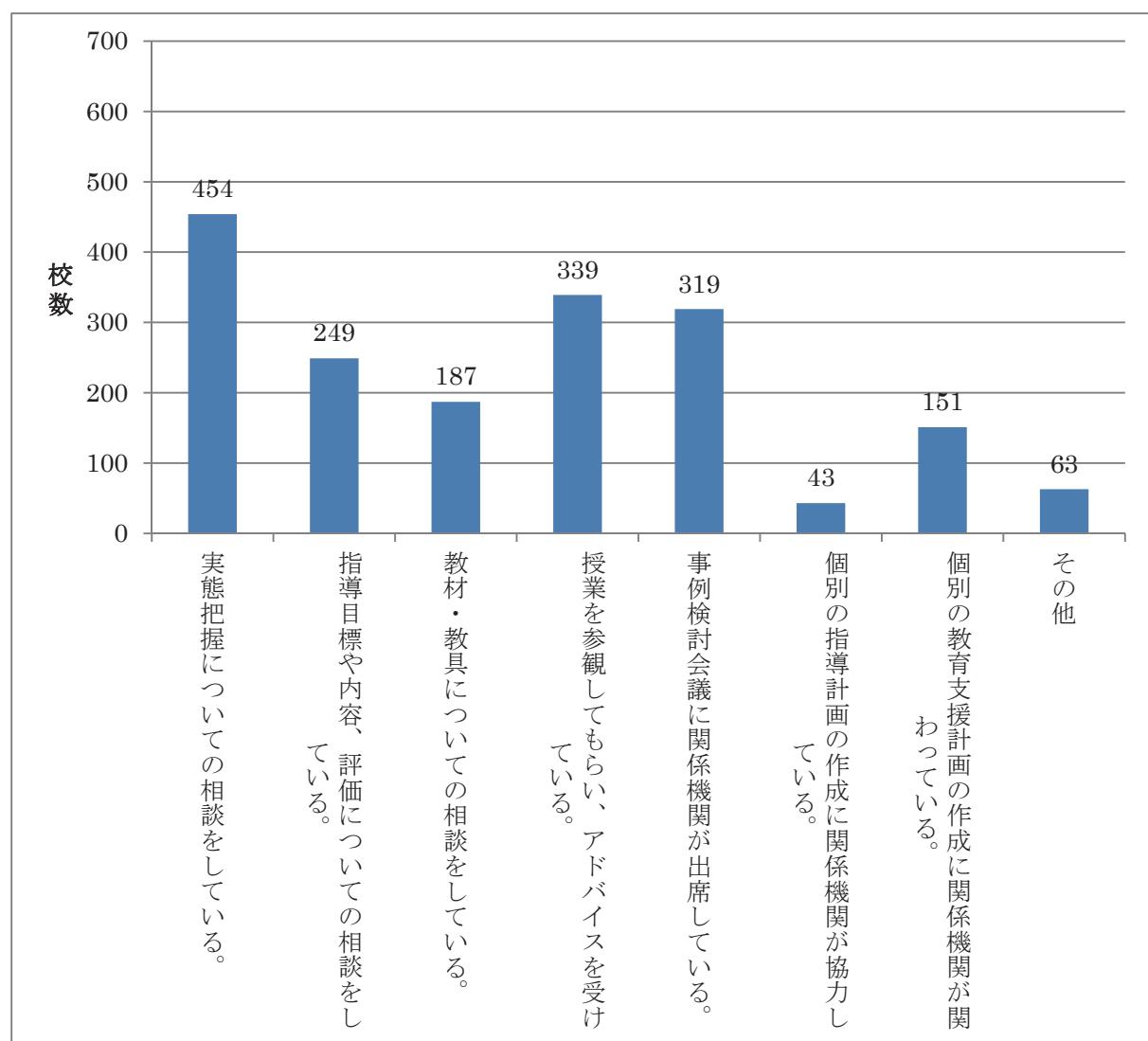
比較的少なかつたのは、「指導目標や内容、評価についての相談をしている。」で 249 校あり、「教材・教具についての相談をしている。」で 187 校、「個別の教育支援計画の作成に関係機関が関わっている。」で 151 校の順であった。

かなり少なかつたのは、「個別の指導計画の作成に関係機関が協力している。」で 43 校であった。

その他は 63 校であった。その他の記述は、以下の通りであった。

「医療的ケア」 4 校、「情報共有等」 4 校、であった。それ以外では、「ケースに応じた支援会議への出席」、「ケース会議で情報交換や家族・家庭支援についての相談、また、受診同行の際には生徒の情報を共有したり現在の病状における支援の手立て等のアドバイスをもらったりしている。」、「ケース会議に参加」、「コミュニケーションのとり方やかかわり方についての情報共有」、「医療機関を訪問、訓練の様子見学と支援のアドバイスを受ける」、「医療進路連携」、「医療相談の実施。福祉施設との情報交換」、「発達外来」、「医療的な情報を得たり学校の様子を伝えたりしている。」、「医療面の相談」、「家庭との連携」、「家庭状況にかかわる情報共有、授業内容の共有」、「学校での様子を伝えている」、「関係する子供の情報交換」、「関係機関主催の検討会に担任が出でている」、「関係機関主催の研修課等に参加」、「関係支援機関連絡会を毎年実施」、「関係者による総合的な事例検討会を行っている。」、「教育課程の策定について」、「訓練の参観や医療担当者との懇談」、「継続支援、見守り、情報提供・交換」、「月に 1 回、児童福祉施設との定例会議がある。」、「健康面、障害、疾病等、医療機関に相談している」、「研究への協力」、「現場実習」、「個別の教育支援計画の提供、実態把握や指導方法についての情報提供および共通理解」、「個別の指導計画や教育支援計画作成のための情報収集、家族や放課後等支援事業での過ごし方についての相談」、「個別の進路支援相談、実習先紹介」、「校外行事へ看護師の派遣」、「高等部卒業後の進路指導」、「産業現場等における実習の受け入れと評価」、「子供の状況の情報共有」、「指導に生かすための助言、子供理解のための情報交換」、「指導やかかわり方、医療行為や発作、体の状況についての把握・対応について連携をとっている。」、「子供の情報の共有」、「子供の情報共有」、「自立活動、進路に関すること」、「主に子供の情報交換」、「就学にあたっての引継ぎ」、「就学について」、「就労支援に係る情報共有。関係機関の支援目標を個別の教育支援計画に取り入れている。」、「宿泊を伴う行事への参加について、アドバイスを受けている。」、「支援会議」、「関係機関への理解啓発」、「進路に向けての相談」、「卒業後の就学等について相談している。」、「卒業後の生活について」、「災害時の避難について」、「退院前の復学支援」、「大会等運営ボランティア・研修会講師・医療相談(参観)」、「定期的な医教カンファの実施」、「適切な補聴環境に係るアドバイス等」、「日常的な指導機会における情報交換を行っている。」、「日々の様子等の共通理解、学校見

学会の開催による特別支援教育、学校への共通理解」、「入院型入所施設の併設校のため、自立活動等の授業の一部で助言をもらう等、当該施設と連携を密にしている。」、「病院のOTから、車いすの移乗や姿勢の保持についてアドバイスを受けている。」、「病院併設の分教室では、子供が入院患者であるため、医療的な面での指示やアドバイスを受けている。」、「病状についての相談」、「復学に際しての留意事項をアドバイスしていただく。」、「防災に関する情報交換、就労/福祉サービス等の情報交換」、「本人および家庭の支援」、「毎月、医師（小児科、整形外科）による診察を実施し、健康状態、身体の状態について相談し、アドバイスをもらっている」が各1校であった。



n=664

図2-20 関係機関との具体的な連携内容

3) 放課後等デイサービスの利用について

重複障害のある子供の保護者が放課後等デイサービスを利用しているかについて尋ねたところ「している。」と答えた学校は、615校あり、43校は、「していない。」と答えている。

無回答は、7校あった。

4) 放課後等デイサービスとの連携の中での課題について（複数回答可）

重複障害のある子供の保護者が放課後等デイサービスを利用していると答えた学校のうち、放課後等デイサービスとの連携の中で課題となっていることについて尋ねたところ、「特に課題はない」と答えた学校は、114校あった。残りの501校は課題がある状況である。

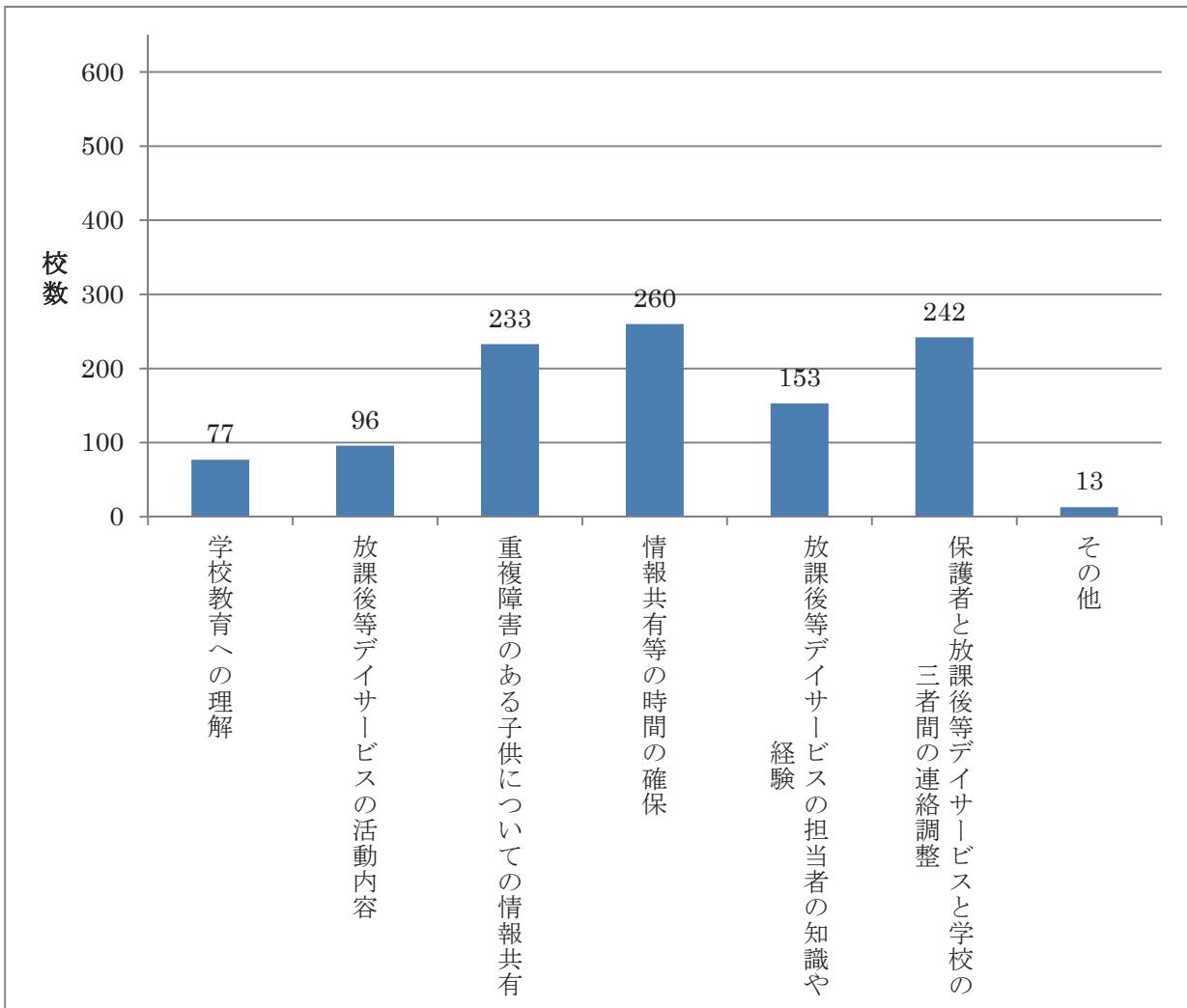
放課後等デイサービスとの連携の中での具体的な課題は、以下の結果となった。

最も多いのは、「情報共有等の時間の確保」で260校あり、「保護者と放課後等デイサービスと学校の三者間の連絡調整」で242校、「重複障害のある子供についての情報共有」で233校の順であった。

次は、「放課後等デイサービスの担当者の知識や経験」で153校、「放課後等デイサービスの活動内容」で96校、「学校教育への理解」で77校の順であった。

その他は、13校であった。その他の記述は、以下の通りであった。

「サービス利用の場所が限られていること」、「デイサービスへの連絡等は保護者を通じて行っているが、周知徹底が難しい状況も見られる。」、「医ケアがある子供が利用できる施設が限られている。また、重度の肢体不自由がある子供が利用できる施設も同様。」、「医療的ケアが必要な子供の利用について」、「医療的ケアが必要な子供を預けるための看護師の配置不足」、「医療的ケアの必要な子供の受け入れ」、「医療的ケア関係」、「迎えに来る担当者が日々変わり実態を知らない人が来ることがあり話が伝わらないことがある。」、「重複学級担当者以外の教員が部活動を担当しているため、部活終了時の生徒の引き渡し時において間違いなく引き渡すよう留意する」、「送迎時に敷地内に多くの送迎車両が入り、その誘導が大変である」、「送迎時の時間、安全な引き渡しについて」、「病院に入院しているので、実際利用しているかどうかわかりません。」、「保護者対応について」、「放課後等デイサービスやショートステイを利用する事業所が少ない」、「利用できる事業所が少ない」が各1校であった。



n=501

図 2-21 放課後等デイサービスとの連携の中での課題について

(4) 医療的ケアについて

1) 医療的ケアを行っている重複障害のある子供の在籍の有無

医療的ケアを行っている重複障害のある子供の在籍の有無について尋ねたところ、「いる。」と答えた学校は、439校あり、「いない。」と答えた学校は、218校であった。無回答は、7校あった。

2) 医療的ケアでの課題（複数回答可）

医療的ケアを行っている重複障害のある子供が在籍している学校のうち、医療的ケアで課題となっていることについて尋ねたところ、「特に課題はない」と答えた学校は、56校あった。この結果から、課題がある学校は、383校となる。

医療的ケアでの具体的な課題は、以下の結果となった。

最も多いのは、「子供の行事等への参加についての対応」で238校あり、「看護師の確保」が198校の順であった。

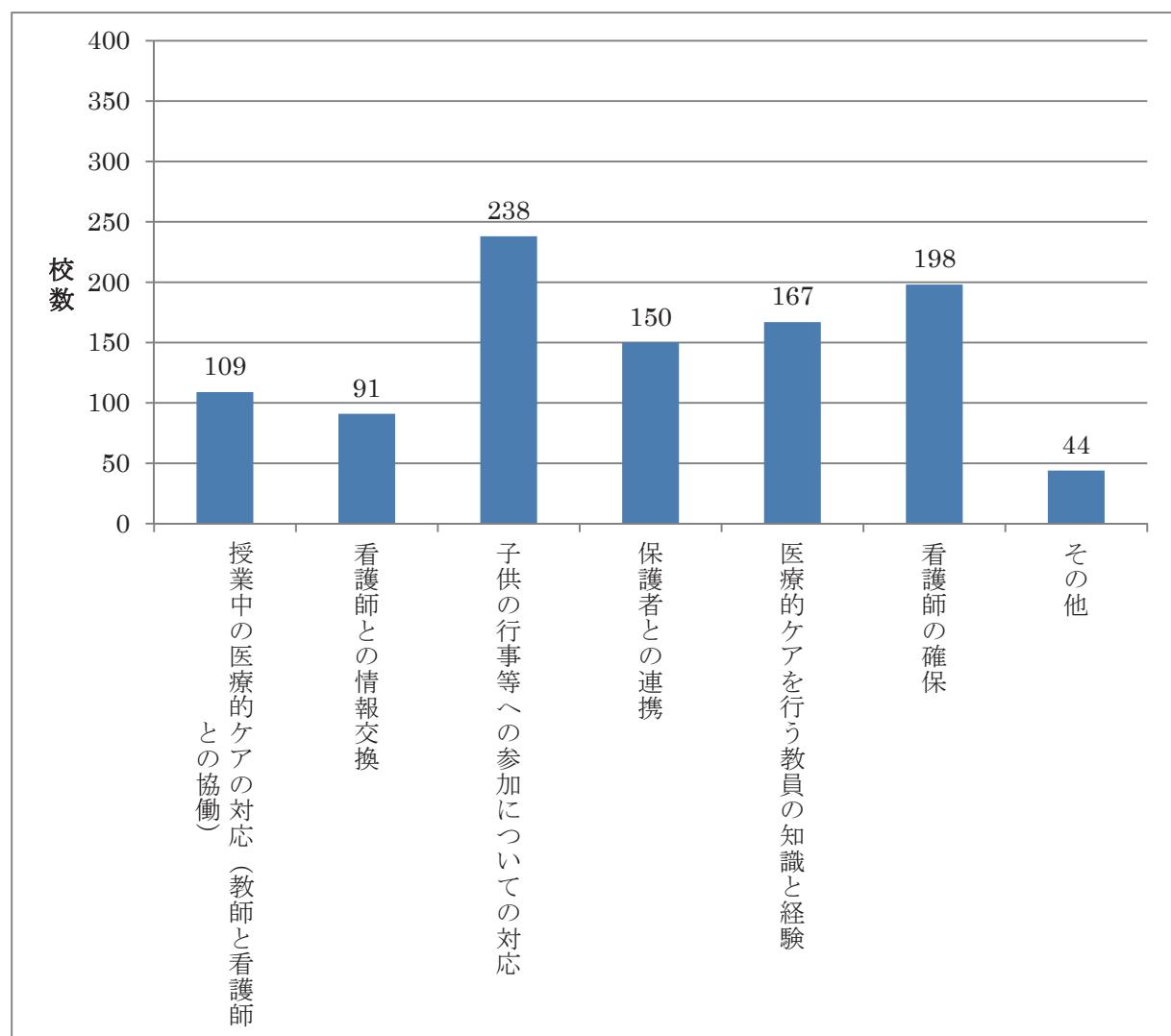
次は、「医療的ケアを行う教員の知識と経験」で167校、「保護者との連携」で150校の順であった。

比較的少なかったのは、「授業中の医療的ケアの対応（教師と看護師との協働）」で109校、「看護師との情報交換」は、91校の順であった。

その他は、44校であった。その他の記述は、以下の通りであった。

「対象子供の激増に伴う組織づくり・教員による手技の増加に伴う研修時間の確保・業務増加に伴う教員、看護師の負担感」、「3号研修の実技研」、「ケアの時間の確保（予算）」、「スクールバスの利用」、「センター校としての他校への支援体制の充実」、「医療機関が本校に隣接していないため」、「医療機関との密な連携」、「医療機関における施設内教育なので医療的ケアについては、問題はない。」、「医療設備が整った福祉施設に隣接しており、医療的ケアは福祉施設の看護師が行っている。」、「医療的ケアの児童の実態に応じた、個別の対応マニュアル作成、体調の変化によるマニュアルの見直しをの仕方があると戸惑うことがある。」、「医療的ケア子供以外の子供との兼ね合い、活動の確保・安全の確保」、「学校でできること、できないことの保護者との意識の差がある場合。看護師や教員の研修機会の設定。医ケアができるまでに時間がかかりすぎる。学校近隣の医療機関との提携。」、「学校看護師が配置されておらず、医療的ケアが必要な子供は登校できない。病室でも授業対応となり、1日の授業時数が少ない。」、「看護師が1人のため、休んだ時の代替の看護師がないこと。」、「看護師と教員のケアに対する認識の差」、「看護師と教員の研修の確保、看護師不在時の保護者対応の理解」、「看護師の人間関係」、「看護師の数と勤務時間」、「看護師配置によって教員数が削られてしまうこと」、「救急体制」、「教育課程」、「教育課程外で看護師が不在となる部活動への参加の在り方」、「教員の定数を削って配置している」、「教員は医ケアを行っていない。」、「教員や看護師が出張等で不在になるときの対応」、「緊急時の対応」、「校外学習・修学旅行等の対応、通学用スクールバスの利用について」、「校外学習への対応」、「高度の医療的ケアの問題」、「肢体不自由や特別支援学校（病弱）のケアの内容は違いますし、王経処置の対応と薬物保管」、「主治医との情報交換」、「主治医との情報交換と意思疎通」、「主治医や指導医との連携、情報交換」、「小学校内の分教室児童の医療的

ケアを、保護者が学校に常駐して行っていること。」、「人工呼吸器やショット注入等新たな課題への対応」、「人工呼吸器装着への対応」、「体調不良時の見極め」、「知的障がい校における二分脊椎による導尿であり、車いすを使用しているため、通学バスへの乗降が抱えてとなり、非常に危険である」、「通学手段の確保」、「登下校支援」、「年度初めの看護師の勤務時間、保護者待機期間長さ」、「病院で行っている。」、「病院内の学校のため、教員と看護師との役割分担」、「放課後等デイサービス等の受け入れ」、「訪問学級で対応」、「本採用された看護資格を持つ教諭の体制作り」、「毎日看護師による医療的ケアが実施できていない」、「隣接する医療機関との連携」が各1校であった。



n=383

図2-22 医療的ケアでの課題

6. 保護者等との連携

(1) 保護者との連携

1) 重複障害のある子供の保護者との連携の中で課題（複数回答可）

重複障害のある子供の保護者との連携の中で課題となっていることについて尋ねたところ、「特に課題はない」は、109校あった。この結果から、課題がある学校は、556校となる。

保護者との連携の中での具体的な課題は、以下の結果となった。

最も多いのは、「子供の学びについての保護者との共通理解」で447校であった。

次は、「学校教育への理解」で220校、「保護者との話し合いの時間の確保」で188校の順であった。

その他は、18校であった。その他の記述は、以下の通りであった。

「進路指導等」が5校あった。それ以外では、「医療機関からの指示等が、保護者を介すと十分伝わりきれない。」、「外国人保護者との連携」、「関係機関との連絡が複雑になっていること」、「子供の実態、健康面についての共通理解」、「子供の実態の受けとめ」、「施設内教育の子供によっては、家庭との連携が困難な場合がある。」、「小学校内の分教室児童の医療的ケアのため、保護者が常時学校にいる。また、保護者の都合での早退があること。」、「障害受容」、「全員ではないが、対応が難しい配慮事項の要望がある。」、「病院や前籍校も含めた情報共有、その場の設定」、「福祉と学校とで受けられる医療的ケアの内容が異なることへの理解」、「保護者との間には児童福祉施設・児童相談所が介在するので、直接的な連携ができない。」、「保護者と教員間における子供の障害理解の差」、「保護者の付き添い」が各1校であった。

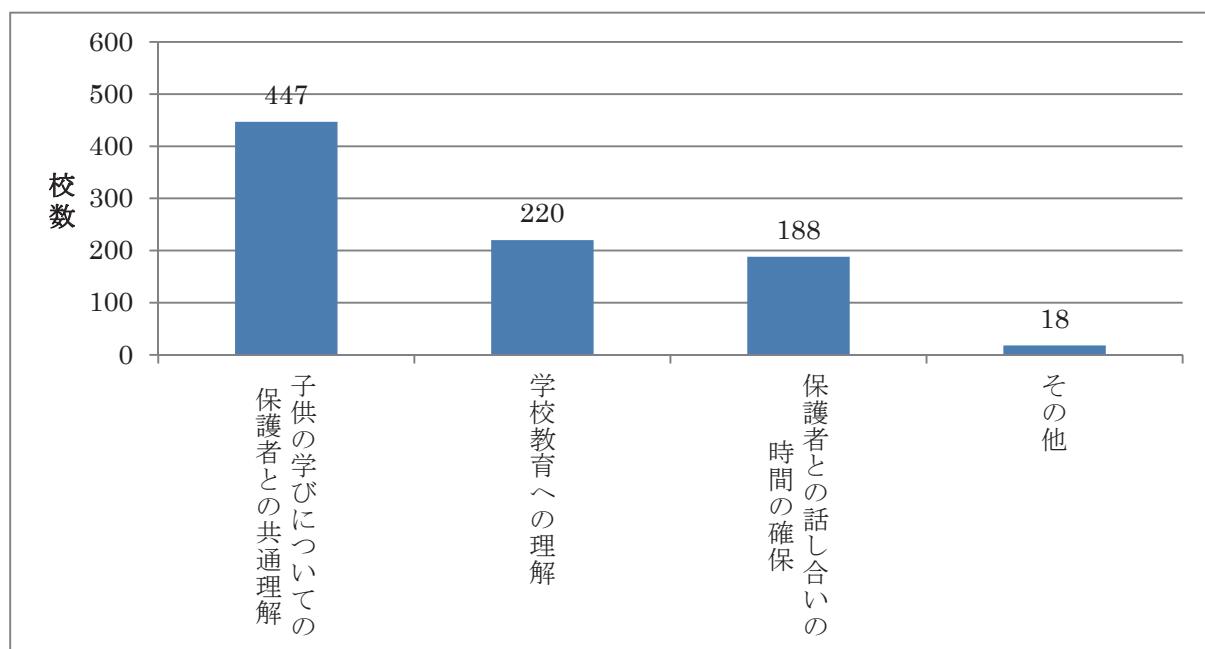


図2-23 重複障害のある子供の保護者との連携の中で課題

n=556

2) 重複障害のある子供の保護者との連携の中での工夫について（複数回答可）

重複障害のある子供の保護者との連携の中で工夫していることについて尋ねたところ、以下の結果となった。

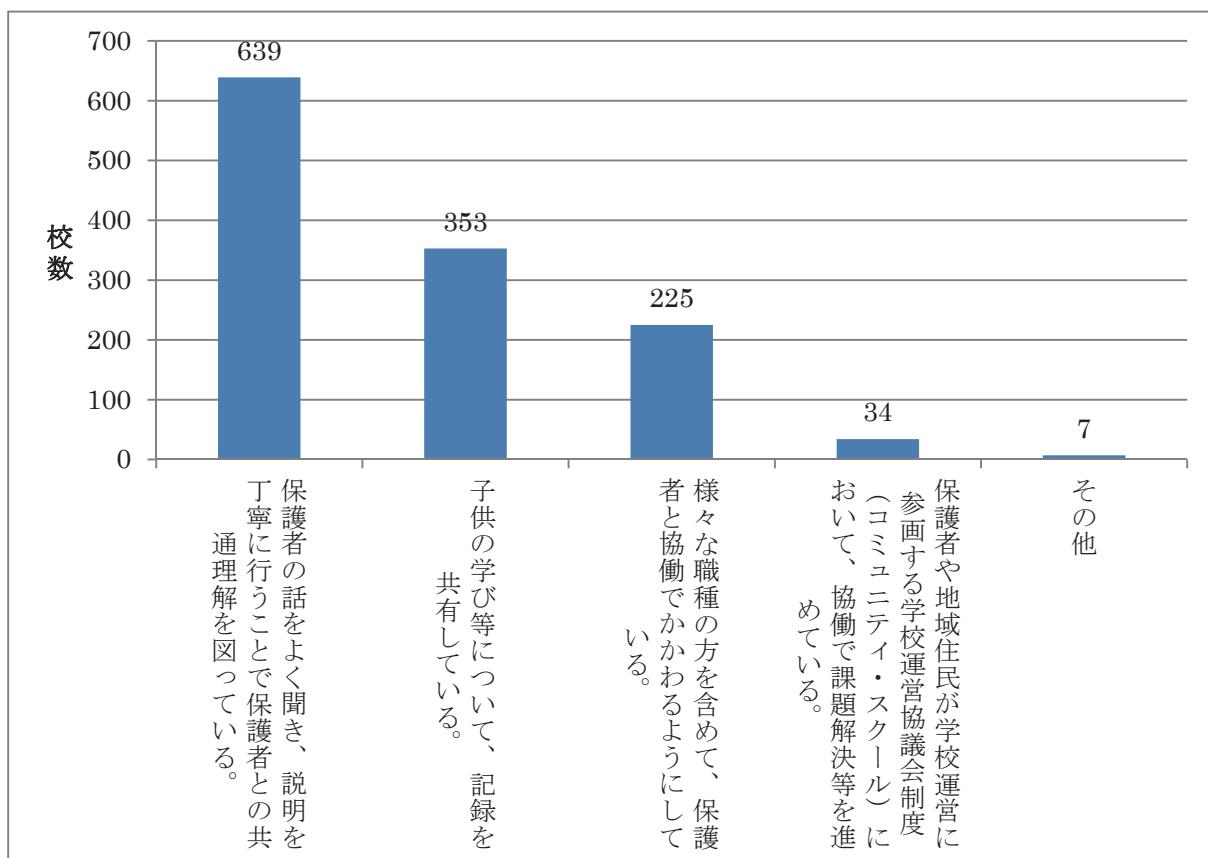
最も多いのは、「保護者の話をよく聞き、説明を丁寧に行うことで保護者との共通理解を図っている。」で 639 校あった。

次は、「子供の学び等について、記録を共有している。」で 353 校、「様々な職種の方を含めて、保護者と協働でかかわるようにしている。」で 225 校の順であった。

かなり少なかったのは、「保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）において、協働で課題解決等を進めている。」で 34 校であった。

その他は、7 校であった。その他の記述は、以下の通りであった。

「外国人保護者のために通訳と翻訳をする外国語支援員を利用している」、「校区である併設施設の子供は契約や措置入所のため保護者が来校する機会を保障できるようになっている」、「就学前施設や、前籍校との情報共有」、「日々連絡帳等を利用して子供の様子を伝え合っている。年に数回、三者懇談（保護者・学校・児童福祉施設）があるので、その際に共通理解を図っている。」、「病院内の分教室では毎月通信を発行している」、「毎日の連絡帳の活用」、「連絡帳を活用し日々の様子や保護者の困り感を共有している。」が各 1 校であった。



n=664

図 2-24 重複障害のある子供の保護者との連携の中での工夫について

(2) 保護者と教育の専門性にもとづいて話が十分にできていると感じているかについて

重複障害学級の担任が重複障害のある子供の保護者と教育の専門性にもとづいて話が十分にできていると感じているかについて尋ねたところ、以下の結果となった。

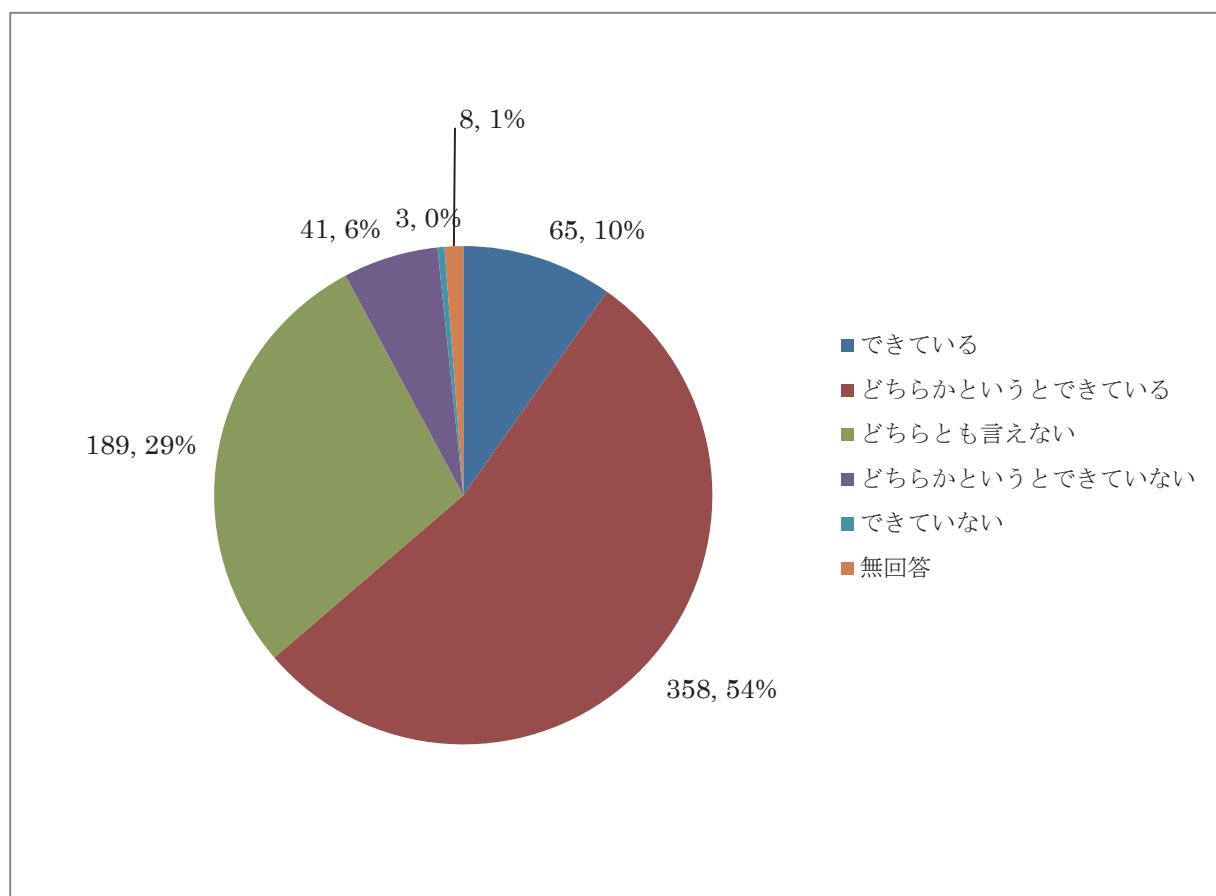
「できている。」と答えた学校は、65校であり、「どちらかというとできている。」と答えた学校は、358校あった。

これを合わせると64%の学校が、重複障害学級の担任が重複障害のある子供の保護者と教育の専門性にもとづいて話ができると感じていることが示された。

「どちらとも言えない。」と答えた学校は、189校あった。

「どちらかというとできていない。」と答えた学校は、41校あり、「できていない。」と答えた学校は、3校あった。

無回答は8校あった。



(図中の数値は、「校数、パーセント」の順に表記) n=664
図2-25 保護者と教育の専門性にもとづいて話が十分にできていると感じているかについて

7. 重複障害のある子供を含めた教育の充実に向けた新学習指導要領等への対応

(1) 新学習指導要領等に関連したキーワードを意識した取組について（複数回答可）

重複障害のある子供を含めた教育の充実に向けて、新学習指導要領等に関連したキーワードを意識した取組を行なっているかについて尋ねたところ、以下の結果となつた。

最も多いのは、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善）」で 429 校あり、「子供一人一人の発達をどのように支援するか」（子供の発達を踏まえた指導）で 417 校の順であった。

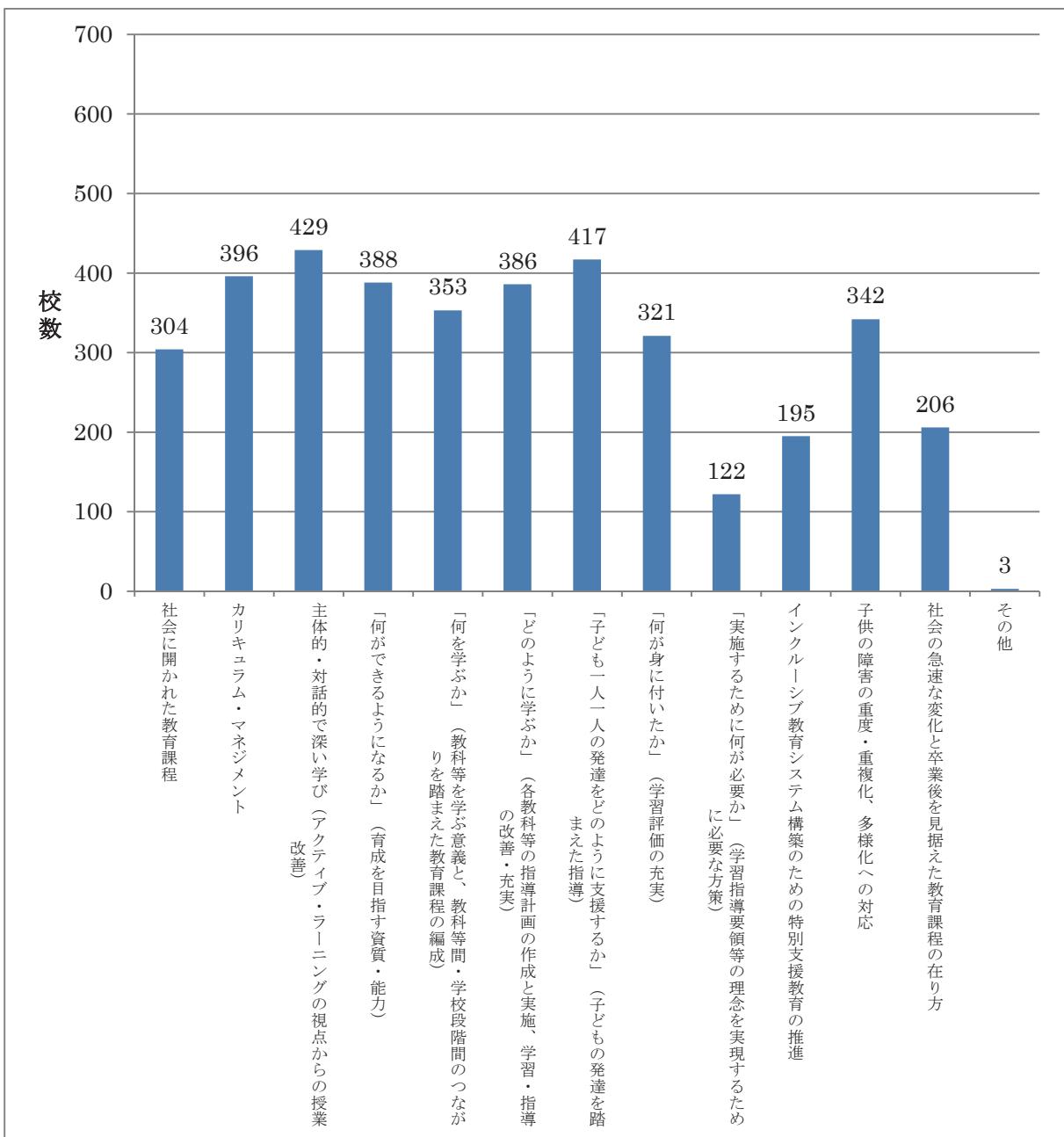
次は、「カリキュラム・マネジメント」で 396 校、「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）で 388 校、「どのように学ぶか」（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）で 386 校、「何を学ぶか」（教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）で 353 校の順であった。

「子供の障害の重度・重複化、多様化への対応」で 342 校、「何が身に付いたか」（学習評価の充実）で 321 校、「社会に開かれた教育課程」で 304 校が次に続いている。

比較的少なかったのは、「社会の急速な変化と卒業後を見据えた教育課程の在り方」で 206 校、「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」で 195 校、「実施するために何が必要か」（学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策）で 122 校の順であった。

その他は、3 校であった。その他の記述は、以下の通りであった。

「教科の内容を踏まえた指導内容の選択と指導の形態の見直し」、「ICT の活用」、「キャリア教育の充実」、「施設内教育の診療科については、軽度発達障害への対応が求められる。」、「知的代替の教育課程、準ずる教育」が各 1 校であった。



n=664

図2-26 新学習指導要領等に関連したキーワードを意識した取組について

（2）新学習指導要領等に関連したキーワードを意識して中心的に取り組んでいること（自由記述）

「重複障害のある子供を含めた教育の充実に向けて、貴校で、新学習指導要領等に関連したキーワードを意識して中心的に取り組んでいることについて自由にご記入ください。」と回答を求めた。その結果、以下のようなキーワードが抽出された。

1) 選択肢にあるキーワード

- ・社会に開かれた教育課程
- ・カリキュラム・マネジメント
- ・主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善）
- ・「何ができるようになるか」
- ・「何を学ぶか」
- ・「どのように学ぶか」
- ・「子供一人一人の発達をどのように支援するか」
- ・「何が身に付いたか」
- ・「実施するために何が必要か」
- ・インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
- ・子供の障害の重度・重複化、多様化への対応
- ・社会の急速な変化と卒業後を見据えた教育課程の在り方

2) 選択肢にはないキーワード

- ・根拠のある実態把握
- ・ミドルリーダー
- ・教材・教具
- ・専門的なアドバイス
- ・障害の重度重複化、多様化
- ・授業づくり、授業改善
- ・キャリア教育
- ・ICT の活用
- ・学習のユニバーサルデザイン
- ・自立活動
- ・コミュニケーション能力
- ・学びの連續性
- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画
- ・自立と社会参加
- ・自己選択・自己決定
- ・生きる力
- ・組織的な取組

- ・地域社会との連携
- ・研修の充実

これらのキーワードをもとにした校内研究のテーマも数多く見られている。

8. 重複障害のある子供の指導や支援での課題やそれに対して工夫されていること（自由記述）

「貴校の重複障害学級における重複障害のある子供の指導や支援での課題やそれに対して工夫されていることについて自由にご記入ください。」と回答を求めたところ、以下のような回答が見られた。

1) 課題

- ・施設設備、教材・教具等が不十分
- ・評価が十分でない
- ・教員の経験と勘に頼っている
- ・教員の専門性の不足
- ・学習集団の保障
- ・教育より預かってくれたらいいという考え方の方
- ・家庭環境の課題
- ・児童生徒の実態の多様化
- ・個に応じた指導
- ・反応を読み取り、意味づけることが難しい
- ・情緒が不安定な子供への対応が難しい
- ・保護者との連携

2) 工夫点

- ・手作りの教材・教具の作成
- ・ICT の活用
- ・複数の教員で見合うなどの取組
- ・OJT の活用
- ・ケース会議
- ・地域との連携
- ・教師の役割分担
- ・専門家等の活用
- ・外部から講師を招聘
- ・教員の意識改革
- ・関係機関との連携
- ・自立活動を軸にした指導の充実
- ・教育課程編成の工夫
- ・教員間の連携、情報共有
- ・実態の応じた学習グループの編成
- ・将来を見据えた指導
- ・落ち着いてから支援を行う
- ・保護者の話をよく聞くこと、丁寧に説明すること

9. クロス集計の結果

「学校が対応する障害種（学則その他の設置者の定める規則に記載された種別）を選んでください。」の問い合わせ回答のあった学校について、各障害種別の校数を整理すると表1のようになつた。この問い合わせは複数回答可としており、例えば、知能併置校などは、知的1校、肢体不自由1校とカウントされている。

この整理に沿つて、クロス集計を行つた。

表1 各障害種別の校数

障害種別	視覚	聴覚	知的	肢体不自由	病弱
校数	70	95	425	236	108

(1) 障害種別の重複障害学級に在籍する児童生徒の教育課程について

「重複障害学級に在籍する児童生徒の教育課程を選択してください。」の問い合わせ、各障害種別の校数を整理すると図のようになつた。この問い合わせは、複数回答可としており、例えば、学校が、重複障害学級に在籍する児童生徒の教育課程を知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程と自立活動を主とする教育課程としている場合、それぞれ1校とカウントされている。

特別支援学校（視覚障害）、特別支援学校（聴覚障害）、特別支援学校（知的障害）では、知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程が最も多いため、特別支援学校（肢体不自由）では、自立活動を主とする教育課程が最も多い。特別支援学校（病弱）では、ほぼ同数であった。

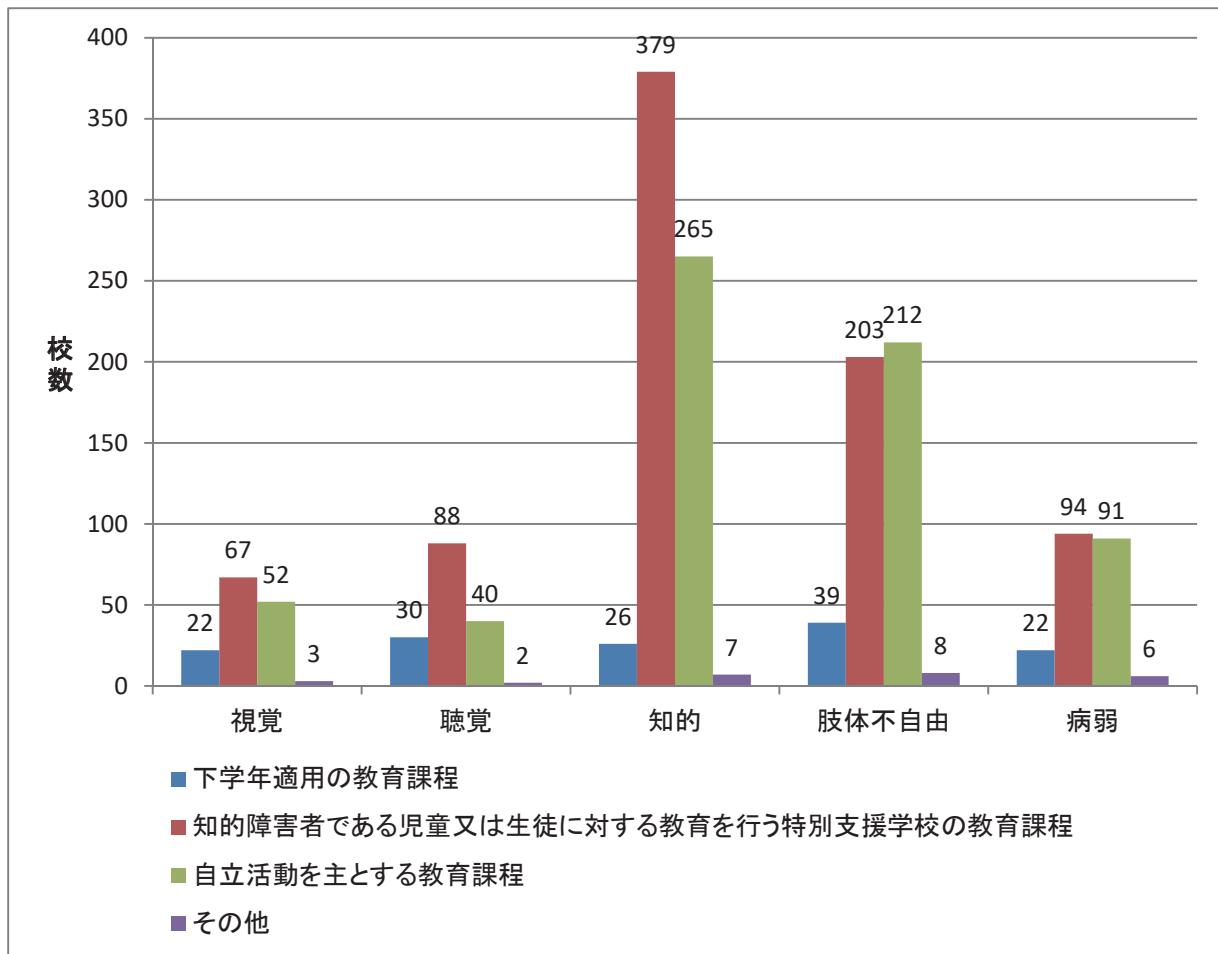


図 2－27 重複障害学級に在籍する児童生徒の教育課程

(2) 障害種別について

1) 重複障害教育の専門性に基づいた指導

「重複障害学級を担任する教員は、重複障害教育の専門性に基づいた指導が十分にできていると感じていますか。校長先生の印象をお答えください。」の問い合わせクロス集計をしたところ、図のような結果となった。

障害種別のそれぞれの割合に大きな違いは見られなかった。

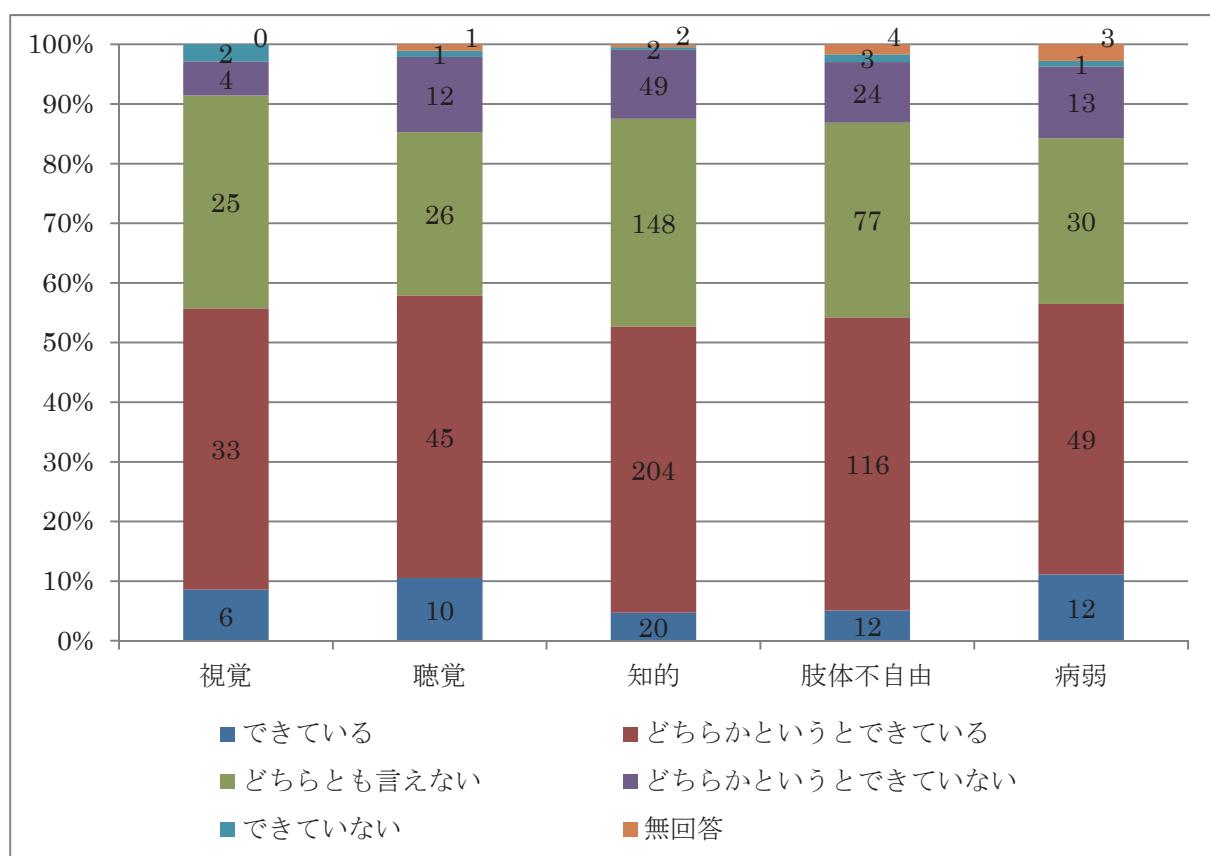


図 2-28 重複障害教育の専門性に基づいた指導

2) 複数の障害種に対応した教育を提供する仕組み

「貴校の重複障害学級では、それぞれの学校種による教育の充実だけでなく、複数の障害種に対応した教育を提供する仕組みが十分にできていると感じますか。校長先生の印象をお答えください。」の問い合わせクロス集計をしたところ、図のような結果となつた。

障害種別のそれぞれの割合に大きな違いは見られなかった。

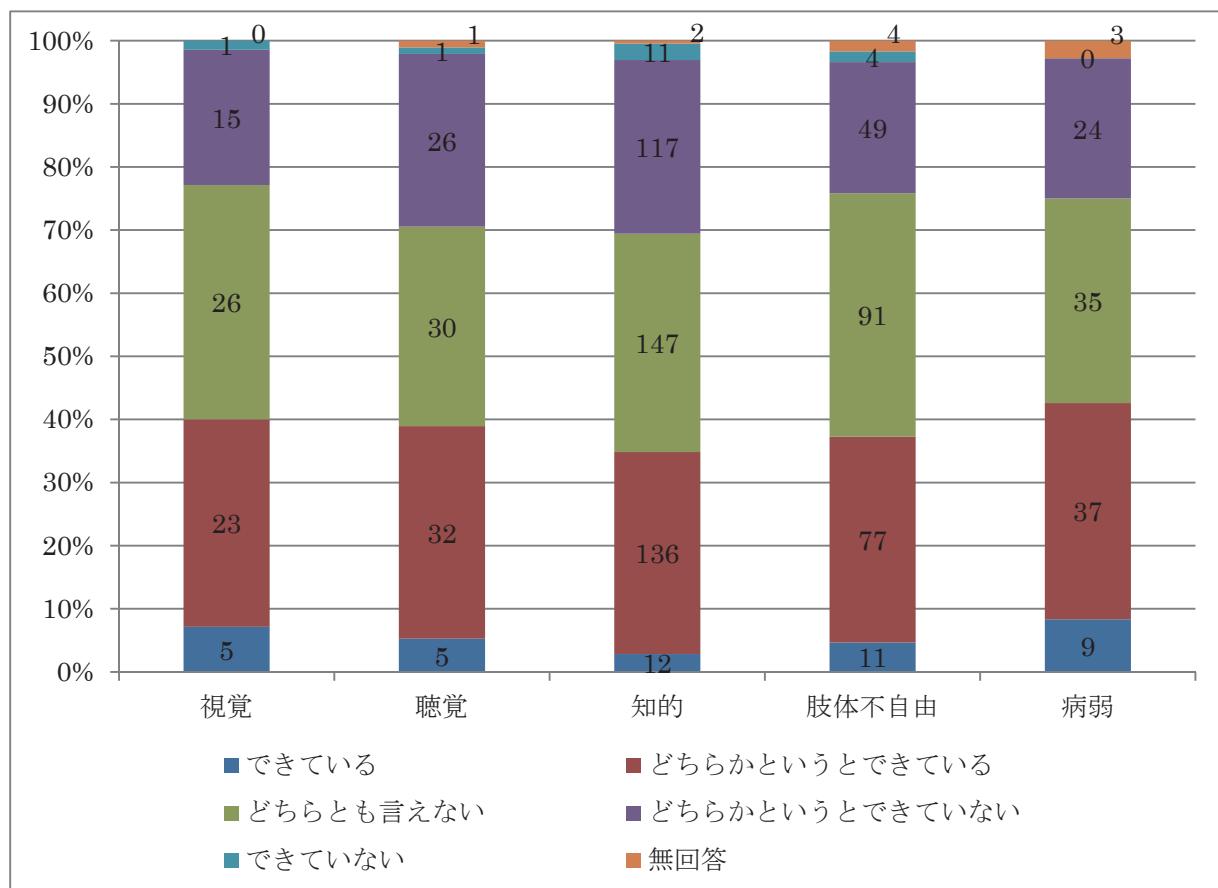


図 2-29 複数の障害種に対応した教育を提供する仕組み

3) 教員以外の職種（医療、福祉など）の方々との教育の専門性にもとづいた連携

「貴校の重複障害のある子供の担任は、教員以外の職種（医療、福祉など）の方々と教育の専門性にもとづいて話が十分にできていると感じていますか。校長先生の印象をお答えください。」の問い合わせクロス集計をしたところ、図のような結果となった。障害種別のそれぞれの割合に大きな違いは見られなかった。

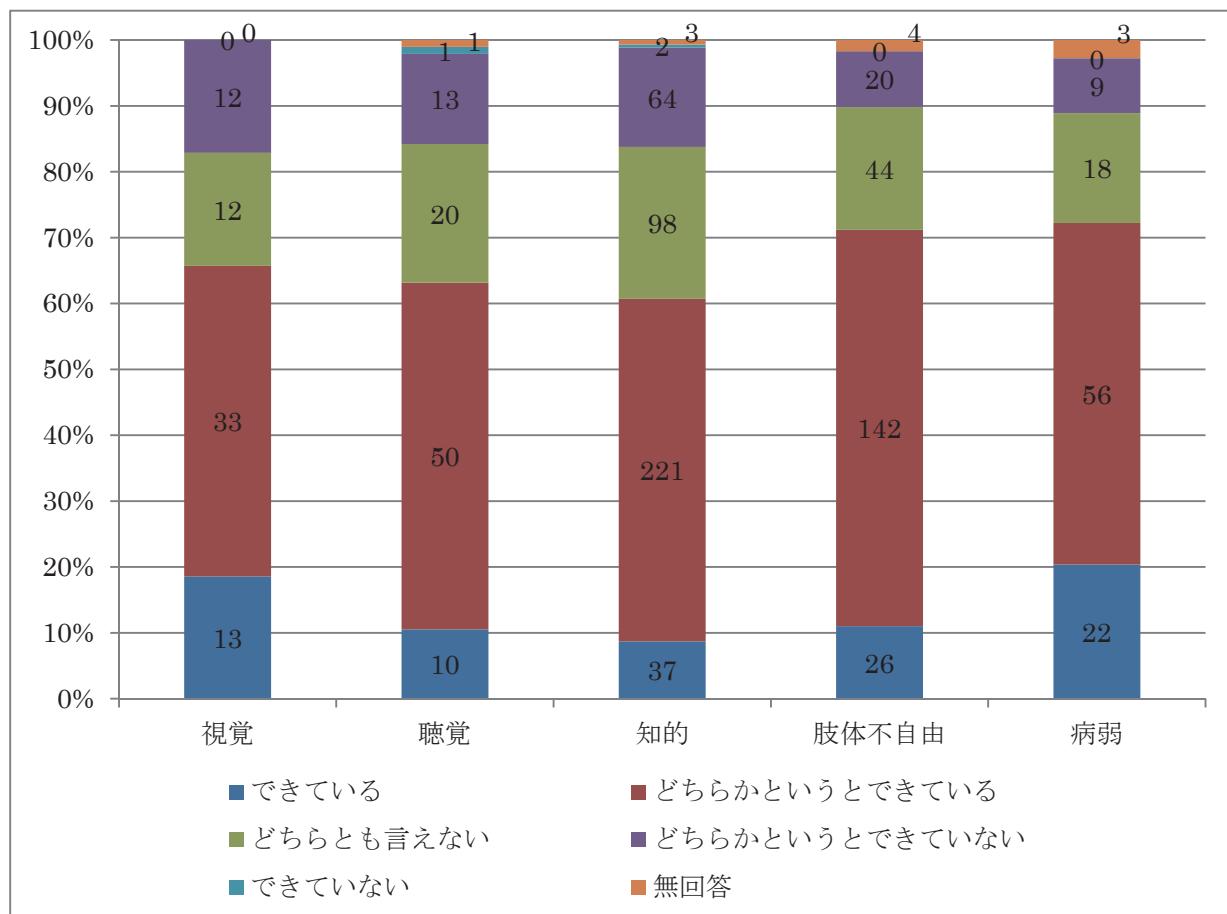


図2-30 教員以外の職種（医療、福祉など）の方々との教育の専門性にもとづいた連携

4) 保護者と教育の専門性にもとづいた連携

「貴校の重複障害学級の担任は、重複障害のある子供の保護者と教育の専門性にもとづいて話が十分にできていると感じていますか。校長先生の印象をお答えください。」の問い合わせクロス集計をしたところ、図のような結果となった。

障害種別のそれぞれの割合に大きな違いは見られなかった。

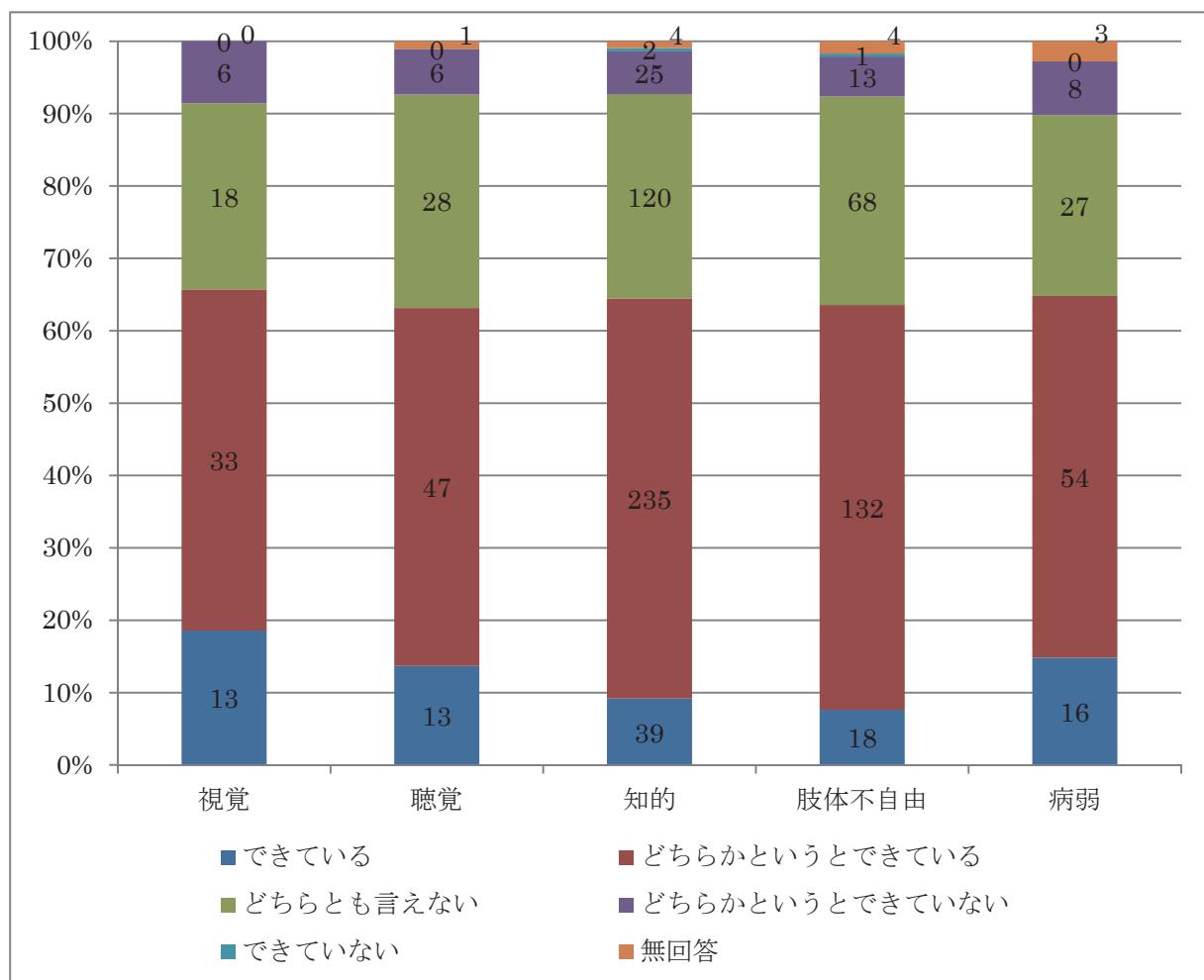


図 2-31 保護者と教育の専門性にもとづいた連携

IV. 特別支援学校における重複障害のある子供の教育に関する調査のまとめ

1. 重複障害学級に在籍する子供の教育における課題と工夫点について

重複障害学級の教育課程では、知的障害である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程が最も多く、次いで、自立活動を主とする教育課程であった。

個別の教育支援計画や個別の指導計画について、多くの学校で、本人や保護者と話し合う場を設定し、指導、支援について共通理解を図っていることが示された。

実態把握について、複数の障害を併せ有していることで生じる困難さの実態把握に課題を感じている学校が多く、これに対して、複数の教員での協議や保護者からの情報提供をもとに実態把握を行っていることが示された。

目標設定と評価について、指導内容の決定や指導目標の設定等で課題を感じている学校が多く、これに対して、複数の教員での協議によって対応していることが示された。

授業について、子供の実態に合った学習内容の決定や子供の主体的な行動を引き出し、子供が自らの行動を調整できるようにすることを課題と感じている学校が多い。一方で、子供の実態に合った学習内容を決定したり、教材・教具の工夫をしたりすることで対応していることが示された。また、集団における授業で課題となっていることと集団における授業で工夫していることでは、どちらも同じような項目が多くなっている状況となっていた。

重複障害のある子供は、複数の障害を併せ有していることで生じる困難さによって、実態把握等に課題があり、複数の教員で協議する等の工夫をして対応している状況があることがうかがえた。

2. 重複障害学級に在籍する子供の教育の充実のための教職員の専門性の担保について

重複障害学級を担任する教員の専門性について、重複障害のある子供の教育について培われた知識や技術の継承について課題を感じている学校がかなり多い。加えて、重複障害学級を担任する教員に求められる専門性が十分とは言えない感覚でいる学校がかなり多い。これに対して、OJT 形式や研究会等での研修によって対応している状況がある。

重複障害のある子供の教育の専門性は、大学等での研修が難しく、その担任になつた際に必要が生じる傾向があるものと予想される。そのため、特別支援学校においても、専門性が十分とは言えない教員が多かったため、重複障害のある子供の教育について培われた知識や技術を継承することで対応してきたと考えられる。しかし、この継承自体も課題が生じているようである。調査においても、OJT 形式や研究会等での研修によって対応している状況があり、このことで、専門性に基づいた指導が維持で

きている学校もあるが、専門性に基づいた指導が十分できていると自己評価していない学校も半数近くある状況であることが明らかになった。

3. 重複障害学級に在籍する子供の教育の充実のための学校体制について

重複障害のある子供の教育の充実のための特別支援学校間の連携について、半数以上の特別支援学校では、連携は行っていない状況がある。自校の教員によって対応していることが予想される。連携している学校では、連携の相手先として、特別支援学校（肢体不自由）を選ぶ学校が多かった。連携の内容としては、教材・教具の相談や実態把握の相談が多くかった。

複数の障害種に対応した教育を提供する仕組みができると感じている学校は3割程度にとどまっていることを考慮すれば、特別支援学校間の連携の推進が期待される。

校内での多職種連携について、医師や看護師、理学療法士、作業療法士、言語療法士等の職種の専門家と連携して指導に当たっている状況が明確になった。また、その他を91校で選択しており、学校によって子供の状況に応じた職種の方と連携するなどの工夫をしていることが考えられた。

多職種連携において、教育の専門性に基づいて話をすることができていると感じている学校は、6割を超えている。

関係機関との連携では、医療機関、福祉関係機関、放課後等デイサービス等が多く、実態把握の相談や授業を見てもらったり、事例検討会に参加してもらったりする等の連携を実施している。

放課後等デイサービスの利用は、大多数の学校で行われており、放課後等デイサービスとの連携において、「特に課題はない」と答えている学校は、約2割にとどまっており、約8割の学校は、放課後等デイサービスとの連携で課題があると答えていることが明らかになった。課題として、情報共有や保護者を交えた連絡調整の難しさが挙げられていた。

医療的ケアでは、子供の行事への参加、看護師の確保、教員の知識と経験が課題として挙げられていた。

重複障害学級に在籍する子供の教育の充実のための学校体制については、必要に応じて学校間の連携を行うが、主として校内での多職種連携によって、対応している現状が明らかになった。

4. 保護者等との連携

保護者との連携では、子供の学びについての保護者との共通理解に課題を感じている学校が多い。これに対して、保護者の話をよく聞き、説明を丁寧に行うことで保護者との共通理解を図っている状況が明らかになった。

6割以上の学校で、専門性にもとづいて話ができると感じているという実態が示されている。

5. 重複障害のある子供の教育の充実に向けた新学習指導要領等への対応

新学習指導要領等に関連したキーワードを意識した取組では、主体的・対話的で深い学びや子供の発達を踏まえた指導について取り組んでいる学校が多かった。

重複障害のある子供を含めた教育の充実に向けて、新学習指導要領を踏まえ、教育の充実を図っていくような取組が進められている現状が明らかになった。

6. 重複障害のある子供の指導や支援での課題やそれに対して工夫されていること

重複障害のある子供の実態把握の難しさや授業の難しさを課題としている学校、教員の専門性の担保に難しさを感じている学校があり、これに対して、学校組織による工夫で対応しようとしている状況が見て取れた。

現在の生活や卒業後の生活が豊かになることを目指した取組が重要であり、教育課程編成において、それを十分に意識したものとなるようにすること等が示されていた。

7. クロス集計の結果から

重複障害学級の教育課程において、特別支援学校（視覚障害）、特別支援学校（聴覚障害）、特別支援学校（知的障害）では、知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程が最も多いが、特別支援学校（肢体不自由）では、自立活動を主とする教育課程が最も多い。特別支援学校（病弱）では、知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程と自立活動を主とする教育課程は、ほぼ同数であった。

重複障害教育の専門性に基づいた指導、複数の障害種に対応した教育を提供する仕組み、教員以外の職種（医療、福祉など）の方々との教育の専門性にもとづいた連携、保護者と教育の専門性にもとづいた連携において、障害種別による違いは、ほとんど無かった。

第3章

特別支援学級における重複障害のある子供の教育 に関する調査

I. 本調査の概要

1. 調査の目的

文部科学省が発表した平成 30 年の特別支援教育資料（平成 29 年度）において、全国の小・中学校の特別支援学級には、重複障害のある（学校教育法施行令第 22 条の 3 において規定している程度の障害を複数併せ有する）子供が、小学校で 776 名、中学校で 164 名在籍していることが分かっている。

本調査は、小・中学校の特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の教育の充実に向けて、課題となっていること、それに対する工夫点を把握することを目的としている。

2. 本調査の対象

全国の市区町村教育委員会に依頼し、特別支援学級に重複障害のある子供が在籍する管下の小・中学校全てに依頼文や調査用紙を配布いただくよう依頼した。

回答に際しては、学校としての数値及び意見等を記入してもらう形となるため、学校長が回答するよう依頼した。

なお、学校基本調査のデータをもとに令和元年 5 月 1 日現在の情報で回答するよう依頼した。

3. 回答方法

調査は、全国の市区町村教育委員会へ郵送により依頼した。回答は、研究所のウェブサイトを使用し、ウェブ上で回答する形式とした。ウェブ上での回答が難しい場合は、所定の様式に書き込んで、FAX か電子メールで提出する形式とした。

回答者に対しては、本調査により得られた情報は、厳重に保管し、研究の目的以外には使用しない旨を伝達し、依頼した。

本研究所ウェブサイト <http://www.nise.go.jp/sc/chofuku01/> にアクセスしていただき、別紙を参考にしてアンケートフォームに回答を直接入力していただいた。

回答者に対して、本調査の趣旨を理解して、協力できる場合は、アンケートサーバーから回答をお願いする形とした。アンケートの回答をもって、本調査への協力に同意いただいたものとし、回答いただけない場合でも不利益とならないことを依頼文を通して伝達し、依頼した。

4. 調査期間

令和元年 12 月 6 日から令和 2 年 1 月 21 日

II. 調査の内容

1. 基本情報

- (1) 学校の設置されている都道府県名
- (2) 学校名

2. 特別支援学級に在籍する子供について

- (1) 学校全体の状況について
- (2) 特別支援学級について
- (3) 特別支援学級に在籍している重複障害のある子供の人数

3. 特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の教育における課題と工夫点について

- (1) 特別支援学級の教育課程
- (2) 個別の教育支援計画や個別の指導計画について
- (3) 実態把握について
- (4) 目標設定と評価について
- (5) 授業について
- (6) 通常の学級での交流及び共同学習について
- (7) 学校での行事等への参加や対応について

4. 教職員の専門性の担保について

- (1) 教員の専門性について
- (2) 担任が重複障害教育の専門性に基づいた指導が十分にできているかについて

5. 重複障害のある子供の教育の充実のための学校体制について

- (1) 特別支援学校との連携
- (2) 多職種連携
- (3) 関係機関との連携
- (4) 医療的ケア

6. 保護者等との連携

- (1) 保護者との連携
- (2) 保護者が小・中学校の特別支援学級を選択した理由

7. 重複障害のある子供の教育の充実に向けた新学習指導要領等への対応

- (1) 新学習指導要領等に関連したキーワードを意識した取組

(2) 新学習指導要領等に関連したキーワードを意識して中心的に取り組んでいること

8. 重複障害のある子供の指導や支援での課題やそれに対して工夫されていること

III. 結果

1. 回答の状況

本調査の依頼文を全国の市区町村教育委員会 1,740ヶ所へ郵送した。重複障害のある子供が特別支援学級に在籍している小学校 155 校、中学校 49 校、義務教育学校 1 校の計 205 校より回答があった。

2. 学校全体の状況について

(1) 全子供数

全子供数は、87,678 人で、1 校あたりの平均は、427.7 人であった。

(2) 教員数

教員（教員の内、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師）数は、5,799 人で、1 校あたりの平均は、28.3 人であった。

(3) 特別支援学級数

- ① 弱視学級 13 学級
- ② 難聴学級 15 学級
- ③ 知的障害学級 278 学級
- ④ 肢体不自由学級 78 学級
- ⑤ 病弱・身体虚弱学級 52 学級
- ⑥ 言語障害学級 9 学級
- ⑦ 自閉症・情緒障害学級 300 学級

(4) 特別支援学級に在籍している子供の人数

- ① 弱視学級 13 人
- ② 難聴学級 18 人
- ③ 知的障害学級 1,345 人
- ④ 肢体不自由学級 129 人
- ⑤ 病弱・身体虚弱学級 90 人
- ⑥ 言語障害学級 9 人
- ⑦ 自閉症・情緒障害学級 1532 人

(5) 特別支援学級を担当している教員（教員の内、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師）数

- ① 弱視学級 13 人
- ② 難聴学級 14 人
- ③ 知的障害学級 343 人
- ④ 肢体不自由学級 80 人

- ⑤ 病弱・身体虚弱学級 52 人
- ⑥ 言語障害学級 11 人
- ⑦ 自閉症・情緒障害学級 369 人

(6) 特別支援学級に在籍している重複障害のある子供の人数

- ① 弱視学級 9 人
- ② 難聴学級 2 人
- ③ 知的障害学級 161 人
- ④ 肢体不自由学級 83 人
- ⑤ 病弱・身体虚弱学級 35 人
- ⑥ 言語障害学級 2 人
- ⑦ 自閉症・情緒障害学級 83 人

合計は、373 名であった。

3. 特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の教育における課題と工夫点について

(1) 特別支援学級の教育課程

重複障害のある子供が在籍する特別支援学級の教育課程について、一番近いと思われる教育課程とその人数を尋ねたところ、以下の結果となった。

最も多かったのは、小学校・中学校に準ずる教育課程で 202 人であった。

次に、下学年適用の教育課程で 195 人、知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程で 149 人、自立活動を主とする教育課程で 93 人の順であった。

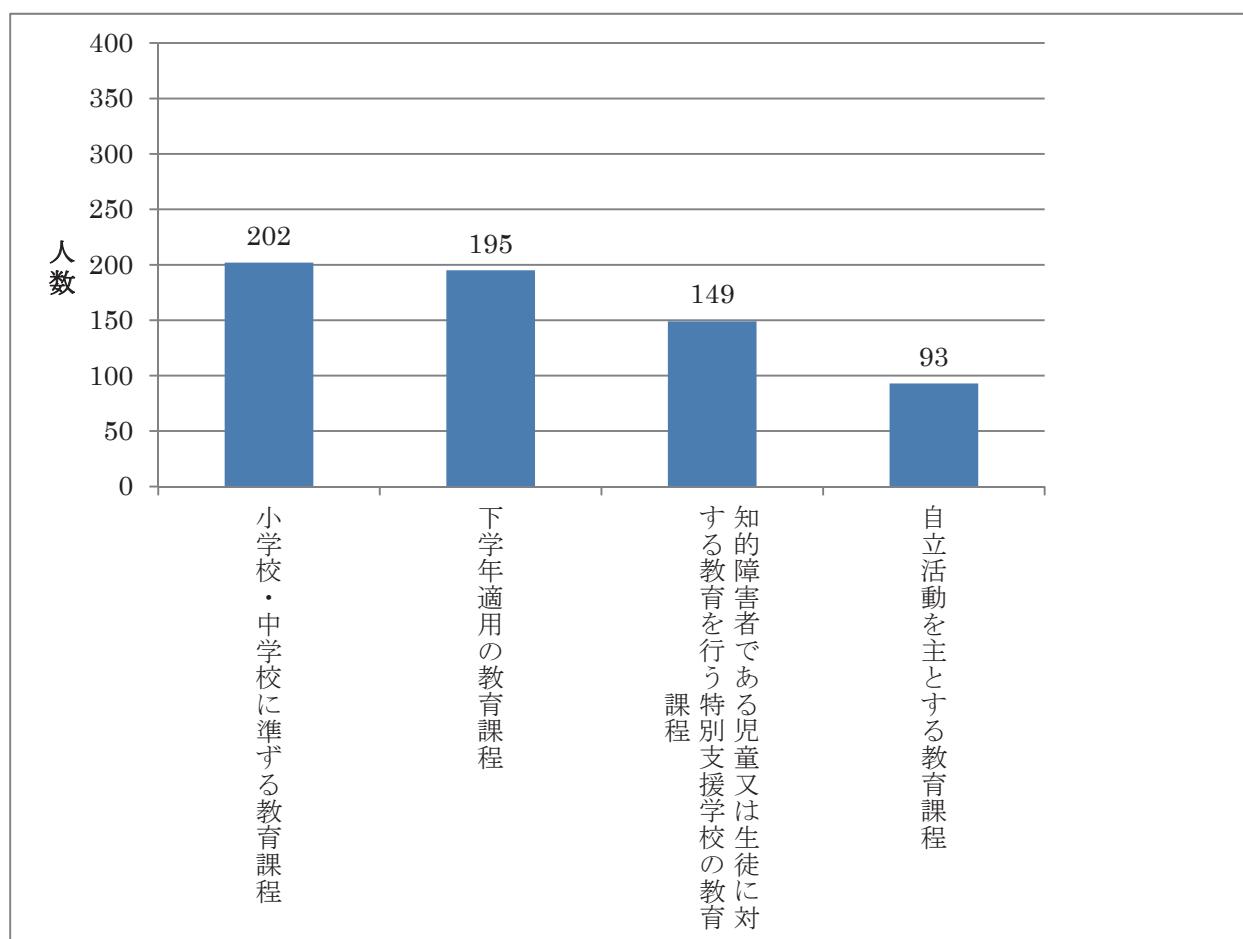


図 3－1 重複障害のある子供が在籍する特別支援学級の教育課程

n=373

(2) 個別の教育支援計画や個別の指導計画について

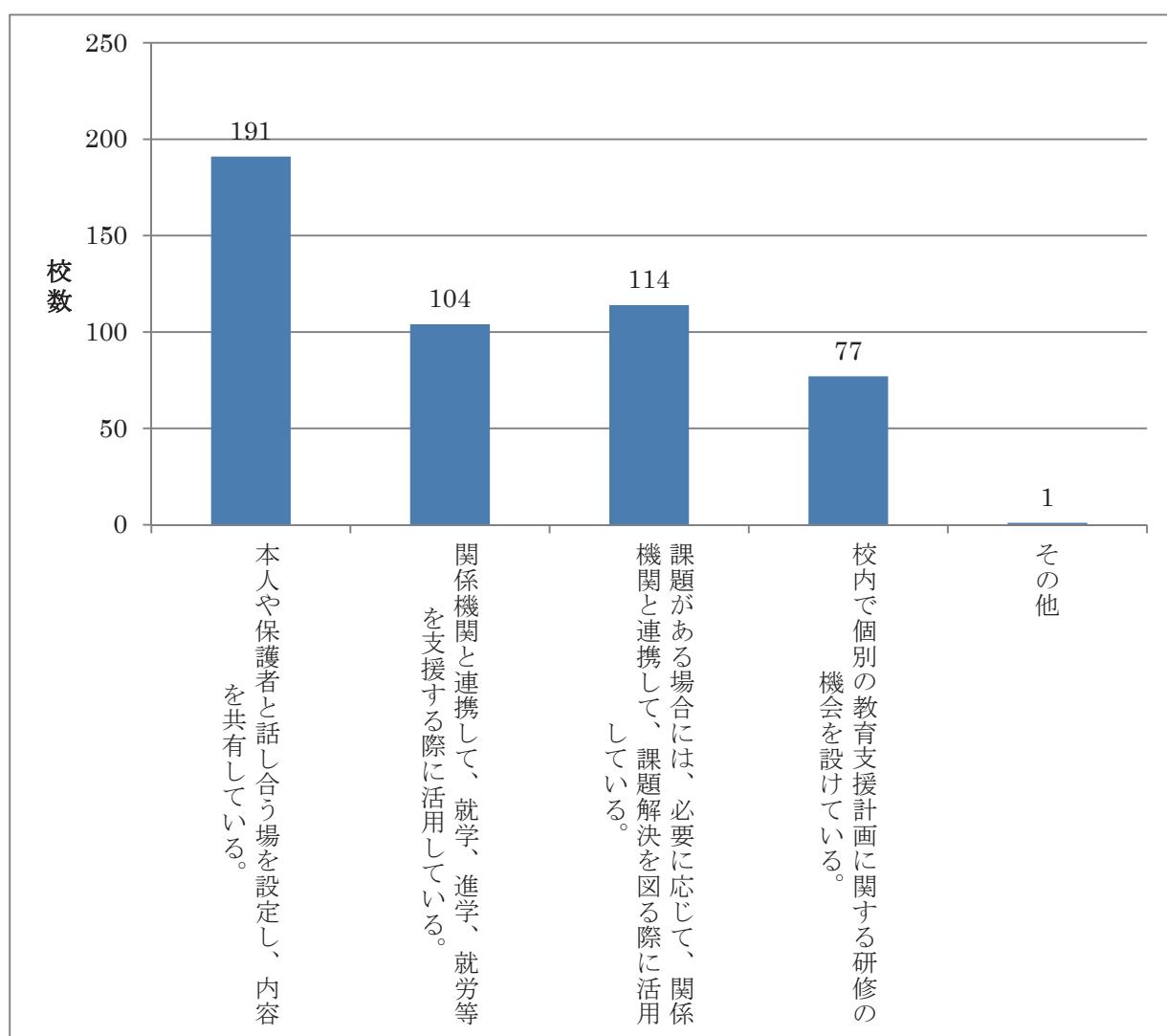
1) 個別の教育支援計画（複数回答可）

重複障害のある子供の教育の充実に向けて、個別の教育支援計画について、どのように取り組んでいるかを尋ねたところ、以下の結果となった。

最も多いのは、「本人や保護者と話し合う場を設定し、内容を共有している。」で 191 校あった。

次に、「課題がある場合には、必要に応じて、関係機関と連携して、課題解決を図る際に活用している。」が 114 校あり、「関係機関と連携して、就学、進学、就労等を支援する際に活用している。」が 104 校あり、「校内で個別の教育支援計画に関する研修の機会を設けている。」が 77 校あった。

その他として、「市教委主催の研修が毎年ある。」が 1 校あった。



n=205

図 3－2 個別の教育支援計画

2) 個別の指導計画（複数回答可）

重複障害のある子供の教育の充実に向けて、個別の指導計画について、どのように取り組んでいるかを尋ねたところ、以下の結果となった。

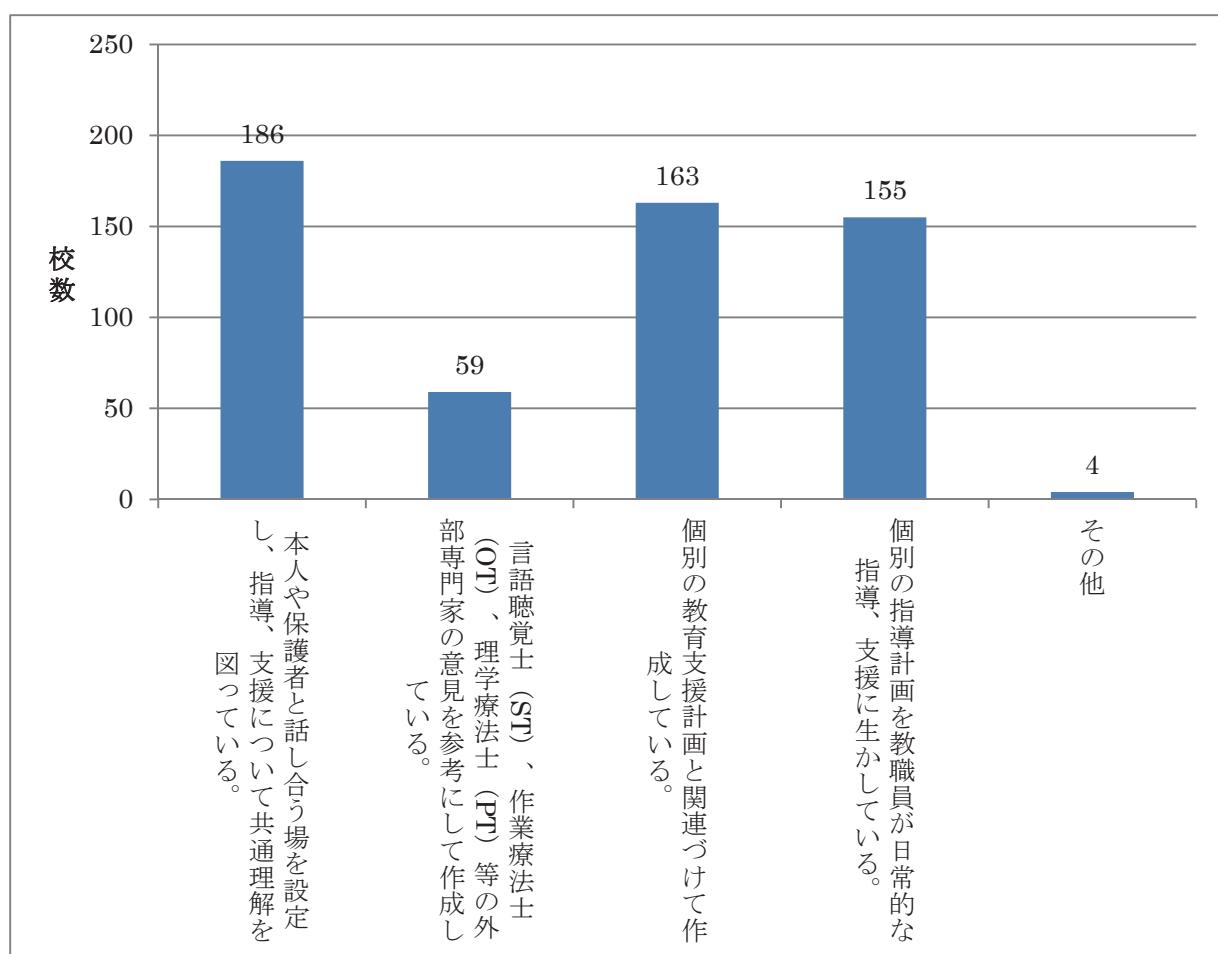
最も多いのは、「本人や保護者と話し合う場を設定し、指導、支援について共通理解を図っている。」で 186 校あった。

次に、「個別の教育支援計画と関連づけて作成している。」が 163 校、「個別の指導計画を教職員が日常的な指導、支援に生かしている。」が 155 校の順であった。

最も少いのは、「言語聴覚士（ST）、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）等の外部専門家の意見を参考にして作成している。」 59 校があった。

その他は、4 校あった。その他の記述は、以下の通りであった。

「スクールソーシャルワーカーとの連携」、「通知表との一体化」、「盲学校のコーディネーターに助言を仰ぎながら作成している。」が各 1 校であった。



n=205

図 3－3 個別の教育支援計画

(3) 実態把握について

1) 実態把握をする上で課題となっていること（複数回答可）

特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の実態把握をする上で課題となっていることを尋ねたところ、「特に課題はない」と答えた学校は 27 校あり、課題のある学校は 178 校であった。

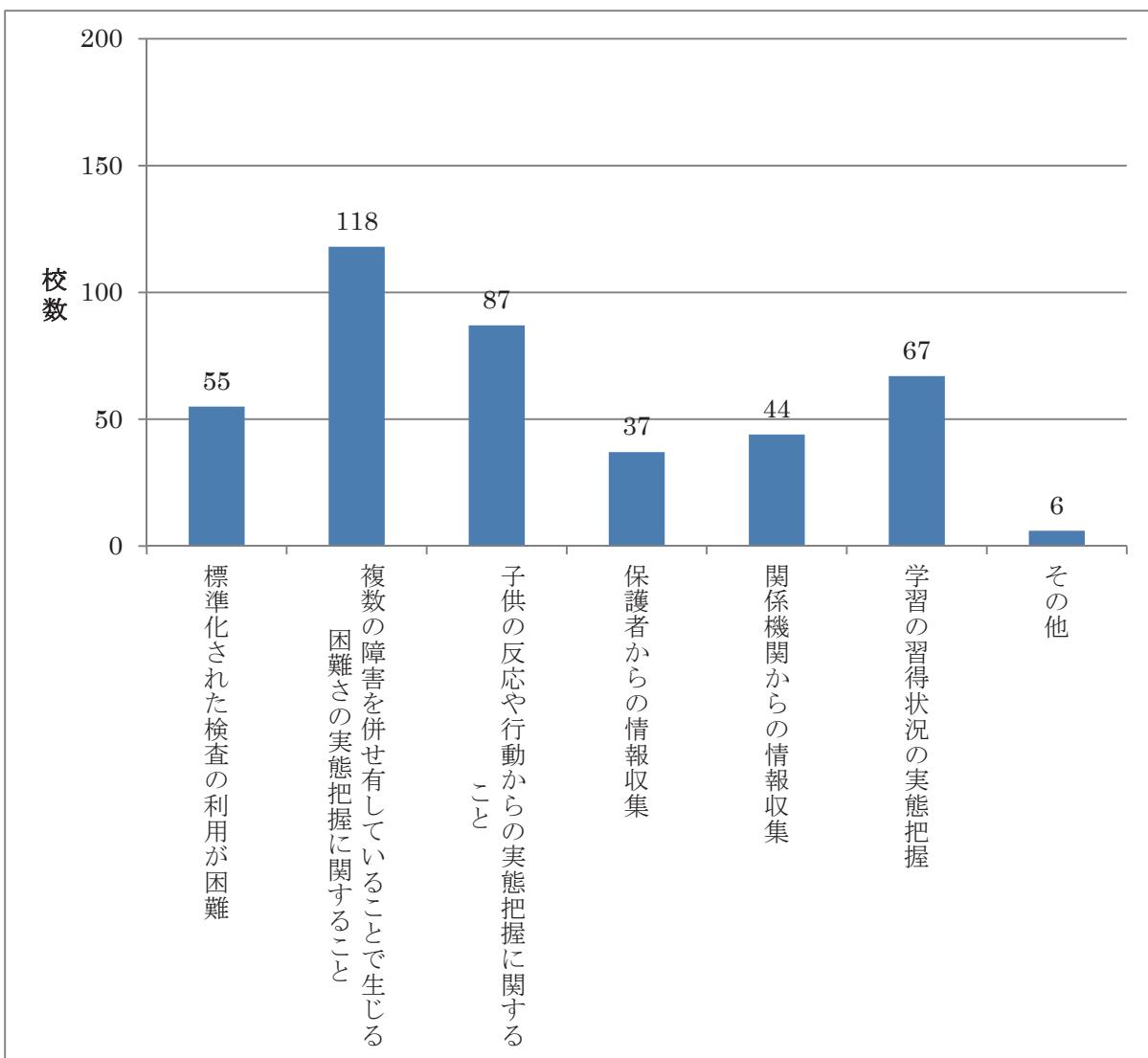
特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の実態把握をする上で具体的な課題は、以下の結果となった。

最も多いのは、「複数の障害を併せ有していることで生じる困難さの実態把握に関するここと」で 118 校あった。

次は、「子供の反応や行動からの実態把握に関するここと」で、87 校、「学習の習得状況の実態把握」で 67 校、「標準化された検査の利用が困難」で 55 校、「関係機関からの情報収集」で 44 校、「保護者からの情報収集」で 37 校の順であった。

その他は、6 校であった。その他の記述は、以下の通りであった。

「看護師資格を有する特別支援教育支援員を市費で配置してもらっていることで、体調面での実態把握が正確にできているが、人材確保が非常に難しい。担当教員が対象児と日々向き合うことで微妙な反応や変化を読み取ることができるようになるが、担当教員の交代があった場合、また最初からの作業となってしまい児童にも教員にも負担が大きくなる。」、「遠隔地であることによる医療との連携」、「該当児童の表出が限定されているため、感情や意思の把握が難しい。」、「全教員が実際にかかわって、実態を把握しようとする姿勢がないと全体周知へつながらない。」、「本人が不登校傾向にある」が各 1 校であった。



n=178

図 3－4 実態把握をする上で課題となっていること

2) 実態把握をする上で工夫していること（複数回答可）

特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の実態把握をする上で工夫していることについて尋ねたところ、以下の結果となった。

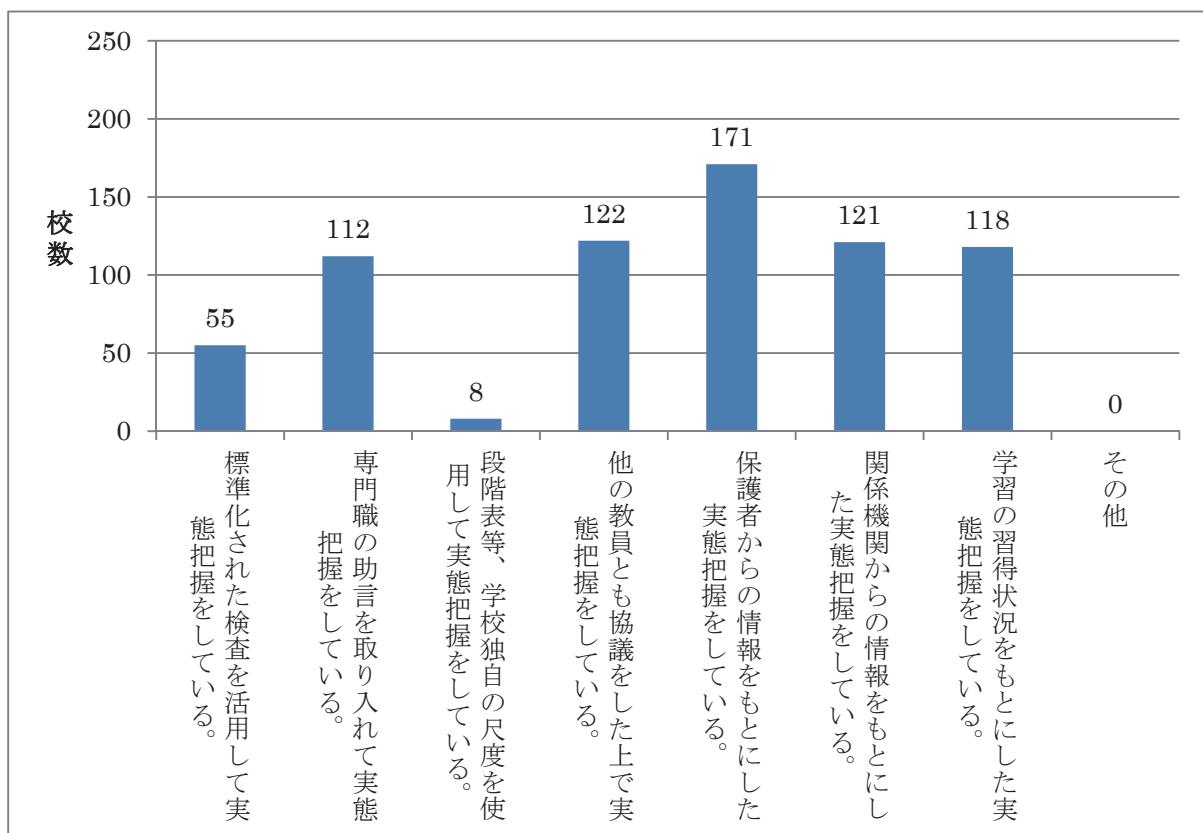
最も多いのは、「保護者からの情報をもとにした実態把握をしている。」で 171 校であった。

次は、「他の教員とも協議をした上で実態把握をしている。」で 122 校、「関係機関からの情報をもとにした実態把握をしている。」で 121 校、「学習の習得状況をもとにした実態把握をしている。」で 118 校、「専門職の助言を取り入れて実態把握をしている。」で 112 校の順であった。

比較的少ないので、「標準化された検査を活用して実態把握をしている。」で 55 校であった。

かなり少ないので、「段階表等、学校独自の尺度を使用して実態把握をしている。」で 8 校であった。

その他は、0 校であった。



n=205

図 3－5 実態把握をする上で工夫していること

(4) 目標設定と評価について

1) 指導目標、指導内容、指導の評価で課題となっていること（複数回答可）

特別支援学級に在籍する重複障害のある子供に対する各教科等の指導において、指導目標を設定したり、指導内容を決定したり、指導の評価をしたりする上で課題となっていることはどのようなことかを尋ねたところ、「特に課題はない」と答えた学校は、22校であった。課題がある学校は、183校であった。

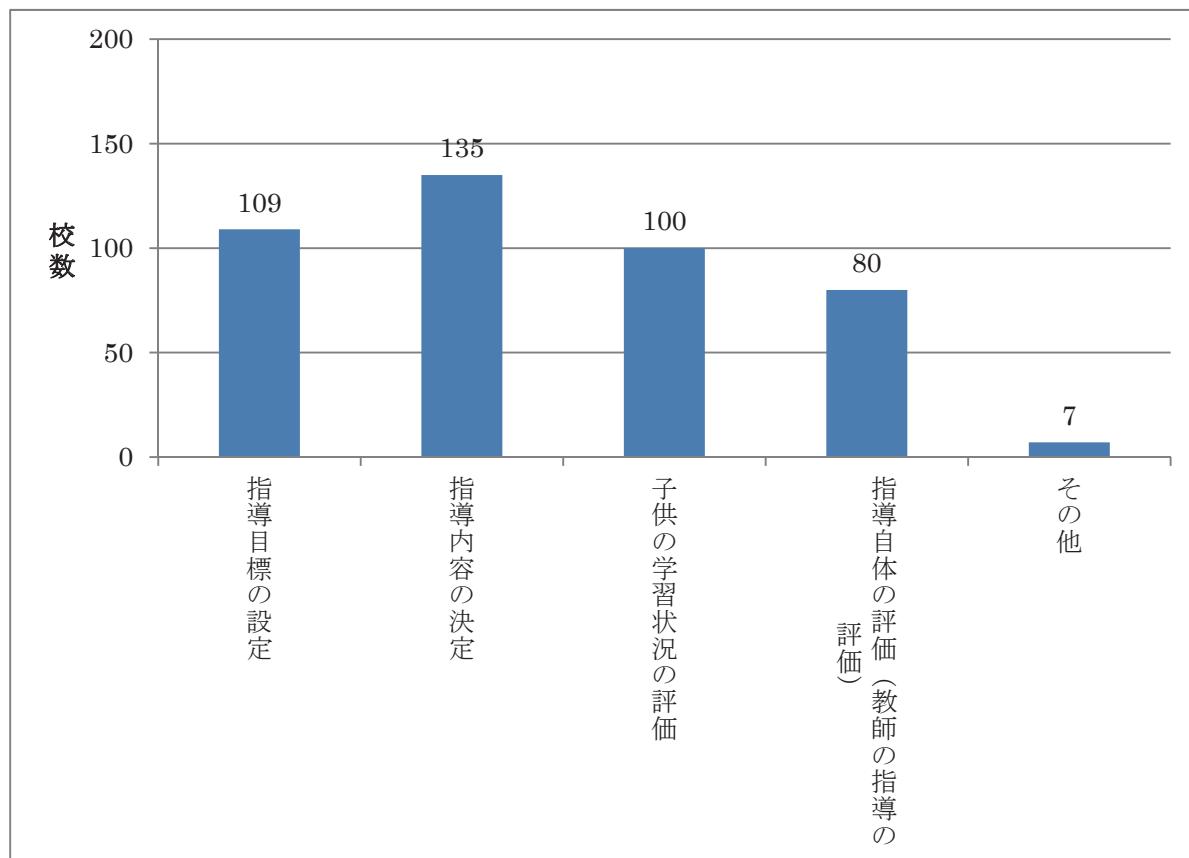
特別支援学級に在籍する重複障害のある子供に対する各教科等の指導において、指導目標を設定したり、指導内容を決定したり、指導の評価をしたりする上の具体的な課題は、以下の結果となった。

最も多いのは、「指導内容の決定」で135校あった。

次は、「指導目標の設定」で109校、「子供の学習状況の評価」で100校、「指導自体の評価（教師の指導の評価）」で80校の順であった。

その他は7校であった。その他の記述は、以下の通りであった。

「教師の指導支援の客観的な評価できることとできないことが日々変わること」、「教材の選定」、「今できている内容ができなくなっている」、「自立活動中心の指導を行っており、各教科の目標を意識した指導そのものが難しい。」、「保護者の要望や願いの高さ。」が各1校であった。



n=183

図3－6 指導目標、指導内容、指導の評価で課題となっていること

2) 指導目標、指導内容、指導の評価で工夫していること（複数回答可）

特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の目標設定や評価を行う上で工夫していることを尋ねたところ、以下の結果となった。

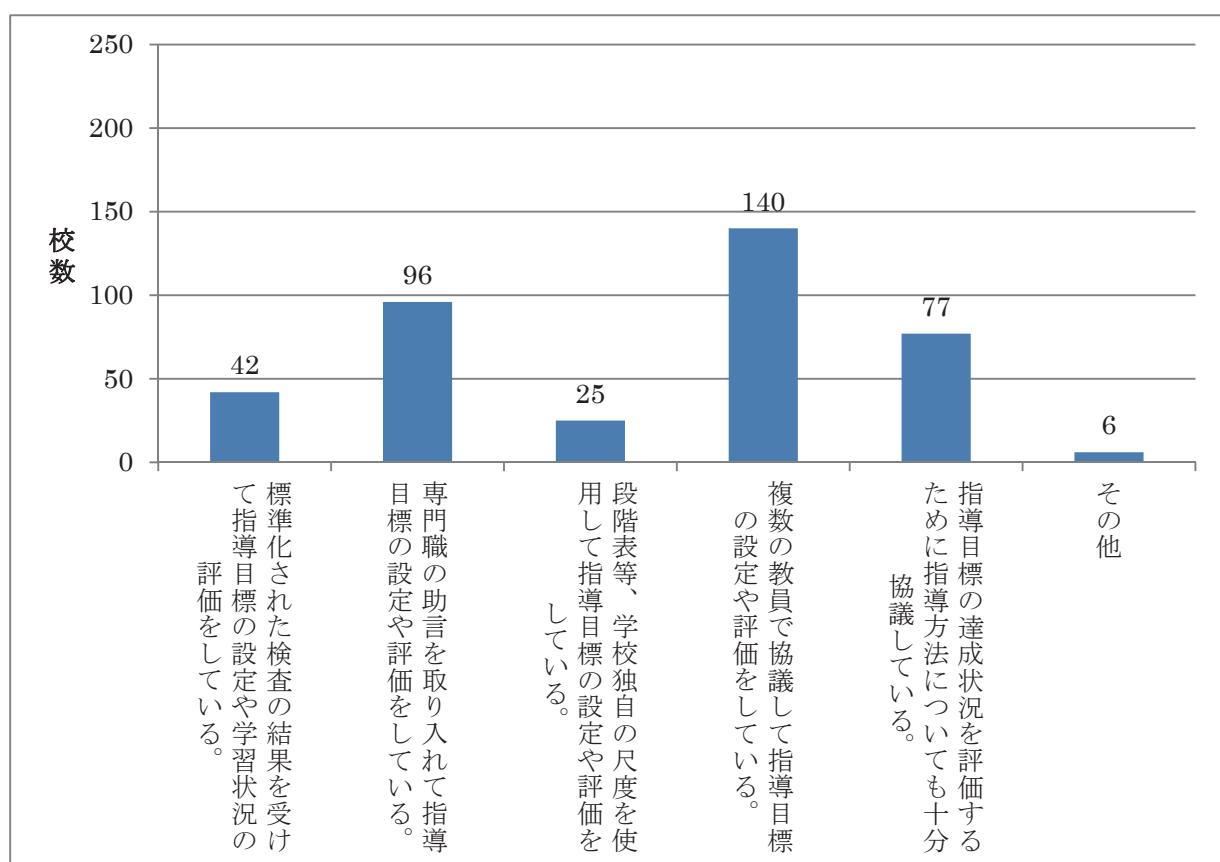
最も多いのは、「複数の教員で協議して指導目標の設定や評価をしている。」で140校であった。

次は、「専門職の助言を取り入れて指導目標の設定や評価をしている。」で96校、「指導目標の達成状況を評価するために指導方法についても十分協議している。」で77校の順であった。

比較的少ないのは、「標準化された検査の結果を受けて指導目標の設定や学習状況の評価をしている。」で42校、「段階表等、学校独自の尺度を使用して指導目標の設定や評価をしている。」で25校の順であった。

その他は、6校であった。その他の記述は、以下の通りであった。

「研修による助言や特別支援学校の助言を得るようにしている。」、「始めからできないではなく何でもトライさせ、手立てを考えるようにしている。」、「評価に関わる研修に参加している。」、「保護者の思いや目指す子供像を取り入れて目標を設定している。」、「目標設定は担任と保護者との話し合い」が各1校であった。



n=205

図3-7 指導目標、指導内容、指導の評価で工夫していること

(5) 重複障害のある子供の授業について

1) 重複障害のある子供の集団における授業で課題となっていること（複数回答可）

特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の集団における授業で課題となっていることについて尋ねたところ、「特に課題はない」と答えた学校は、7校であった。課題のある学校は、198校であった。

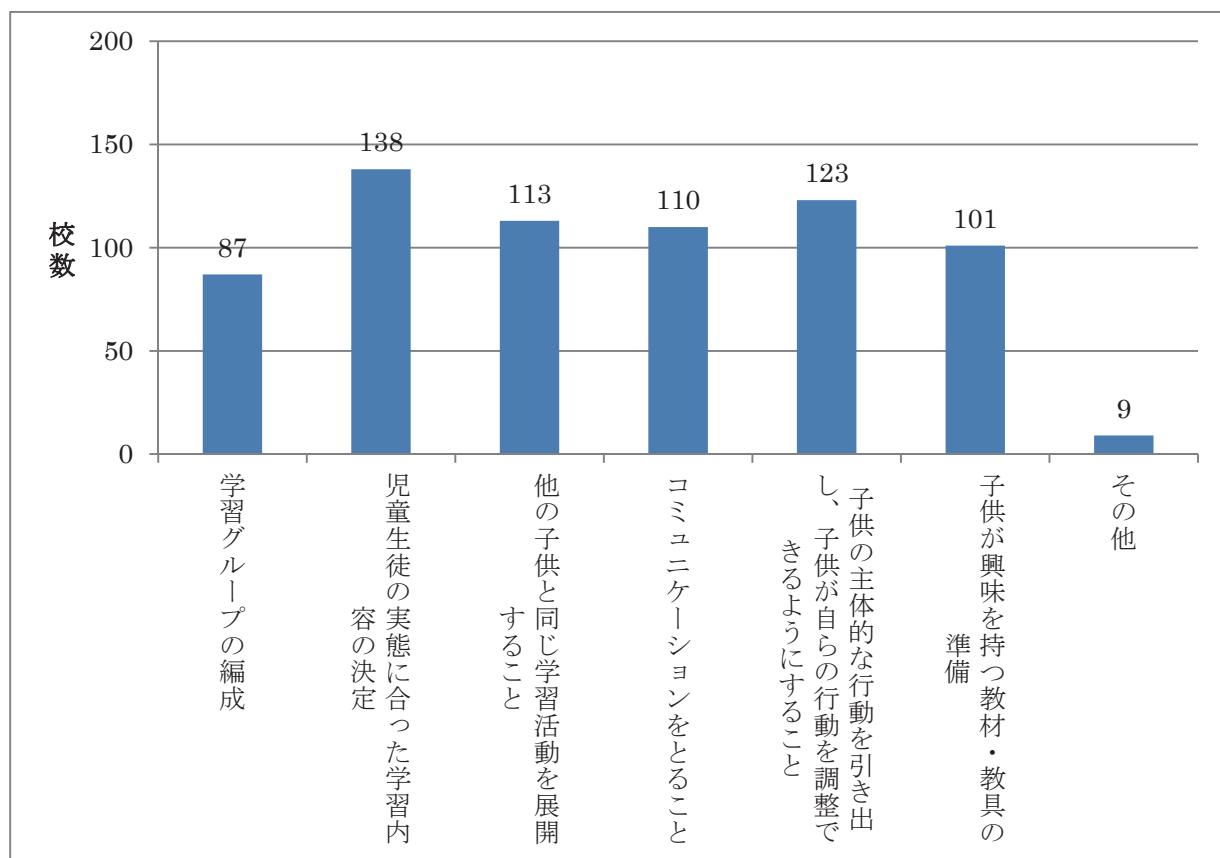
特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の集団における授業での具体的な課題は、以下の結果となった。

最も多いのは、「子供の実態に合った学習内容の決定」で138校であった。

次は、「子供の主体的な行動を引き出し、子供が自らの行動を調整できるようにすること」で123校、「他の子供と同じ学習活動を展開すること」で113校、「コミュニケーションをとること」で110校、「子供が興味を持つ教材・教具の準備」で101校、「学習グループの編成」で87校の順であった。

その他は、9校であった。その他の記述は、以下の通りであった。

「安全確保のための人員が不足している。」、「一人なので集団で学習する機会が少ない」、「一斉指導の指示を聞くことができない。」、「感染症対策」、「在籍が1名」、「全体への指示内容が理解できず、興味が持てない。」、「体調管理」、「歩行の補助」が各1校であった。



n=198

図3-8 集団における授業で課題となっていること

2) 重複障害のある子供の集団における授業で工夫していること（複数回答可）

特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の集団における授業で工夫していることを尋ねたところ、以下の結果となった。

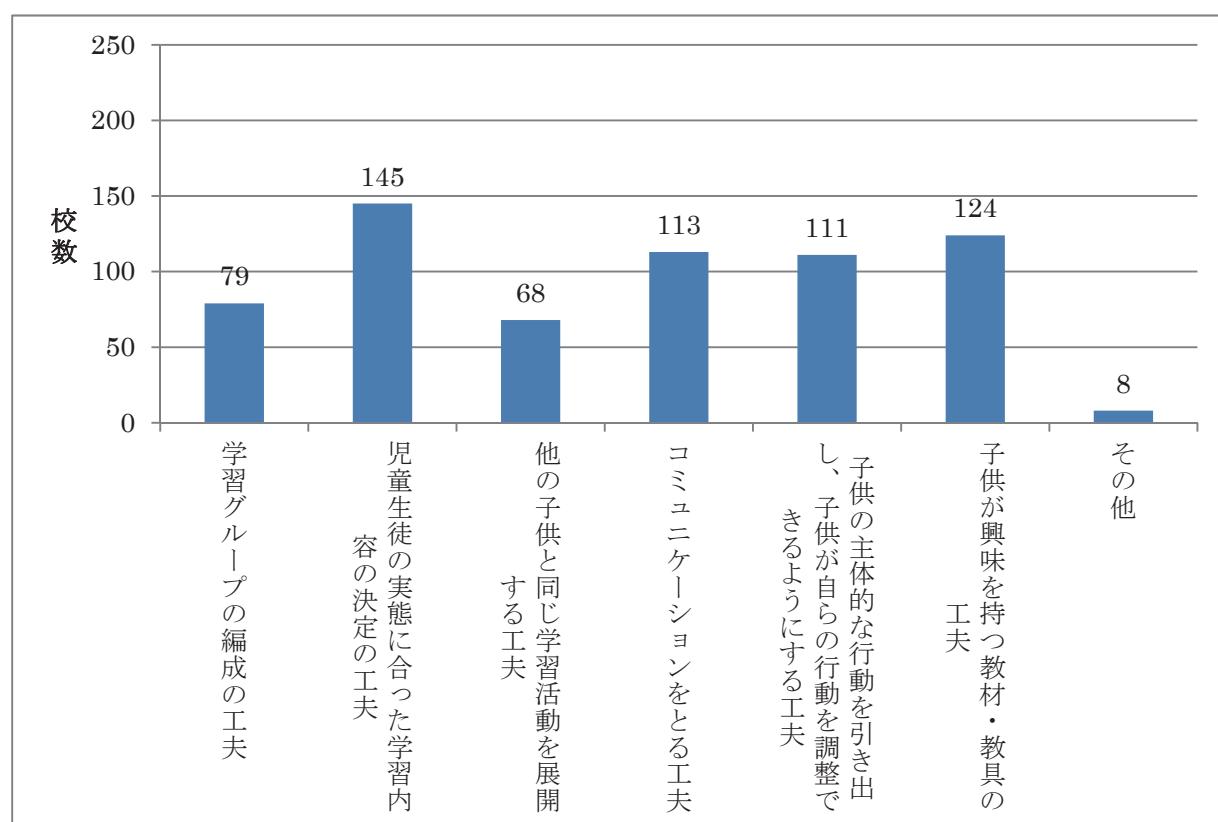
最も多いのは、「子供の実態に合った学習内容の決定の工夫」で 145 校であった。

次は、「子供が興味を持つ教材・教具の工夫」で 124 校、「コミュニケーションをとる工夫」で 113 校、「子供の主体的な行動を引き出し、子供が自らの行動を調整できるようにする工夫」で 111 校の順であった。

比較的少ないのは、「学習グループの編成の工夫」で 79 校、「他の子供と同じ学習活動を展開する工夫」で 68 校であった。

その他は、8 校であった。その他の記述は、以下の通りであった。

「簡潔な指示、活動の視覚化」、「教職員の配置」、「在籍が 1 名」、「周囲の教員、支援者、児童がかかわるスキルの向上」、「集団で学習する機会がない」、「生徒に合わせた学習内容の変更の工夫、支援の工夫」が各 1 校あった。



n=205

図 3 - 9 集団における授業で工夫していること

(6) 交流及び共同学習について

1) 交流及び共同学習の実施について

特別支援学級に在籍する重複障害のある子供は、通常の学級での交流及び共同学習を実施しているかについて尋ねたところ、「はい」と答えた学校は、196校あった。「いいえ」と答えた学校は5校あった。無回答は、4校であった。

2) 交流及び共同学習で課題となっていること（複数回答可）

通常の学級での交流及び共同学習を実施している学校のうち、課題となっていることについて尋ねたところ「特に課題はない。」と回答した学校は、8校あった。この結果から、課題のある学校は、188校となる。

交流及び共同学習での具体的な課題は、以下の結果となった。

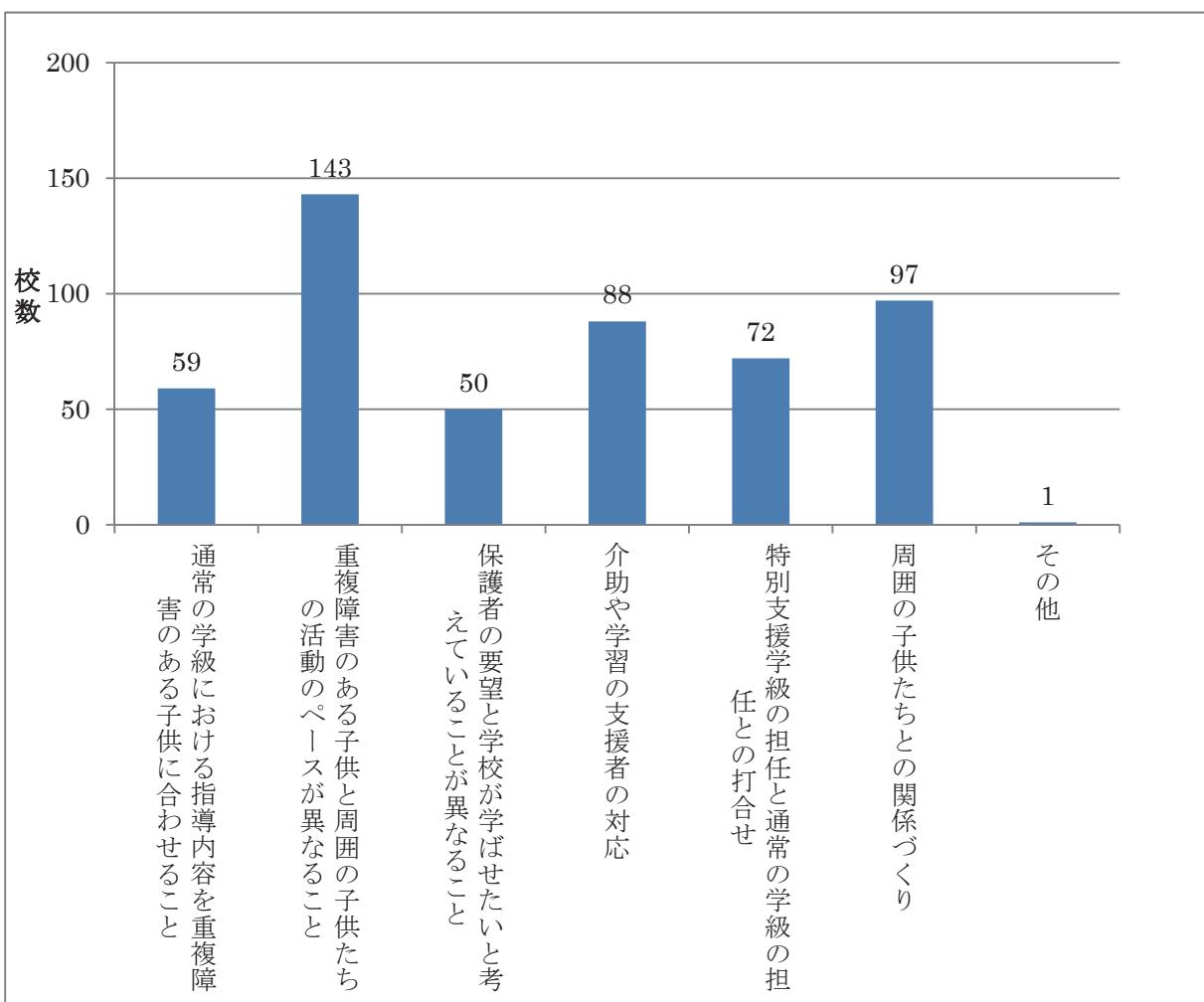
最も多いのは、「重複障害のある子供と周囲の子供たちの活動のペースが異なること」で143校あった。

次は、「周囲の子供たちとの関係づくり」で97校、「介助や学習の支援者の対応」で、88校、「特別支援学級の担任と通常の学級の担任との打合せ」で72校の順であった。

比較的少いのは、「通常の学級における指導内容を重複障害のある子供に合わせること」で59校、「保護者の要望と学校が学ばせたいと考えていることが異なること」で50校あった。

その他は、1校であった。その他の記述は、以下の通りであった。

「学年が上がるにつれ、学習内容が高度になり、当該児童の知的発達レベル・身体機能の状態で、交流学級児童と一緒に活動することが年々難しくなっている。」と答えている。



n=188

図 3－10 交流及び共同学習で課題となっていること

3) 交流及び共同学習で工夫していること（複数回答可）

通常の学級での交流及び共同学習を実施している学校のうち、工夫していることについて尋ねたところ、以下の結果となった。

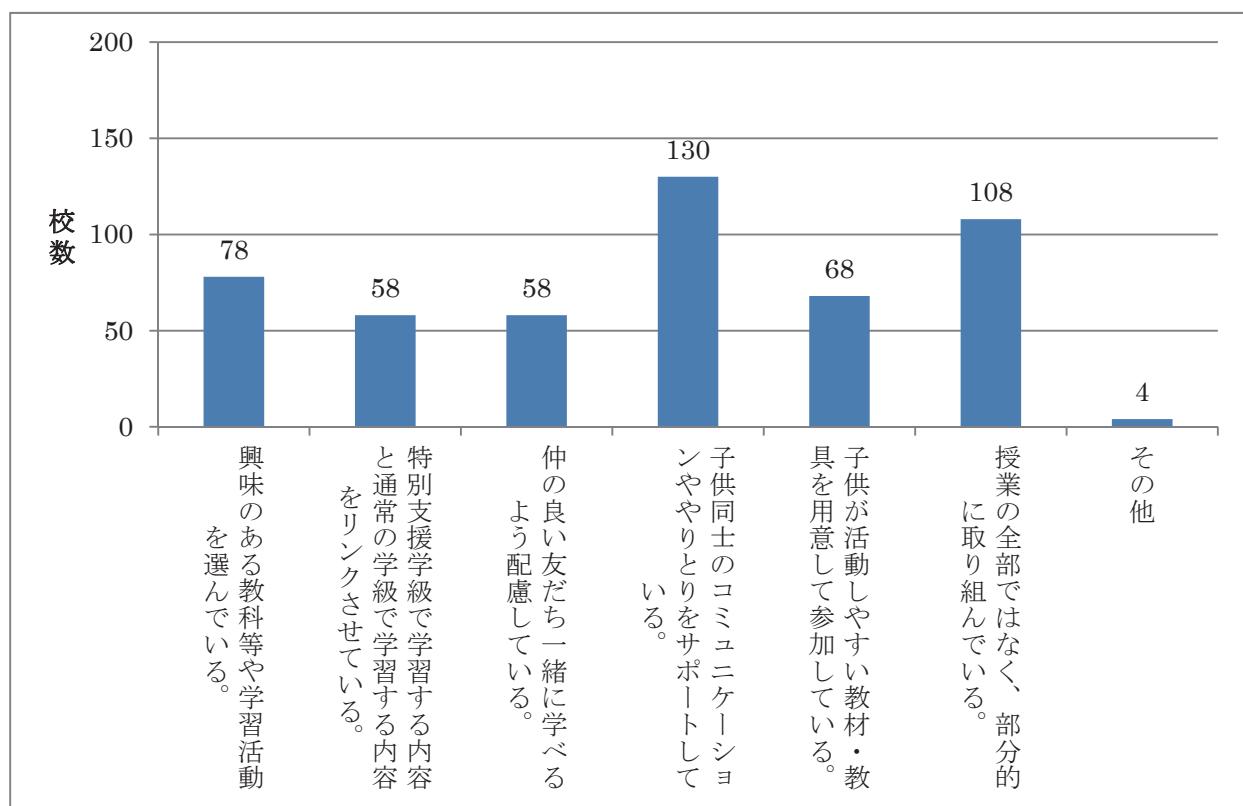
最も多いのは、「子供同士のコミュニケーションややりとりをサポートしている。」で 130 校であった。

次は、「授業の全部ではなく、部分的に取り組んでいる。」で 108 校であった。

比較的少いのは、「興味のある教科等や学習活動を選んでいる。」で 78 校、「子供が活動しやすい教材・教具を用意して参加している。」で 68 校、「特別支援学級で学習する内容と通常の学級で学習する内容をリンクさせている。」で 58 校、「仲の良い友だち一緒に学べるよう配慮している。」で 58 校、「仲の良い友だちと一緒に学べるよう配慮している。」で 58 校であった。

その他は、4 校であった。その他の記述は、以下の通りであった。

「すべての教科、一緒に授業を受けている」、「ロジャー、手順の板書、周囲と同様な対応」、「周囲の子供達にその子のことを探してもらえるように、現在の様子を日々伝えるようにし、関係をつくれるようにしている。」、「担任同士で単元等について話し合って学習が効果的に行えるようにしている」、「必ず担任または介助員が支援している」が各 1 校であった。



n=188

図 3-11 交流及び共同学習で工夫していること

(7) 学校での行事等への参加や対応について

1) 学校での行事等への参加や対応について課題となっている場面（複数回答可）

特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の学校での行事等への参加や対応について課題となっている場面はどのような場面かを尋ねたところ、「特に課題はない」と答えた学校は、32校あり、課題がある学校は、173校であった。

特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の学校での行事等への参加や対応の具体的な課題は、以下の結果となった。

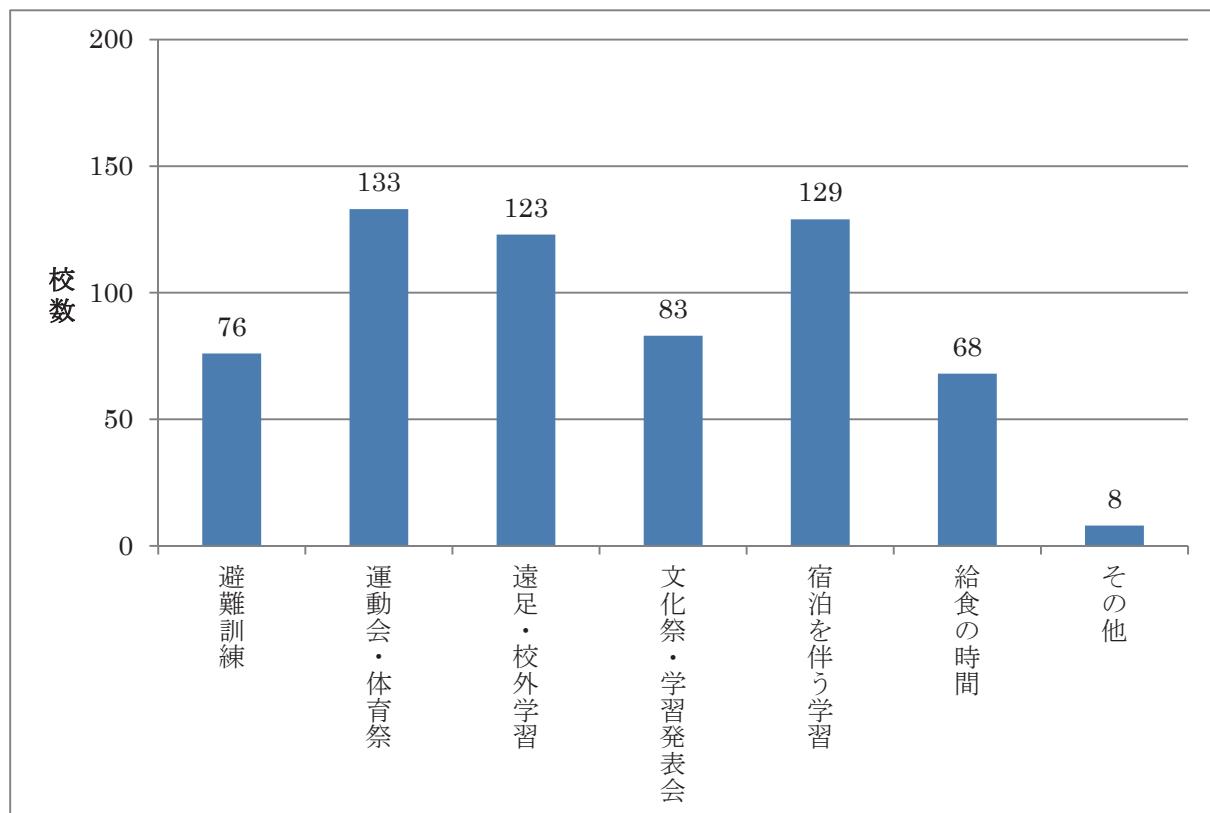
最も多いのは、「運動会・体育祭」で133校であった。

次は、「宿泊を伴う学習」が129校、「遠足・校外学習」で123校であった。

比較的少いのは、「文化祭・学習発表会」で83校、「避難訓練」で76校、「給食の時間」で68校の順であった。

その他は、8校であった。その他の記述は、以下の通りであった。

「PTA行事への不参加」、「どの行事も参加しているが、服装の関係等もあり、担任の見守り及び支援が必要である。」、「マラソン大会」、「行事中の全場面を通じて、人任せにならず、全教員が関わろうとする姿勢が必要だが、なかなかそこまで打ち合わせることができない。そのため、事前打ち合わせの場面に課題がある。」、「講演会や説明会等」、「集会活動」、「全く参加していない」、「体育の授業、特に水泳」、「転倒防止」、「生活全般支援が必要なため」が各1校であった。



n=173

図3-12 学校での行事等への参加や対応について課題となっている場面

2) 学校での行事等への参加や対応の具体的な課題と課題への工夫について（自由記述）

特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の学校での行事等への参加や対応について、具体的な課題と課題への工夫を自由記述で回答を求めたところ、まとめると以下の回答があった。

1) 課題

- ・運動・歩行が伴う活動や校外での活動など、安全確保のために人手が必要である。
- ・活動のペースの違いがある。
- ・肢体不自由のある子供の運動を伴う活動の参加が難しい。
- ・集団で行われる活動への参加が難しい。
- ・活動にどこまで参加させるのか判断が難しい。
- ・施設面が整っていない。
- ・担当者が変わると課題の難易度が変わってしまう。
- ・日常生活にかかわることの自立が十分でない。

2) 工夫点

- ・職員の支援体制を整え、人手を確保するようにしている。
- ・活動のペースの違いに対応するため、活動場所に早く行くなど、活動時間を十分にとるための工夫を行っている。
- ・子供のできることで活動に参加している。
- ・集団で行われる活動への参加が難しい場合、活動の見通しを持たせるようにしている。
- ・活動への参加に際して、本人、保護者と話し合って決めている。また、通常の学級の子供たちとも一緒に考えて決めるようにしている。また、学年や管理職との相談を行っている。
- ・施設面の整備を優先して行っている。
- ・保護者等の対応をお願いしている。

4. 特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の教育の充実のための教職員の専門性の担保について

(1) 重複障害のある子供の在籍する特別支援学級を担任する教員の専門性について

1) 教員の専門性について課題となっていること（複数回答可）

特別支援学級を担任する教員の専門性について、重複障害のある子供の指導について課題となっていることはどのようなことかを尋ねたところ、「特に課題はない」と回答した学校は、19校あった。この結果から、課題のある学校は、186校となる。

特別支援学級を担任する教員の専門性について、重複障害のある子供の指導の具体的な課題は、以下の結果となった。

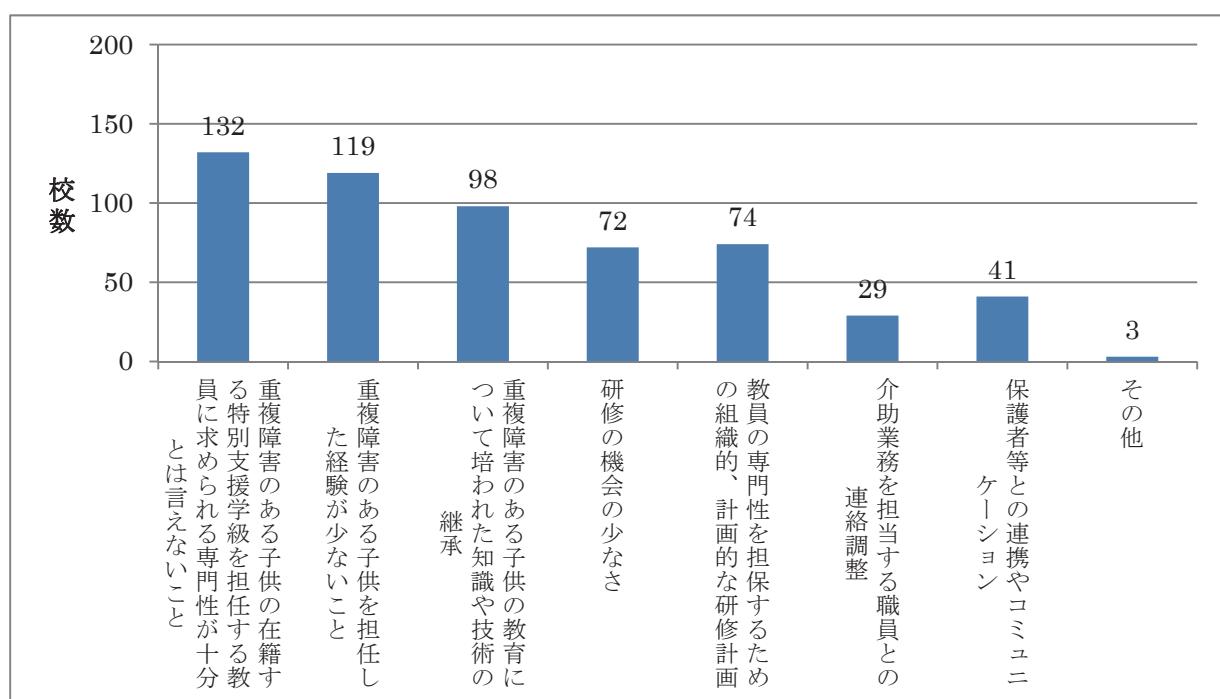
最も多いのは、「重複障害のある子供の在籍する特別支援学級を担任する教員に求められる専門性が十分とは言えないこと」で132校あった。

次は、「重複障害のある子供を担任した経験が少ないこと」で119校、「重複障害のある子供の教育について培われた知識や技術の継承」で98校の順であった。

比較的少ないのは、「教員の専門性を担保するための組織的、計画的な研修計画」で74校、「研修の機会の少なさ」で72校、「保護者等との連携やコミュニケーション」で41校、「介助業務を担当する職員との連絡調整」で29校の順であった。

その他は、3校であった。その他の記述は、以下の通りであった。

「介助員が派遣されていない。」、「介助業務を担当する職員の勤務日数が児童の登校日日数が合っていないこと」、「重複障害のある児童をみる担当とそれ以外の児童を見る担当に分かれてしまっている」が各1校あった。



n=186

図3-13 教員の専門性について課題となっていること

2) 教員の専門性について学校として工夫していること（複数回答可）

重複障害のある子供の在籍する特別支援学級を担任する教員の専門性を確保するために学校として工夫していることを尋ねたところ、以下の結果となった。

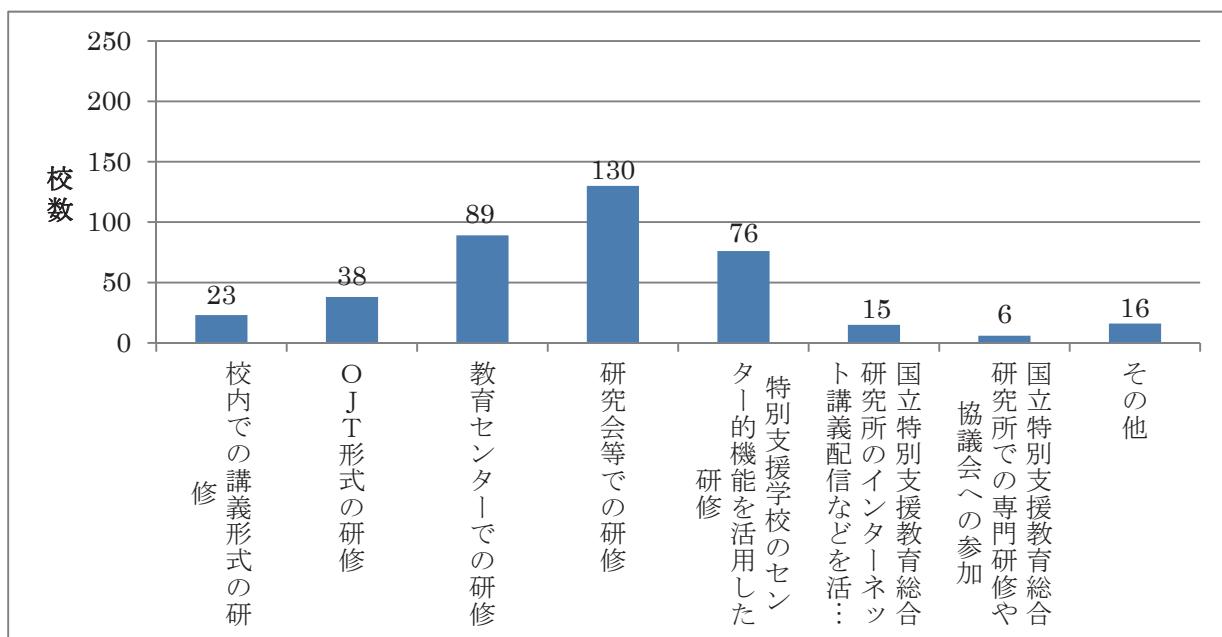
最も多いのは、「研究会等での研修」で130校あった。

次は、「教育センターでの研修」で89校、「特別支援学校のセンター的機能を活用した研修」で76校であった。

比較的少いのは、「OJT形式の研修」で38校、「校内での講義形式の研修」で23校、「国立特別支援教育総合研究所のインターネット講義配信等を活用した自己研鑽」で15校、「国立特別支援教育総合研究所での専門研修や協議会への参加」で6校の順であった。

その他は、16校あった。その他の記述は、以下の通りであった。

「「共に学ぶ」教育推進モデル事業の活用」、「関係機関（医療や各専門職等）とのケース会議や研修会」、「市教育委員会主催の研修会」、「関係機関との連携」、「市教委の巡回指導を利用した研修」、「市教委派遣の学校サポーターの活用」、「児童が、ST、OT、PT等で通院する際、担任も同行し、学校生活で活かせることを学ぶ」、「自主的な研修」、「重度重複特別支援学校の経験」、「巡回相談における専門家の助言」、「専門機関へ出向き、専門職員よりアドバイスをもらう」、「専門研修や協議会への参加」、「対象児童を担当している作業療法士、理学療法士による支援法検討会」、「特に行っていない」、「特別支援の免許取得のための講義参加」、「内臓疾患のお子さんなので保護者を通して医療からの指導等連携している」、「保育所等訪問支援事業の実施や医療福祉機関への出張派遣」、「保護者による講演会」、「養護学校経験のある職員からの引継ぎ」が各1校あった。



n=205

図3-14 教員の専門性について学校として工夫していること

(2) 重複障害教育の専門性に基づいた指導が十分にできていると感じているかについて

重複障害のある子供の在籍する特別支援学級を担任する教員が重複障害教育の専門性に基づいた指導が十分にできていると感じているかについて尋ねたところ、以下の結果となった。

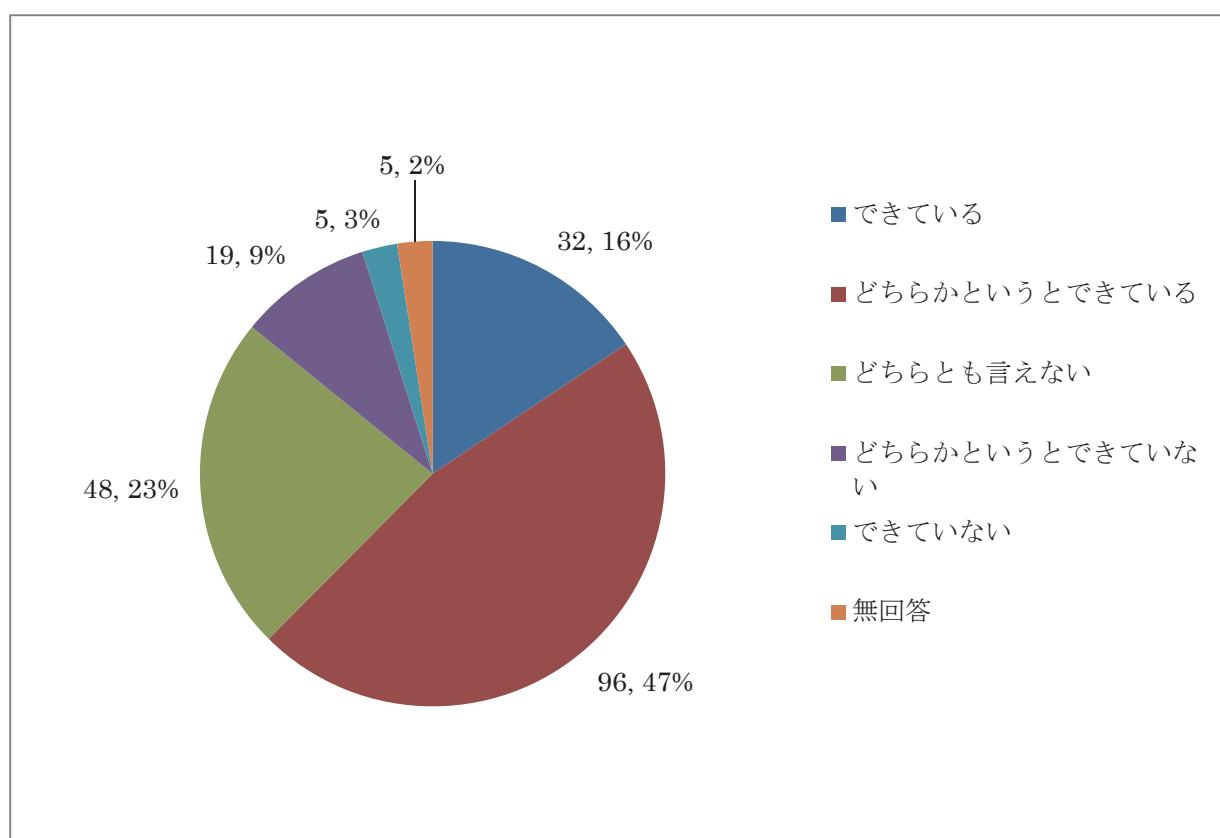
「できている。」と答えた学校は、32校あり、「どちらかというとできている。」と答えた学校は、96校あった。

これを合わせると63%の学校が重複障害のある子供の在籍する特別支援学級を担任する教員が重複障害教育の専門性に基づいた指導ができていると感じていることが示された。

「どちらとも言えない。」と答えた学校は、48校あった。

「どちらかというとできていない。」と答えた学校は、19校あり、「できていない。」と答えた学校は、5校あった。

無回答は、5校あった。



(図中の数値は、「校数、パーセント」の順に表記) n=205
図3-15 重複障害教育の専門性に基づいた指導が十分にできていると感じているかについて

5. 重複障害のある子供の教育の充実のための学校体制について

(1) 特別支援学校との連携について

1) 特別支援学校のセンター的機能の活用の有無

特別支援学校のセンター的機能を活用しているかを尋ねたところ、「はい」と答えた学校は 138 校あり、全体の 67% であった。「いいえ」と答えた学校は、60 校あり、全体の 29% であった。無回答は 7 校あった。

2) 連携している特別支援学校について（複数回答可）

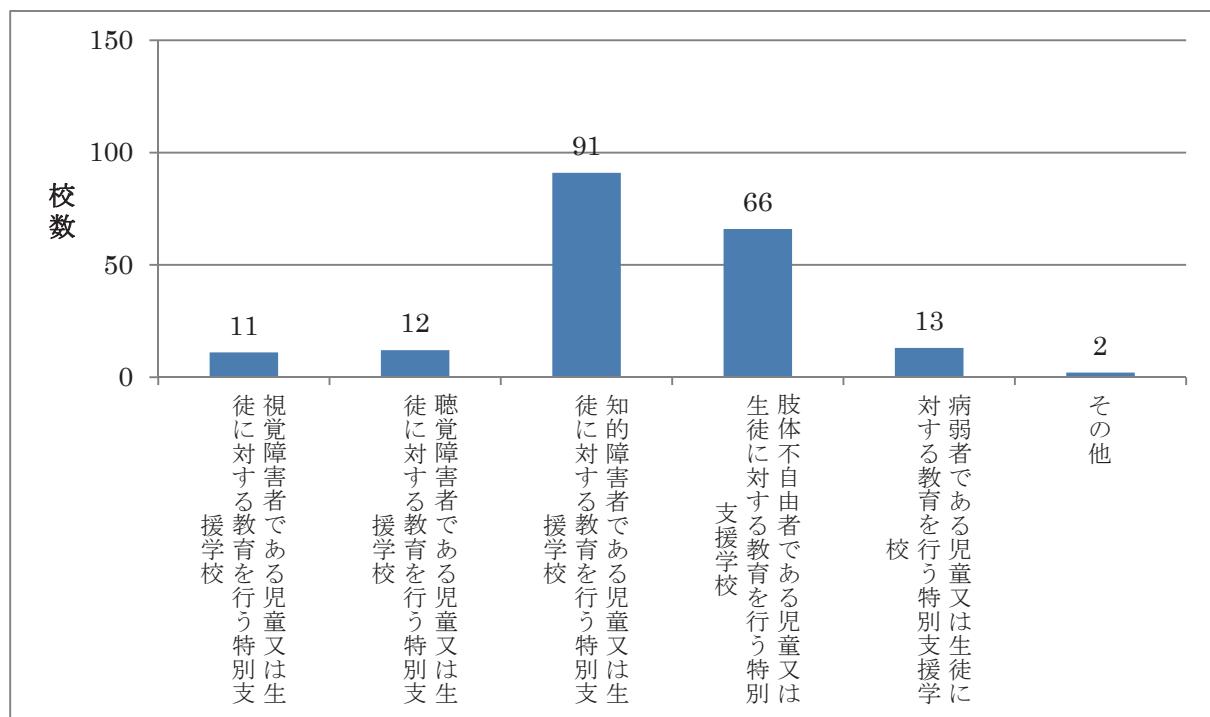
特別支援学校のセンター的機能を活用していると答えた学校のうち、どのような特別支援学校と連携しているかを尋ねたところ、以下の結果となった。

最も多いのは、「知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校」で 91 校あった。

次は、「肢体不自由者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校」で 66 校あった。

比較的少ないのは、「病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校」で 13 校、「聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校」で 12 校、「視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校」で 11 校の順であった。

その他は、2 校あった。その他の内容は、特に記述されていなかった。



n=138

図 3-16 連携している特別支援学校について

3) 特別支援学校との連携の内容（複数回答可）

特別支援学校のセンター的機能を活用していると答えた学校のうち、どのような連携を行っているか、その内容を尋ねたところ、以下の結果となった。

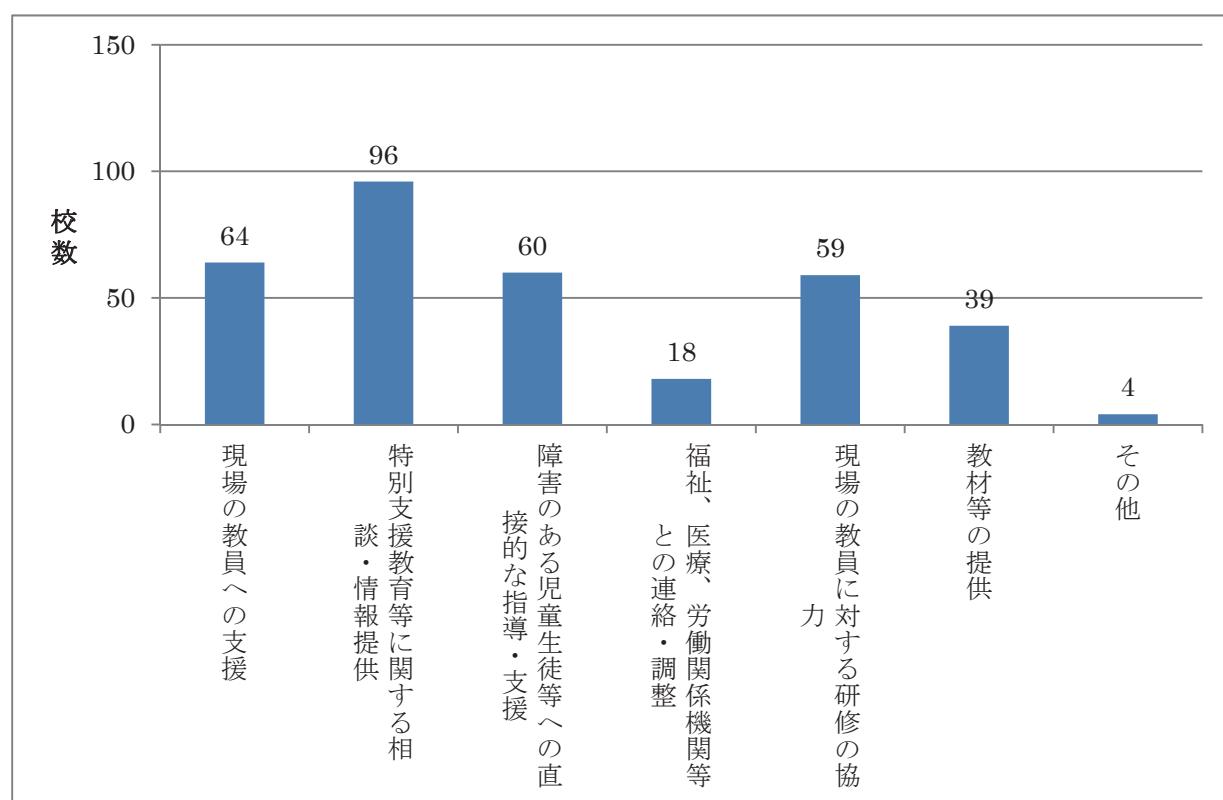
最も多いのは、「特別支援教育等に関する相談・情報提供」で96校あった。

次は、「現場の教員への支援」で64校、「障害のある子供等への直接的な指導・支援」で60校、「現場の教員に対する研修の協力」で59校の順であった。

比較的少ないので、「教材等の提供」で39校、「福祉、医療、労働関係機関等との連絡・調整」で18校の順であった。

その他は、4校あった。その他の記述は、以下の通りであった。

「校内の教育活動に合同参加」、「児童について情報共有」、「進路について」、「保護者支援」が各1校あった。



n=138

図3-17 特別支援学校との連携の内容

4) 複数の障害種に対応した教育を提供する仕組み

特別支援学級では、複数の障害種に対応した教育を提供する仕組みが十分にできていると感じているかについて尋ねたところ、以下の結果となった。

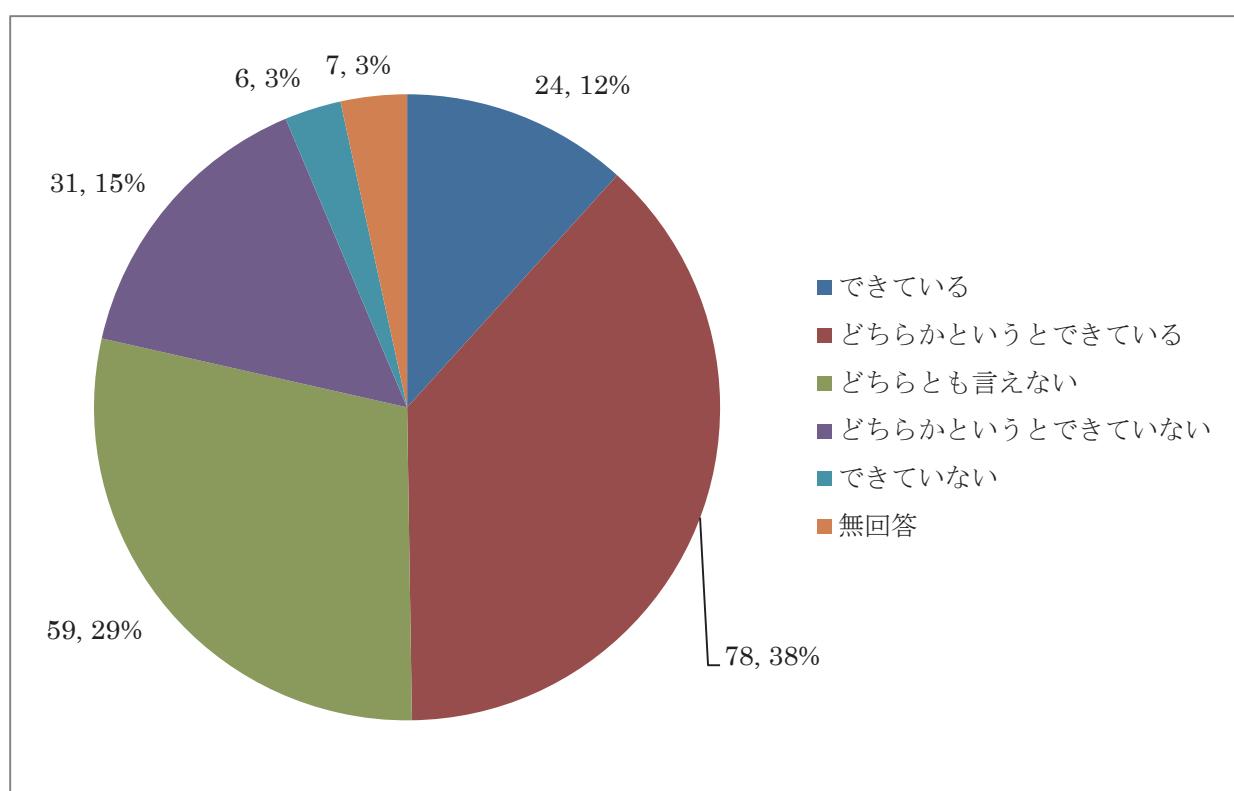
「できている。」と答えた学校は、24校あり、「どちらかというとできている。」と答えた学校は、78校あった。

これを合わせると50%の学校が特別支援学級では、複数の障害種に対応した教育を提供する仕組みができていると感じていることが示された。

「どちらとも言えない。」と答えた学校は、59校あった。

「どちらかというとできていない。」と答えた学校は、31校あり、「できていない。」と答えた学校は、6校あった。

無回答は、7校あった。



(図中の数値は、「校数、パーセント」の順に表記) n=205

図3-18 複数の障害種に対応した教育を提供する仕組み

(2) 多職種連携について

1) 校内の職種について（複数回答可）

校内でどのような職種の方がかかわっているかについて尋ねたところ、以下の結果となった。

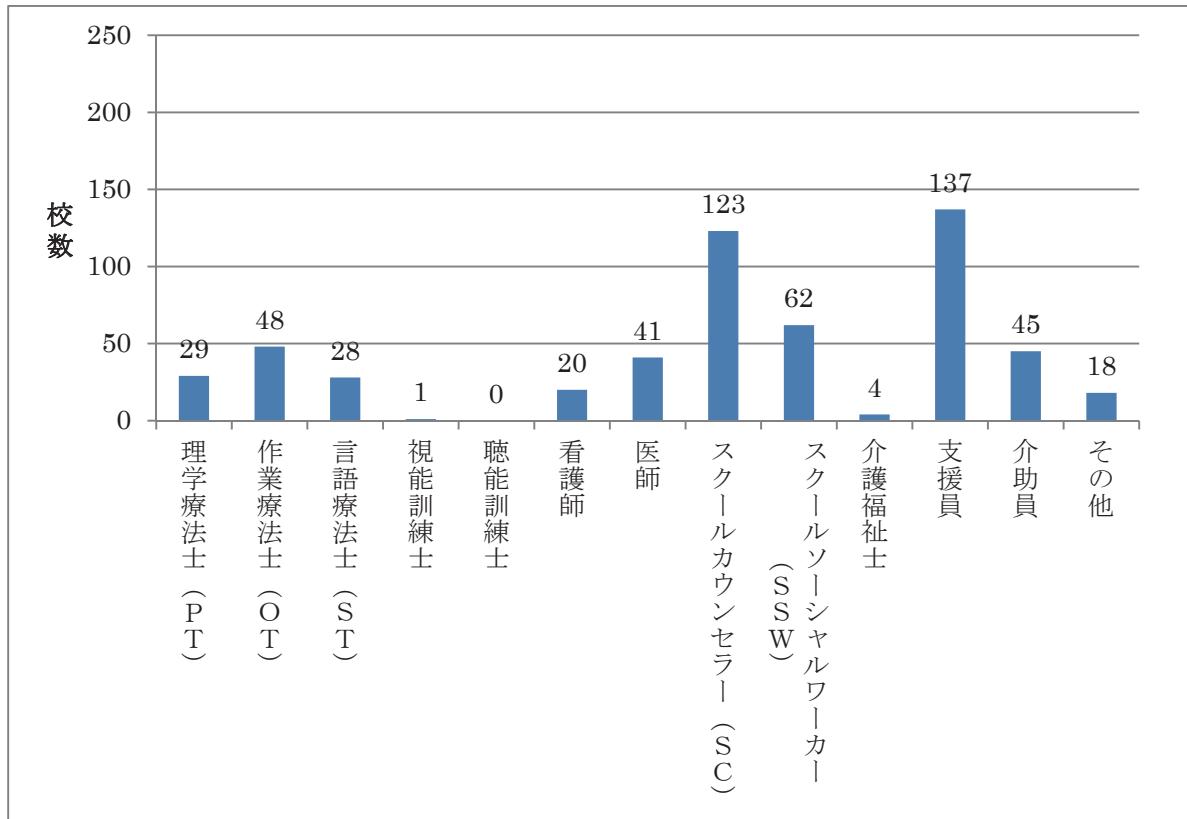
最も多いのは、「支援員」で137校あった。

次が、「スクールカウンセラー（SC）」で123校あった。

比較的少ないので、「スクールソーシャルワーカー（SSW）」が62校、「作業療法士（OT）」が48校、「介助員」が45校、「医師」が41校、「理学療法士（PT）」が29校、「言語療法士（ST）」が28校、「看護師」が20校、「介護福祉士」が4校、「視能訓練士」が1校、「聴能訓練士」が0校の順であった。

その他は、18校あった。その他の記述は、以下の通りであった。

「スクールアシスタント」、「パートナーティーチャー・町合理的配慮協力員」、「音楽療法士」、「家族」、「教育委員会指導主事、市サポート委員会委員、サポートティーチャー事業派遣員」、「言語聴覚士」、「市教委指導主事」、「児童心理士」、「巡回相談員」、「心理士」、「相談支援専門員」、「大学教授、障害児通所支援施設職員」、「短大 幼児教育学科 准教授(社会福祉士・手話通訳士) 特別支援教育巡回相談員」、「福祉型児童入所施設、市巡回相談員」、「放課後等デイサービス指導員」、「養護教諭、事務職員」、「養護教諭・特別支援学校コーディネーター」、「療育センター」が各1校あった。



n=205

図3-19 校内でかかわっている方の職種について

2) 教員以外の職種（医療、福祉等）の方々と教育の専門性にもとづいて話が十分にできていると感じているかについて

特別支援学級に在籍している重複障害のある子供の担任は、教員以外の職種（医療、福祉等）の方々と教育の専門性にもとづいて話が十分にできていると感じているかについて尋ねたところ、以下の結果となった。

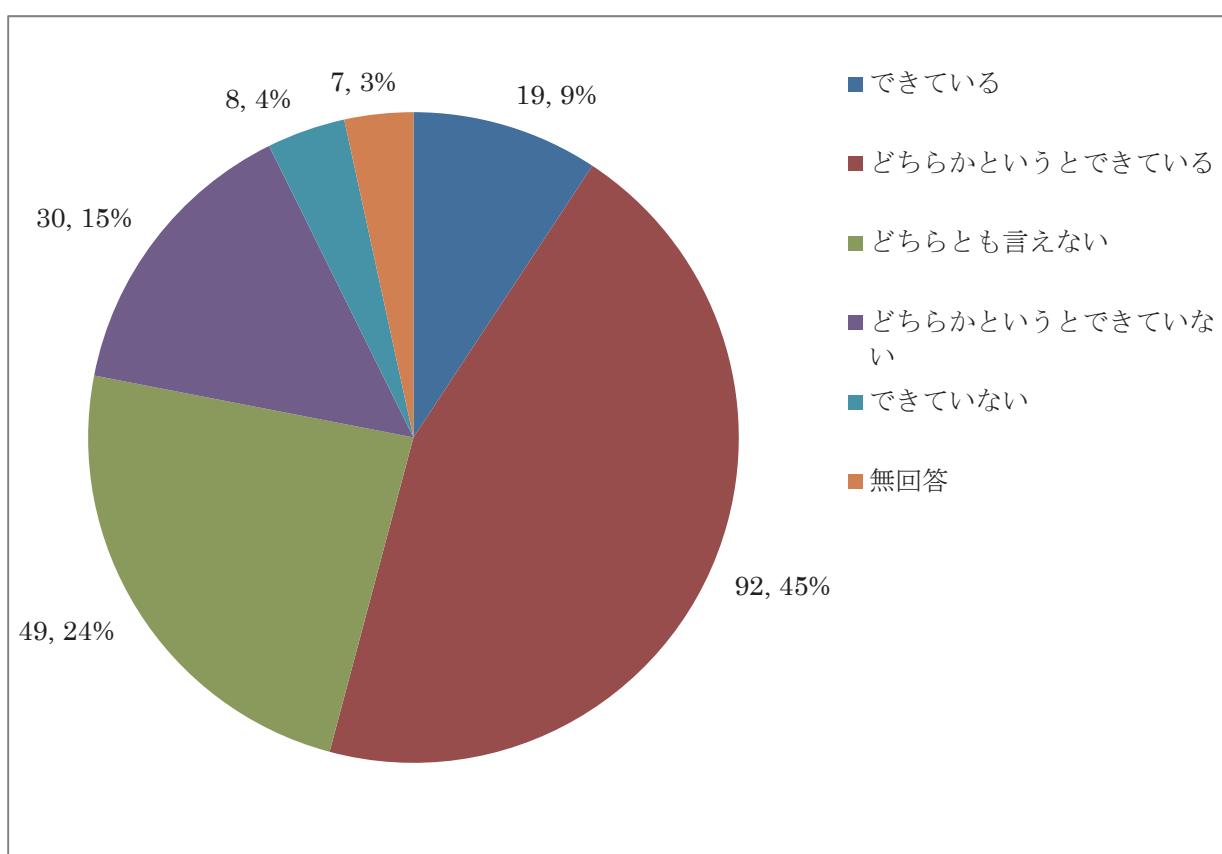
「できている。」が 19 校、「どちらかというとできている。」が 92 校であった。

これを合わせると 54% の学校が、特別支援学級に在籍している重複障害のある子供の担任は、教員以外の職種（医療、福祉等）の方々と教育の専門性にもとづいて話ができると感じていることが示された。

「どちらとも言えない。」と答えた学校は、49 校あった。

「どちらかというとできていない。」と答えた学校 30 校、「できていない。」と答えた学校 8 校あった。

無回答は、7 校であった。



（図中の数値は、「校数、パーセント」の順に表記） n=205
図 3-20 教員以外の職種（医療、福祉等）の方々と教育の専門性にもとづいて話が十分にできていると感じているかについて

(3) 関係機関との連携について

1) 連携・協力先について（複数回答可）

どのような関係機関と連携・協力しているかについて尋ねたところ、以下の結果となつた。

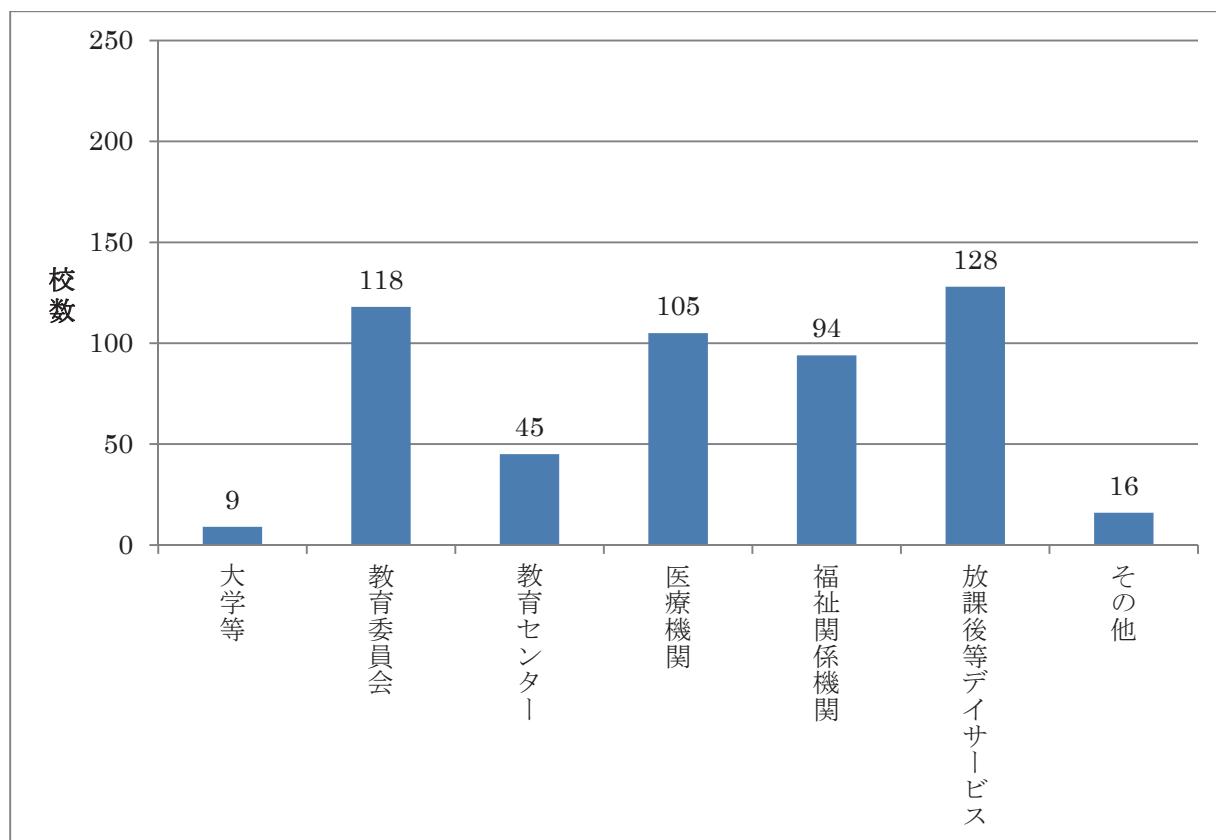
最も多いのは、「放課後等デイサービス」で 128 校あった。

次は、「教育委員会」で 118 校、「医療機関」で 105 校、「福祉関係機関」で 94 校の順であった。

比較的少いのは、「教育センター」で 45 校、「大学等」で 9 校の順であった。

その他は、16 校であった。その他の記述は、以下の通りであった。

「学童」、「近隣支援学校」、「県教育庁教育事務所」、「特別支援学校」、「高等養護学校（パートナーティーチャー）」、「市立養護学校」、「支援学校、児童相談所」、「就学前施設・中学校・支援学校」、「地域療育センター、県立支援学校」、「県立支援学校、医療機関デイサービス」、「県立特別支援学校」、「通級指導教室」、「特別支援学校(知的)、聾学校」、「放課後キッズクラブ」、「療育センター」、「療育相談センター」が各 1 校であった。



n=205

図 3-21 連携・協力先について

2) 関係機関との具体的な連携内容（複数回答可）

関係機関とは、どのような連携をしているかについて尋ねたところ、以下の結果となつた。

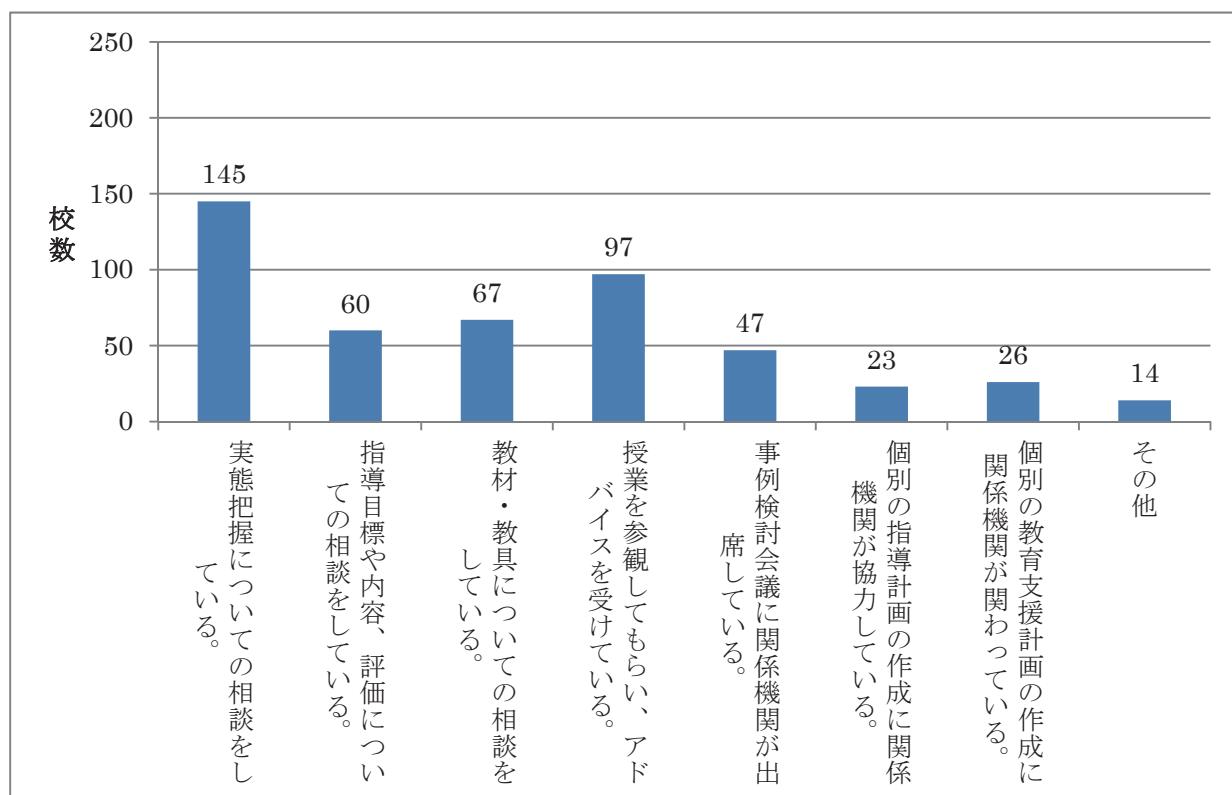
最も多いのは、「実態把握についての相談をしている。」で 145 校あった。

次は、「授業を参観してもらい、アドバイスを受けている。」で 97 校あった。

比較的少ないのは、「教材・教具についての相談をしている。」で 67 校、「指導目標や内容、評価についての相談をしている。」で 60 校、「事例検討会議に関係機関が出席している。」で 47 校、「個別の教育支援計画の作成に関係機関が関わっている。」で 26 校、「個別の指導計画の作成に関係機関が協力している。」で 23 校の順であった。

その他は、14 校であった。その他の記述は、以下の通りであった。

「リハビリの介護」、「リハビリ等の様子を見学」、「リハビリ方法」、「学校外での支援」、「研修会参加」、「支援会議（ケース会議）での情報交流」、「児童の様子の交流 支援の方法や実態把握等」、「情報・評価の共有」、「進路に向けての相談にのっていただいている」、「入学時の校内環境整備についての相談をしている。」、「保護者を通じて、機能訓練等学校ができる活動を聞いて取り組んでいる。」、「補聴器等に関する相談」、「放課後等デイサービスの利用時にその日の体調を伝えている」、「訪問支援に来校してもらい、自立活動のサポートをしていただいている」が各 1 校あった。



n=205

図 3-22 関係機関との具体的な連携内容

3) 放課後等デイサービスの利用について

特別支援学級に在籍している重複障害のある子供の保護者は、放課後等デイサービスを利用しているかについて尋ねたところ、「している。」と答えた学校は、138校あり、「していない。」と答えた学校は、60校あった。

67%の学校が放課後等デイサービスを利用している。

無回答は、7校あった。

4) 放課後等デイサービスとの連携の中での課題について（複数回答可）

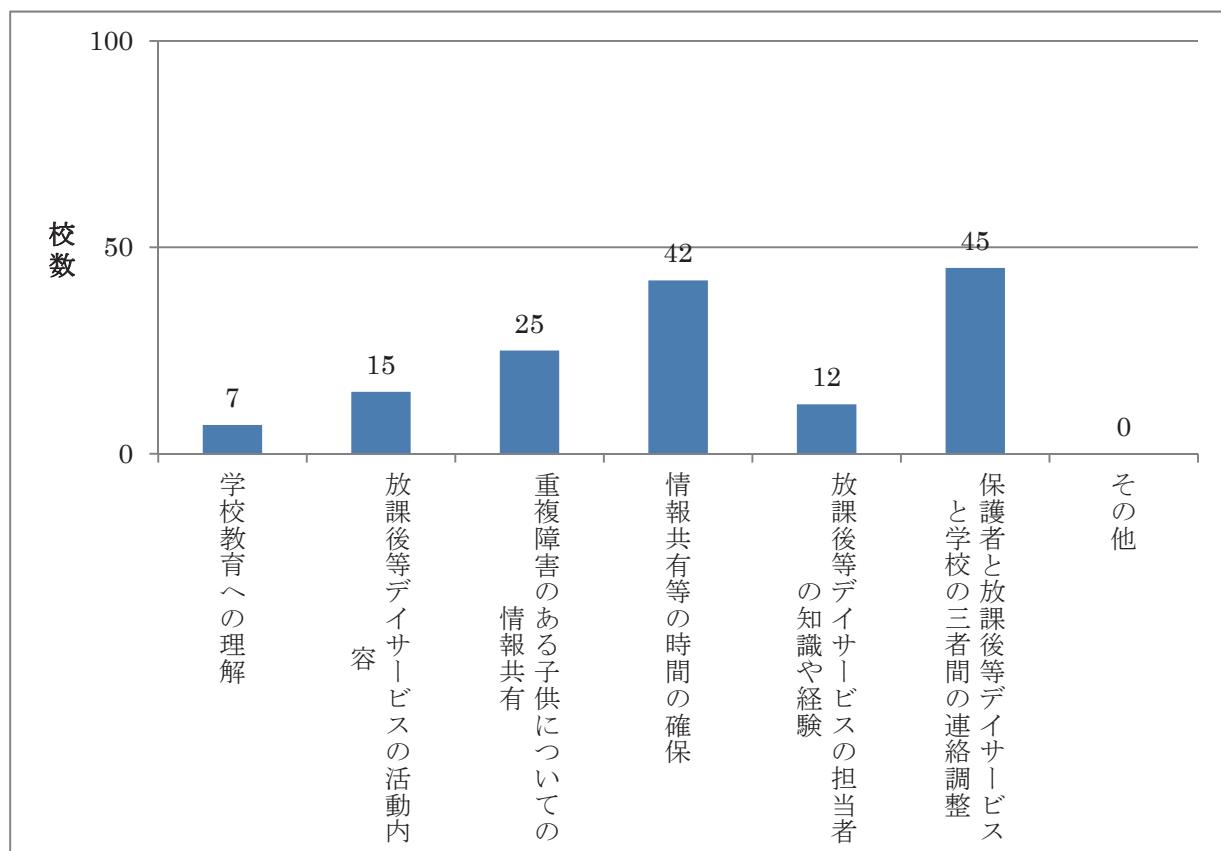
放課後等デイサービスを利用している学校のうち、放課後等デイサービスとの連携の中で課題となっていることについて尋ねたところ、「特に課題はない」と答えた学校は、59校あった。課題がある学校は、79校あった。

放課後等デイサービスとの連携の中で具体的な課題は、以下の結果となった。

最も多いのは、「保護者と放課後等デイサービスと学校の三者間の連絡調整」で45校であり、「情報共有等の時間の確保」で42校の順であった。

比較的少ないのは、「重複障害のある子供についての情報共有」で25校、「放課後等デイサービスの活動内容」で15校、「放課後等デイサービスの担当者の知識や経験」で12校、「学校教育への理解」で7校の順であった。

その他は、0校であった。



n=79

図3-23 放課後等デイサービスとの連携の中で課題となっていること

(4) 医療的ケアについて

1) 医療的ケアを行っている重複障害のある子供の在籍の有無

医療的ケアを行っている重複障害のある子供が特別支援学級に在籍しているかについて尋ねたところ、「いる。」と答えた学校は、38校あり、「いない。」と答えた学校は、160校あった。無回答は、7校あった。

2) 医療的ケアでの課題（複数回答可）

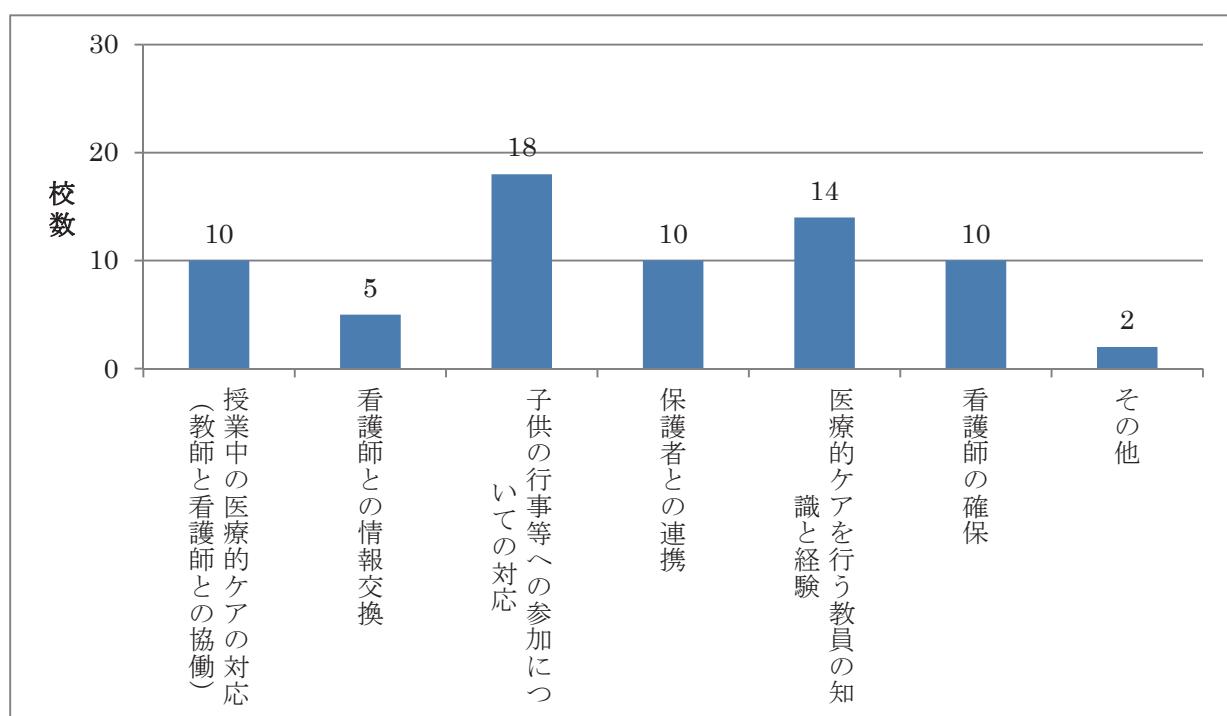
医療的ケアを行っている重複障害のある子供が特別支援学級に在籍している学校のうち、「特に課題はない」と答えた学校は、11校であった。この結果から、課題のある学校は、27校となる。

具体的な課題として、最も多いのは、「子供の行事等への参加についての対応」で18校あった。

次は、「医療的ケアを行う教員の知識と経験」で14校、「授業中の医療的ケアの対応（教師と看護師との協働）」で10校、「保護者との連携」で10校、「看護師の確保」で10校、「看護師との情報交換」で5校の順であった。

その他は、2校あった。その他の記述は、以下の通りであった。

「看護師がいないため、保護者が対応している。また、医療的ケアを行うための設備が十分ではない。」、「主治医等の判断で、毎日、保護者が付き添い医療的ケアを行っている。」が各1校あった。



n=27

図3-24 医療的ケアでの課題

6. 保護者等との連携

(1) 保護者との連携

1) 保護者との連携の中での課題（複数回答可）

特別支援学級に在籍している重複障害のある子供の保護者との連携の中で課題となつてることについて尋ねたところ、「特に課題はない」と答えた学校は、68校あった。この結果から、課題のある学校は、137校となる。

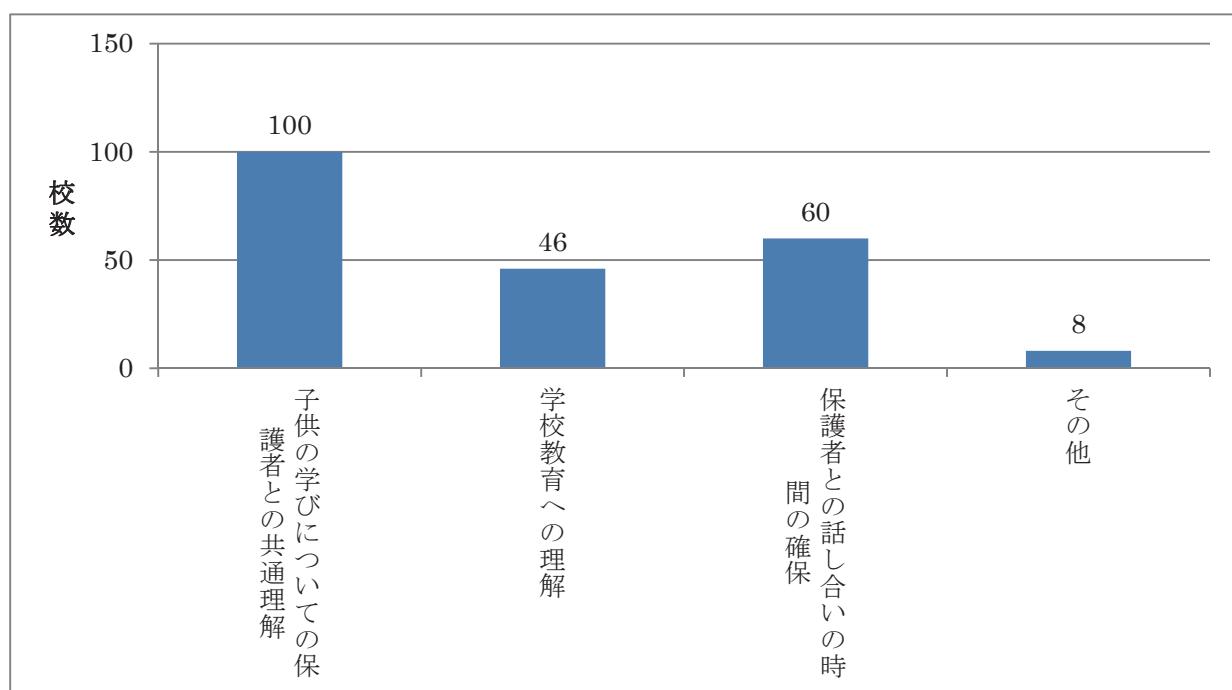
保護者との連携の中での具体的な課題は、以下の結果となった。

最も多いのは、「子供の学びについての保護者との共通理解」で100校あった。

次は、「保護者との話し合いの時間の確保」で60校、「学校教育への理解」で46校であった。

その他は、8校あった。その他の記述は、以下の通りであった。

「家庭での様子を詳しく尋ねながら自立のために家で練習していくとよいことをお願いしていく。」、「家庭環境の改善」、「関係機関との連携の共通理解」、「教員、看護師がともに児童の異変を感じても保護者は登校させる」、「子供の進路について」、「進学を希望した際、進学先がない。」、「保護者が体調を崩すと、送ってもらうことができず、担任が自宅に行けるときには迎えに行っています。ただ、迎えに来ること自体も負担に感じることもあるので、本人の意思に関係なく欠席する日が増えています。」、「保護者とのインクルーシブ教育等に関する価値観や意識の違いや過度の要求」、「母親と父親が情報共有をしていないため、学校が行っている支援について、父親が全く知らなかつた。」が各1校あった。



n=137

図3-25 保護者との連携の中での課題

2) 保護者との連携の中で工夫について（複数回答可）

特別支援学級に在籍している重複障害のある子供の保護者との連携の中で工夫していることについて尋ねたところ、以下の結果となった。

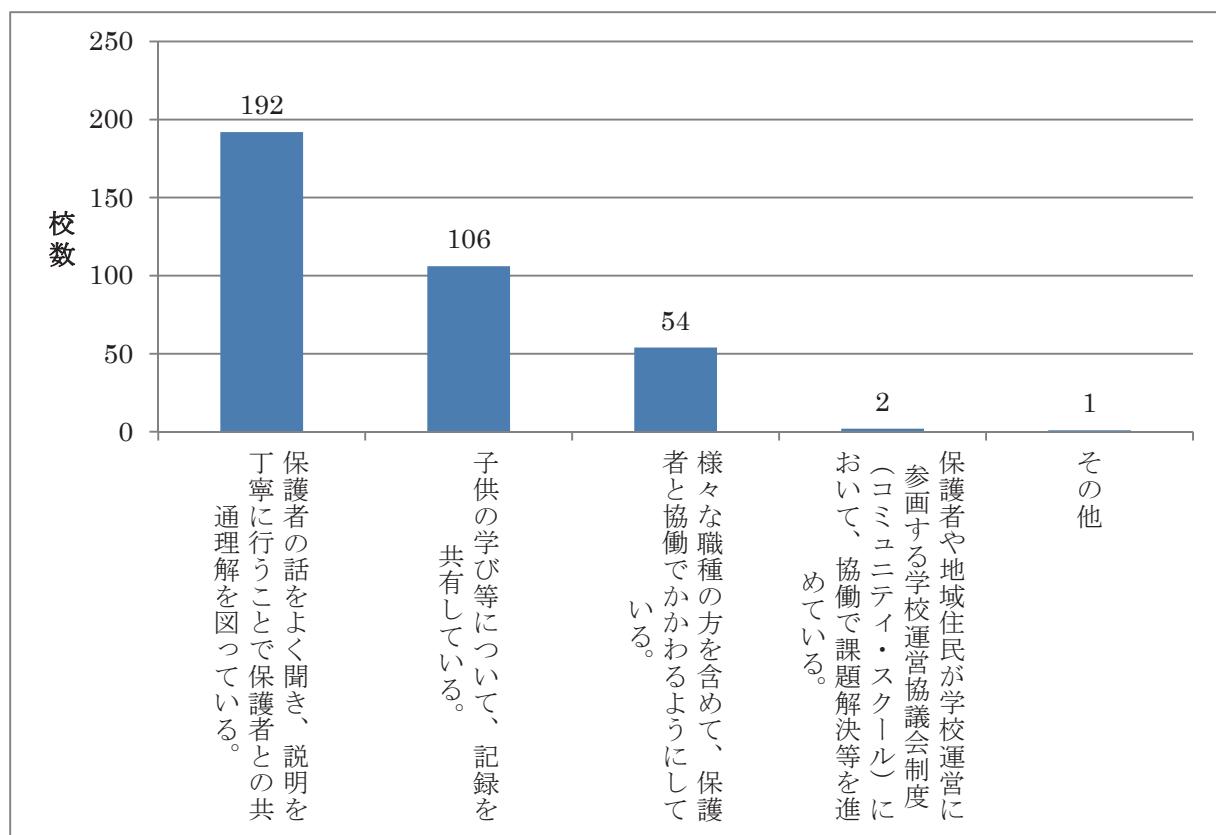
最も多いのは、「保護者の話をよく聞き、説明を丁寧に行うことで保護者との共通理解を図っている。」で 192 校あった。

次は、「子供の学び等について、記録を共有している。」で 106 校あった。

比較的少ないので、「様々な職種の方を含めて、保護者と協働でかかわるようにしている。」で、54 校あった。

極めて少ないので、「保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）において、協働で課題解決等を進めている。」で、2 校であった。

その他として、「月 1 回の保護者会との連携」が 1 校あった。



n=205

図 3-25 保護者との連携の中で工夫について

3) 保護者と教育の専門性にもとづいて話が十分にできていると感じているかについて

特別支援学級の担任が特別支援学級に在籍している重複障害のある子供の保護者と教育の専門性にもとづいて話が十分にできていると感じているかについて尋ねたところ、以下の結果となった。

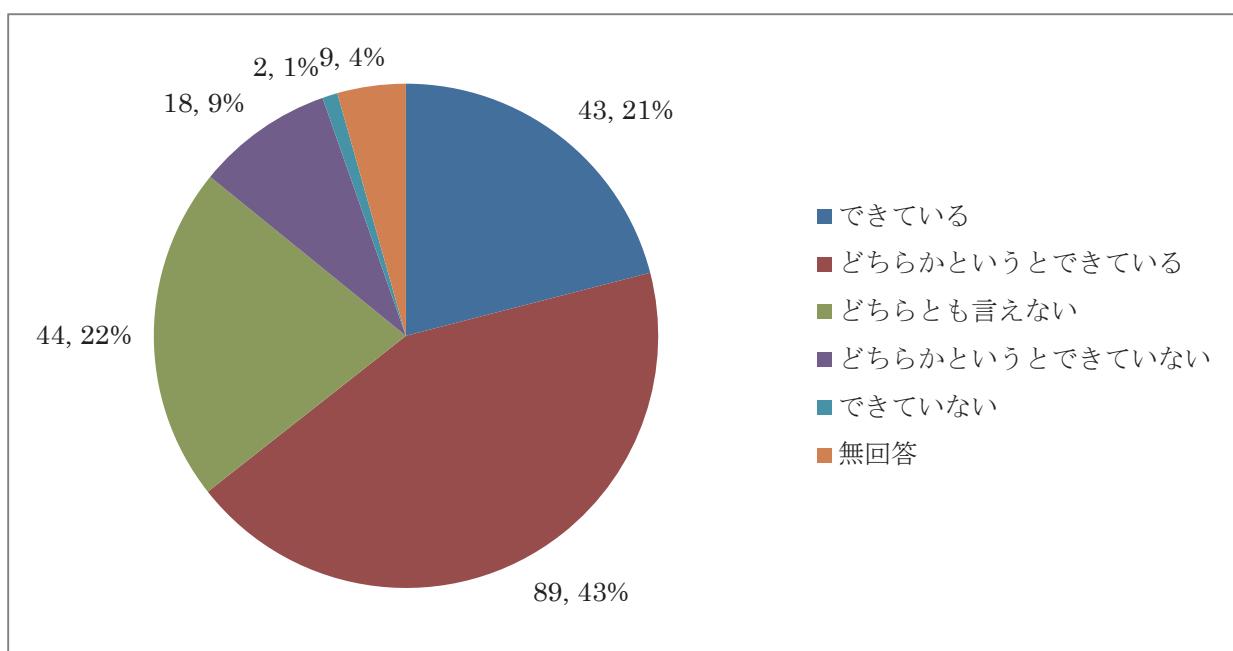
「できている。」と答えた学校は、43校あり、「どちらかというとできている。」と答えた学校は、89校あった。

これを合わせると64%の学校が特別支援学級の担任が特別支援学級に在籍している重複障害のある子供の保護者と教育の専門性にもとづいて話ができると感じていることが示された。

「どちらとも言えない。」と答えた学校は、44校あった。

「どちらかというとできていない。」と答えた学校は、18校あり、「できていない。」と答えた学校は、2校あった。

無回答は、9校あった。



(図中の数値は、「校数、パーセント」の順に表記) n=205

図3-26 保護者と教育の専門性にもとづいて話が十分にできていると感じているかについて

(2) 保護者が小・中学校等の特別支援学級を選択した理由（複数回答可）

特別支援学級に在籍している重複障害のある子供の保護者が小・中学校等の特別支援学級を選択した理由を尋ねたところ、以下の結果となった。

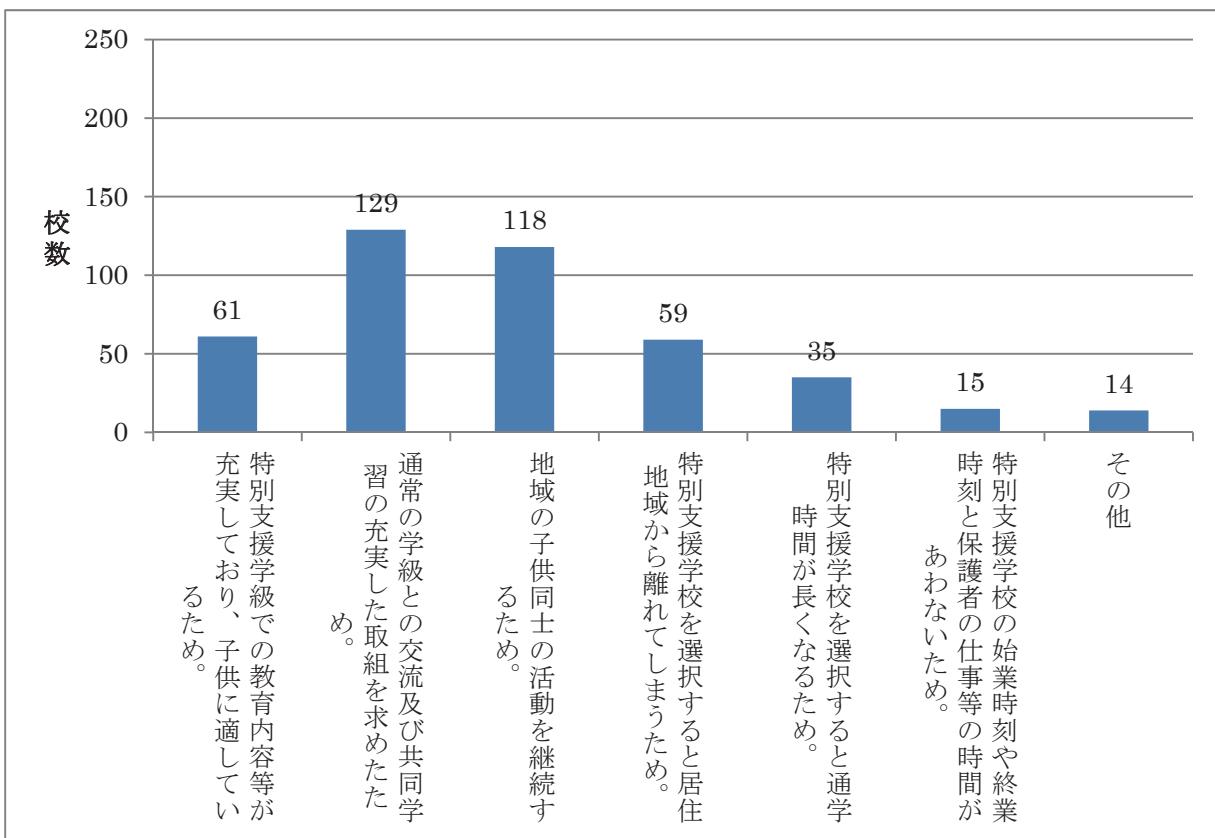
最も多いのは、「通常の学級との交流及び共同学習の充実した取組を求めたため。」で 129 校あり、「地域の子供同士の活動を継続するため。」で 118 校の順であった。

比較的少いのは、「特別支援学級での教育内容等が充実しており、子供に適しているため。」で 61 校、「特別支援学校を選択すると居住地域から離れてしまうため。」で 59 校、「特別支援学校を選択すると通学時間が長くなるため。」で 35 校、「特別支援学校の始業時刻や終業時刻と保護者の仕事等の時間があわないため。」で 15 校であった。

その他は、14 校あった。その他の記述は、以下の通りであった。

「市教委が看護師資格を有する支援員の任用及び配置や学習環境の整備を推し進めたことにより、保護者の思いが実現できた。」、「きょうだいがいたため」、「マンツーマンでの教育を望んだため」、「医療的ケアが必要なため、スクールバスに乗れない。寄宿舎にも入れない。保護者の車でしか移動ができない、登下校に片道 2 時間以上かかる。」、

「居住場所に近い」、「兄弟がいるから。」、「兄弟姉妹が在籍しているため。」、「児童の兄弟も通常学級や特別支援学級に在籍しているため。」、「就学指導委員会で特学適となつたので」、「障がいの理解・受容が適切にできていないため。」、「通常の学校における方が多くの刺激を受けることができる。兄弟も同じ学校に通っている。」、「特別支援学校での教育内容が子供の実態に合っていないため。」、「特別支援学校の寮生活でなじめず、登校できなくなつたため。」、「特別支援学校を希望したが、入れてもらえなかつたから」、「保護者が特別支援学校だと子供のレベルが下がってしまうと思っているため」が各 1 校あった。



n=205

図 3-27 保護者が小・中学校等の特別支援学級を選択した理由

7. 重複障害のある子供を含めた教育の充実に向けた新学習指導要領等への対応

(1) 新学習指導要領等に関連したキーワードを意識した取組について（複数回答可）

特別支援学級に在籍している重複障害のある子供の教育の充実に向けて、新学習指導要領等に関連したキーワードを意識した取組を行なっているかについて尋ねたところ、以下の結果となった。

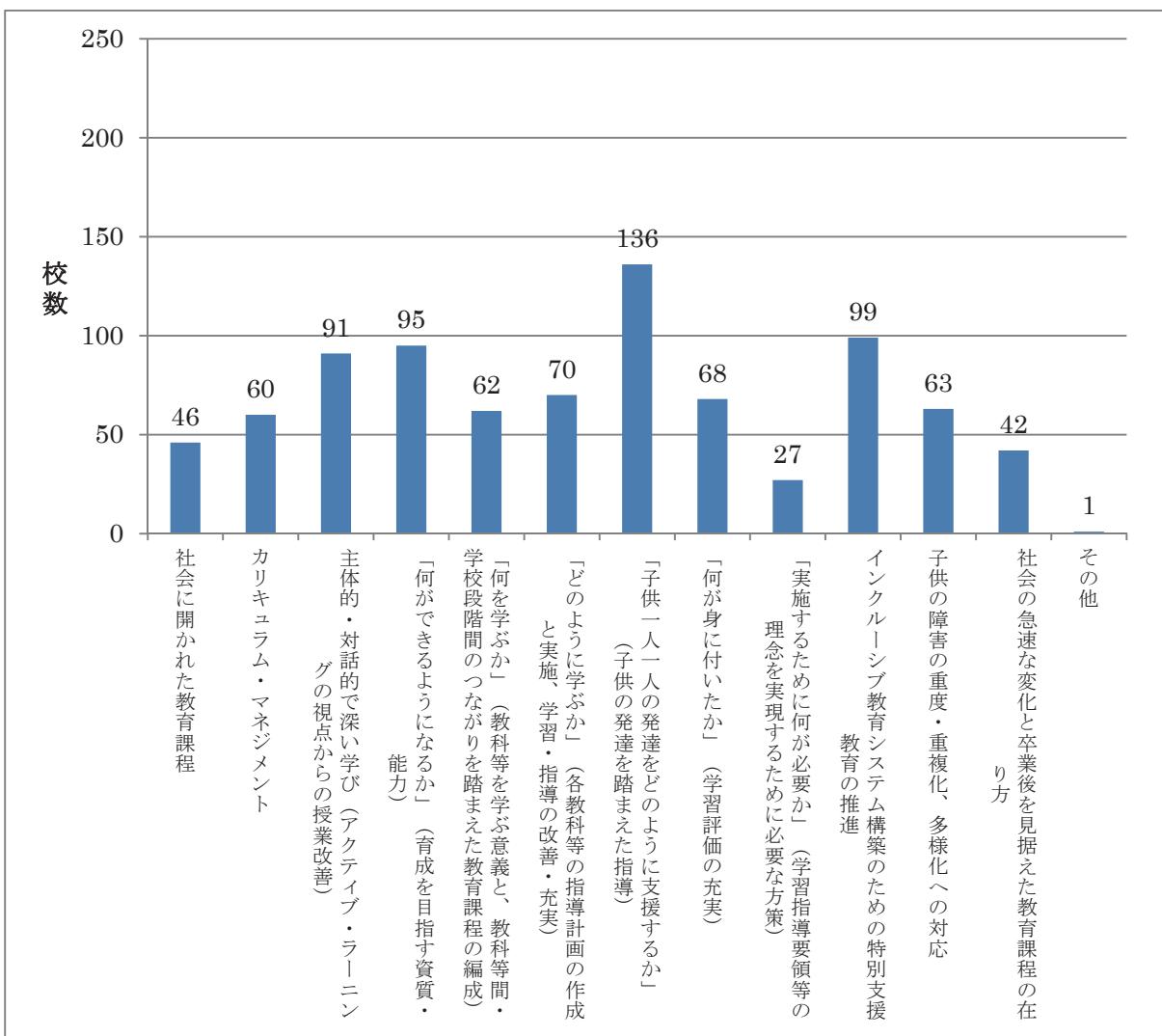
最も多いのは、「子供一人一人の発達をどのように支援するか（子供の発達を踏まえた指導）」で 136 校あった。

次は、「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」で 99 校、「何ができるようになるか（育成を目指す資質・能力）」で 95 校、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善）」で 91 校の順であった。

比較的少ないのは、「どのように学ぶか（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）」で 70 校、「何が身に付いたか（学習評価の充実）」で 68 校、「子供の障害の重度・重複化、多様化への対応」で 63 校、「何を学ぶか（教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）」で 62 校、「カリキュラム・マネジメント」で 60 校、「社会に開かれた教育課程」で 46 校、「社会の急速な変化と卒業後を見据えた教育課程の在り方」で 42 校の順であった。

かなり少なかったのは、「実施するために何が必要か（学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策）」で 27 校であった。

その他として、「交流及び共同学習における自己肯定感の向上」が 1 校あった。



n=205

図3-28 新学習指導要領等に関連したキーワードを意識した取組について

(2) 新学習指導要領等に関連したキーワードを意識して中心的に取り組んでいること（自由記述）

「特別支援学級に在籍している重複障害のある子供の教育の充実に向けて、貴校で、新学習指導要領等に関連したキーワードを意識して中心的に取り組んでいることについて自由にご記入ください。校内研究のテーマ等もご記入ください。」と回答を求めた。その結果から、以下のようなキーワードが抽出された。

- ・共に学ぶ
- ・子供一人一人の発達への支援
- ・個々の特性に応じた支援
- ・学習のユニバーサルデザイン
- ・主体的・対話的で深い学び
- ・対話、コミュニケーションの能力
- ・豊かななかかわり
- ・インクルーシブ教育システムの構築
- ・学ぶ意欲
- ・交流及び共同学習
- ・学び合い
- ・学習習慣
- ・アクティブラーニング
- ・自立活動
- ・授業改善
- ・学力の向上
- ・学びの保障
- ・障害の理解と合理的配慮
- ・カリキュラム・マネジメント
- ・地域に根ざす
- ・人とのつながり
- ・自立した社会生活
- ・卒業後の自立
- ・チームでの組織的対応
- ・ケース会議の実施
- ・校内支援体制の構築

これらのキーワードをもとにした校内研究のテーマも数多く見られている。特別支援学級も含めた学校全体の研究テーマも数多く見られている。

8. 重複障害のある子供の指導や支援での課題やそれに対して工夫されていること（自由記述）

この質問項目に対する回答はなかった。

9. クロス集計の結果

(1) 重複障害のある子供が在籍する特別支援学級の教育課程について

「貴校の特別支援学級に在籍している重複障害のある子供の人数をご記入ください。」の問い合わせ回答のあった学校について、各障害種別の学級毎に設置学校数を整理すると表2のようになった。また、この問い合わせは複数回答可としており、例えば、1つの学校に重複障害のある子供が知的障害学級に1名、肢体不自由学級に1名いる場合は、それぞれカウントされている。

この整理に沿って、クロス集計を行った。

表2 各障害種別の校数

障害種別	弱視学級	難聴学級	知的障害学級	肢体不自由学級	病弱・身体虚弱学級	言語障害学級	自閉症・情緒障害学級
校数	13	3	382	214	57	5	186

「重複障害のある子供が在籍する特別支援学級の教育課程について、一番近いと思われる教育課程とその人数をお答えください。」の問い合わせで、各障害種別の児童生徒数を整理すると図のようになった。この問い合わせは、複数回答可としている。

知的障害学級では、下学年適用の教育課程が最も多いが、肢体不自由学級、自閉症・情緒障害学級では、小学校・中学校に準ずる教育課程が最も多い。病弱・身体虚弱学級では、ほぼ同数であった。

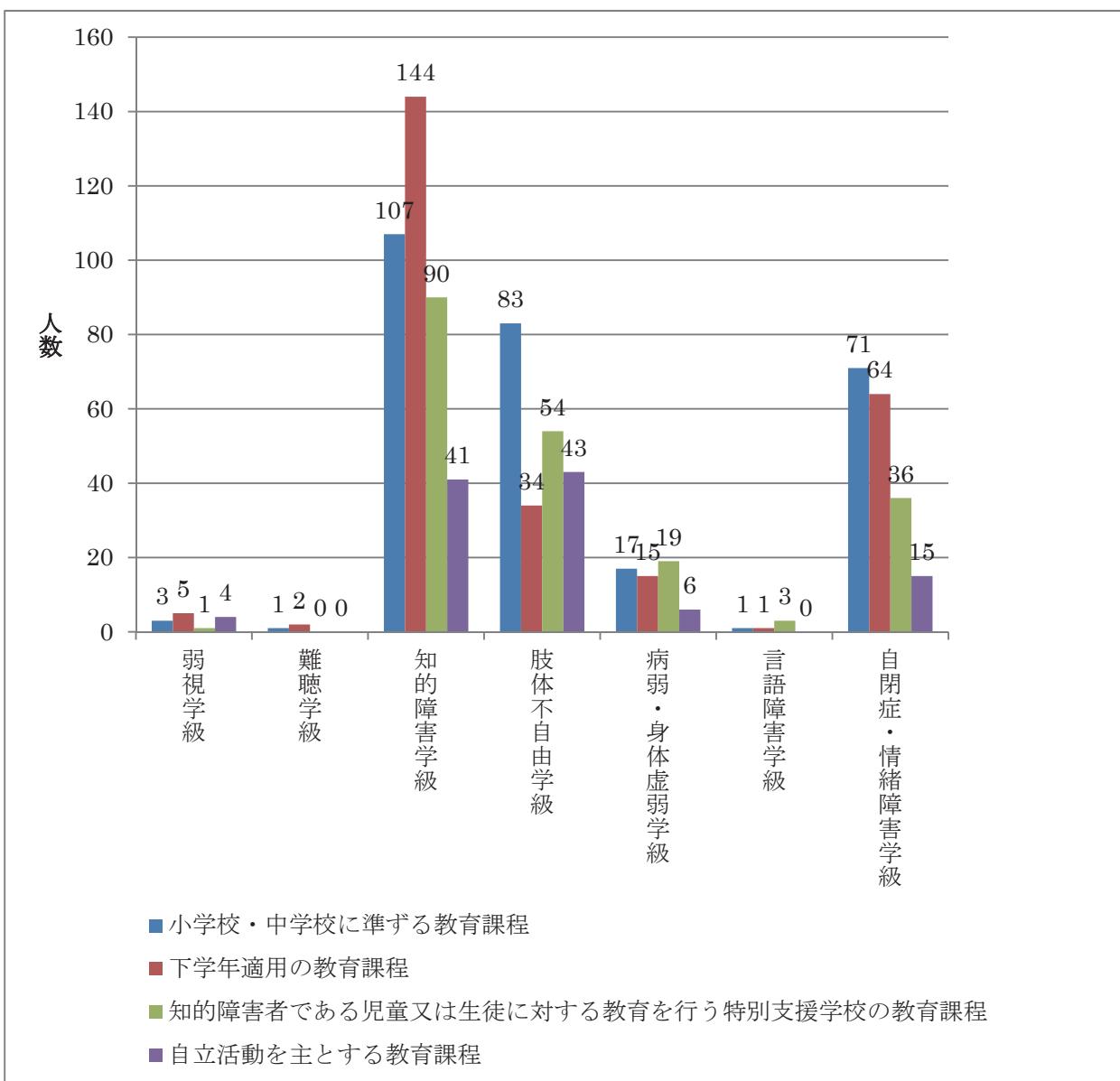


図 3-29 重複障害のある子供が在籍する特別支援学級の教育課程

(2) 障害種別について

「貴校の特別支援学級に在籍している重複障害のある子供の人数をご記入ください。」の問い合わせ回答のあった学校について、各障害種別の学校数を整理すると表3のようになつた。弱視学級、難聴学級、言語障害学級は、数値が少なかつたため除外した。また、この問い合わせは複数回答可としており、例えば、1つの学校に重複障害のある子供が知的障害学級に1名、肢体不自由学級に1名いる場合は、それぞれ知的障害学級1校、肢体不自由障害学級1校とカウントされている。

この整理に沿つて、クロス集計を行つた。

表3 各障害種別の校数

障害種別	知的障害学級	肢体不自由学級	病弱・身体虚弱学級	自閉症・情緒障害学級
校数	103	66	32	46

1) 重複障害教育の専門性に基づいた指導

「貴校の重複障害のある子供の在籍する特別支援学級を担任する教員は、重複障害教育の専門性に基づいた指導が十分にできていると感じていますか。校長先生の印象をお答えください。」の問い合わせクロス集計をしたところ、図のような結果となつた。

障害種別のそれぞれの割合に大きな違いは見られなかつた。

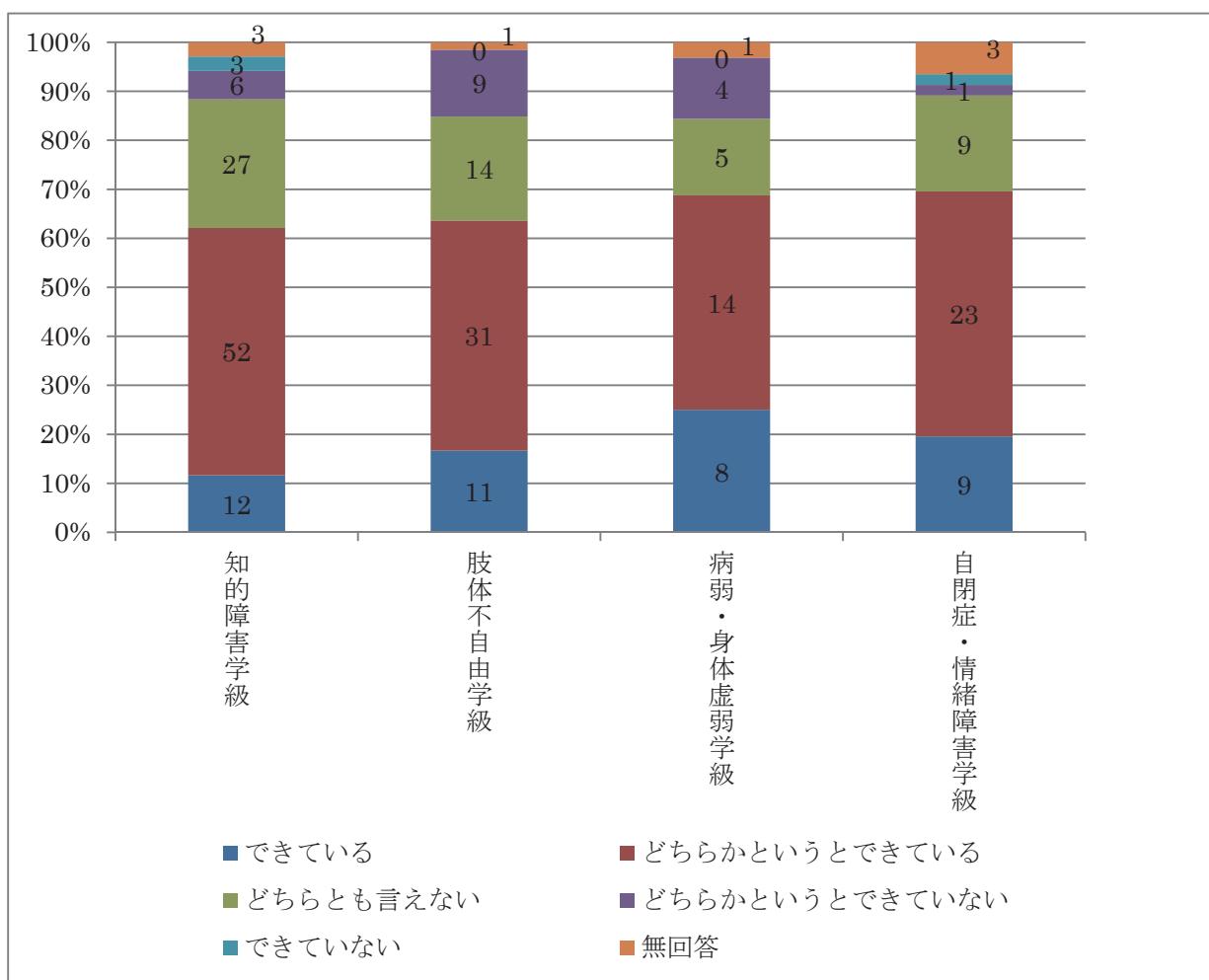


図 3－30 重複障害教育の専門性に基づいた指導

2) 複数の障害種に対応した教育を提供する仕組み

「貴校の特別支援学級では、複数の障害種に対応した教育を提供する仕組みが十分にできていると感じますか。校長先生の印象をお答えください。」の問い合わせクロス集計をしたところ、図のような結果となった。

障害種別のそれぞれの割合に大きな違いは見られなかった。

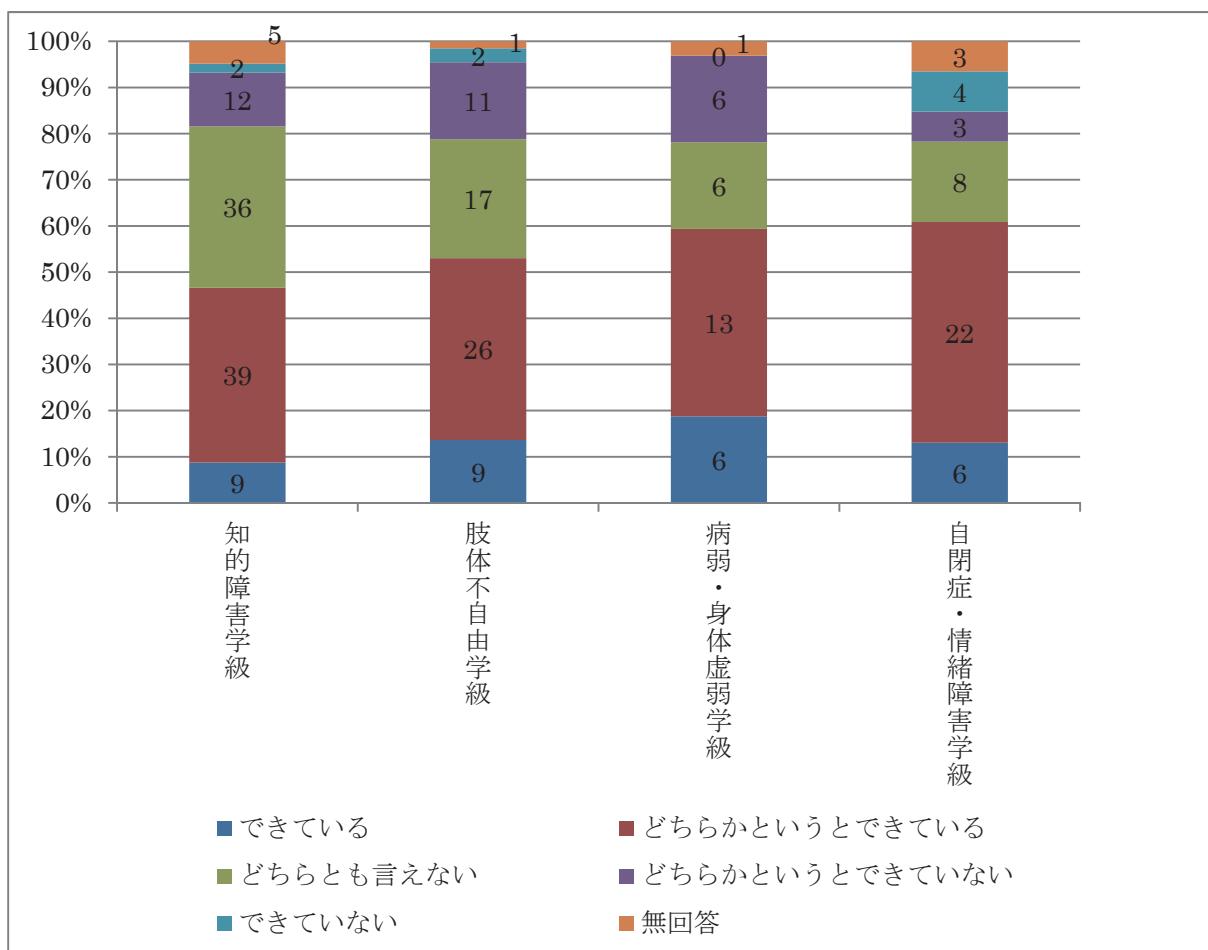


図 3－31 複数の障害種に対応した教育を提供する仕組み

3) 教員以外の職種（医療、福祉など）の方々との教育の専門性にもとづいた連携

「貴校の特別支援学級に在籍している重複障害のある子供の担任は、教員以外の職種（医療、福祉など）の方々と教育の専門性にもとづいて話が十分にできていると感じていますか。校長先生の印象をお答えください。」の問い合わせクロス集計をしたところ、図のような結果となった。

障害種別のそれぞれの割合に大きな違いは見られなかった。

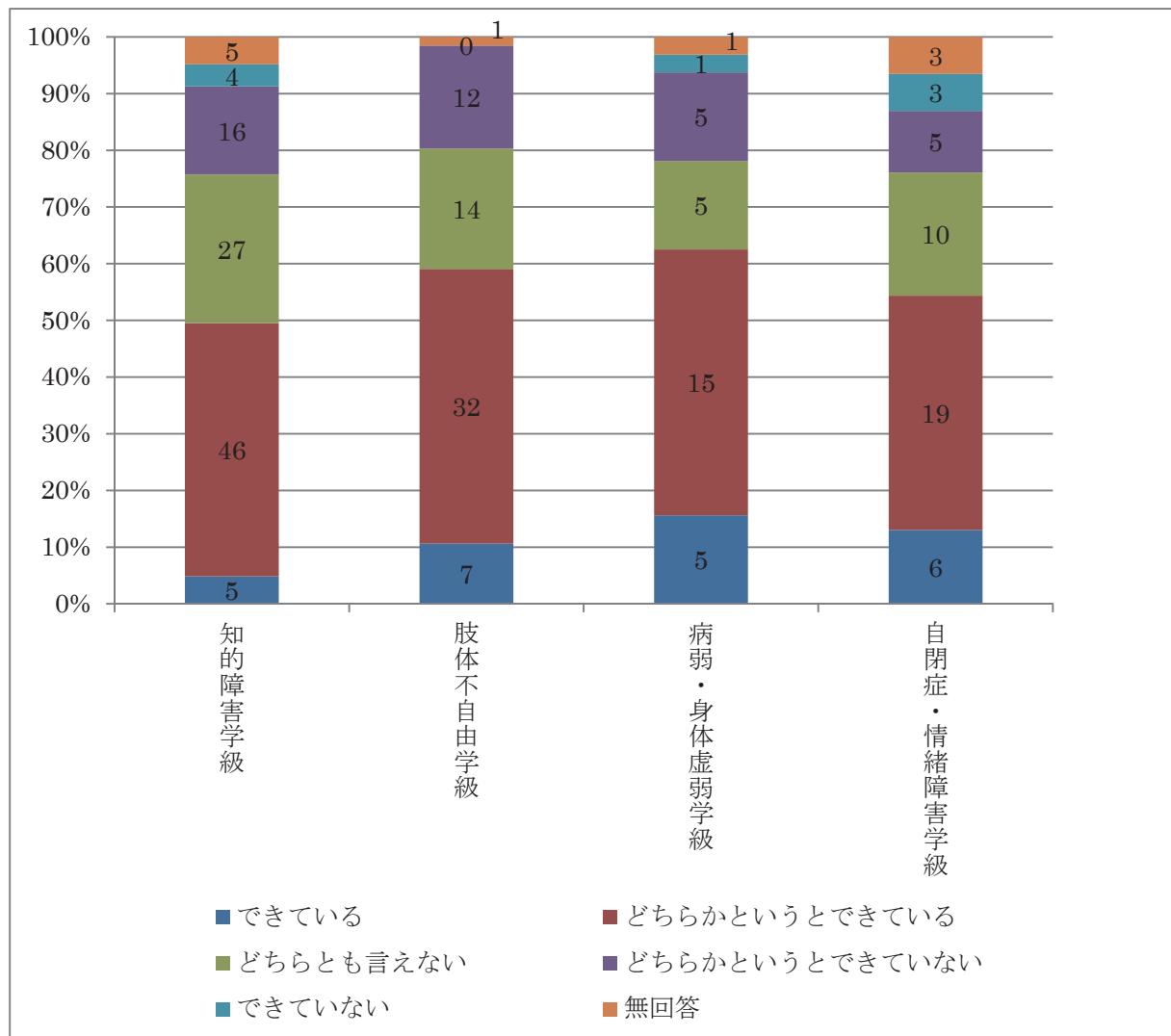


図3-32 教員以外の職種（医療、福祉など）の方々との教育の専門性にもとづいた連携

4) 保護者と教育の専門性にもとづいた連携

「貴校の特別支援学級の担任は、特別支援学級に在籍している重複障害のある子供の保護者と教育の専門性にもとづいて話が十分にできていると感じていますか。校長先生の印象をお答えください。」の問い合わせクロス集計をしたところ、図のような結果となつた。

障害種別のそれぞれの割合に大きな違いは見られなかつた。

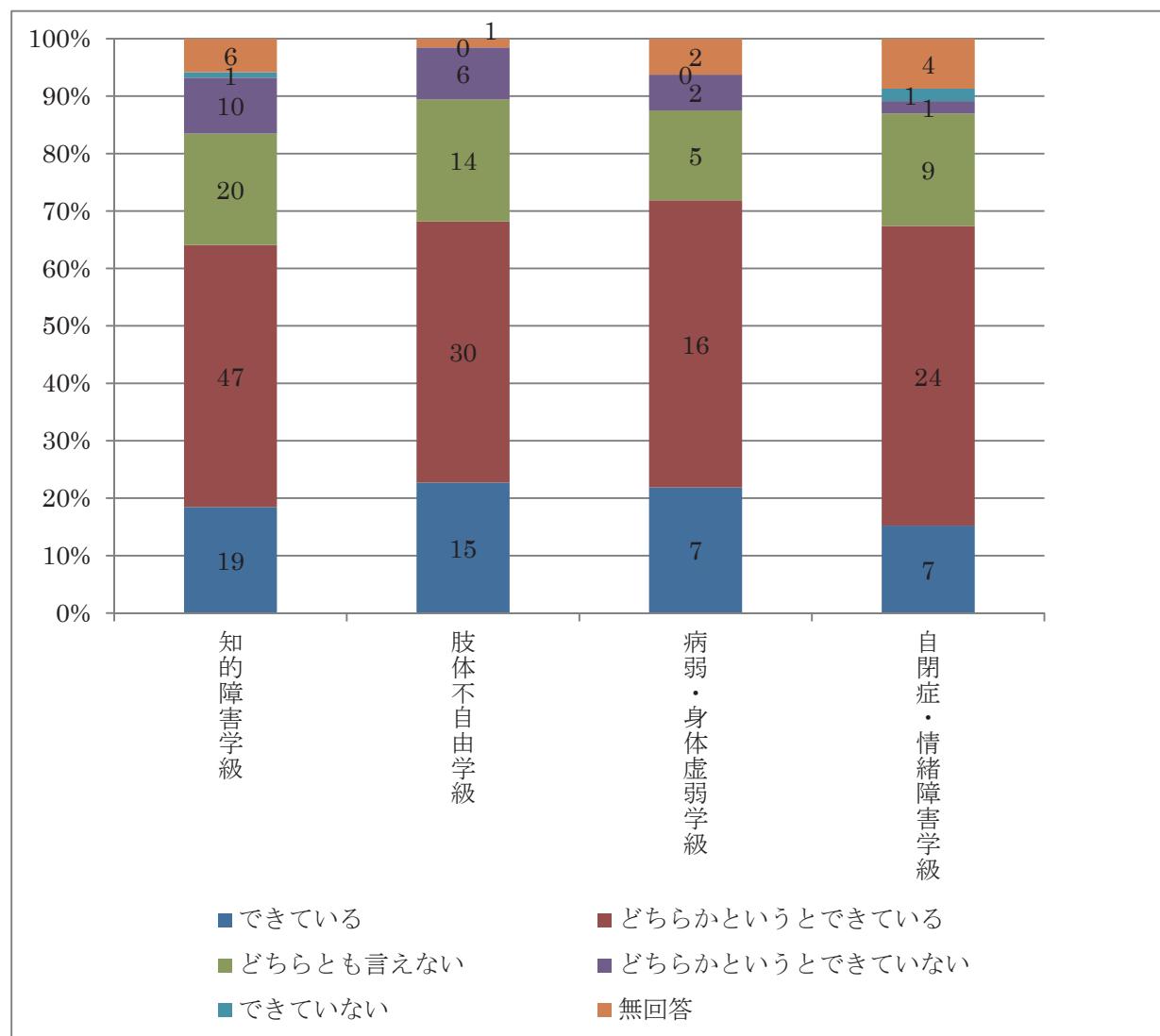


図 3-33 保護者と教育の専門性にもとづいた連携

IV 特別支援学級における重複障害のある子供の教育に関する調査のまとめ

1. 特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の教育における課題と工夫点について

特別支援学級の教育課程では、小・中学校に準ずる教育課程が最も多く、次いで下学年適用の教育課程であった。

個別の教育支援計画や個別の指導計画について、多くの学校で、本人や保護者と話し合う場を設定し、指導、支援について共通理解を図っていることが示された。

実態把握について、複数の障害を併せ有していることで生じる困難さの実態把握に課題を感じている学校が多くかった。一方、指導の工夫点としては、保護者からの情報提供をもとに実態把握を行っていることが示された。

目標設定と評価について、指導内容の決定や指導目標の設定等で課題を感じている学校が多く、これに対して、複数の教員での協議によって対応していることが示された。

授業について、子供の実態に合った学習内容の決定や子供の主体的な行動を引き出し、子供が自らの行動を調整できるようにすることを課題と感じている学校が多い。一方で、子供の実態に合った学習内容を決定したり、教材・教具の工夫をしたりすることで対応していることが示された。

通常の学級での交流及び共同学習について、重複障害のある子供と周囲の子供たちの活動のペースが異なること、周囲の子供たちとの関係づくりに課題を感じている学校が多く、これに対して、子供同士のコミュニケーションややりとりをサポートしたり、授業の全部ではなく、部分的に取り組んだりすることで対応していることが示された。

学校での行事等への参加や対応について、運動会・体育祭、宿泊を伴う学習、遠足・校外学習に課題を感じている学校が多く、事前の打ち合わせを十分に行い、活動の量を調整する等の工夫をしている。しかし、人手が十分ではなく、ねらいを達成できるように対応することの難しさを訴える声が多かった。

特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の教育における課題と工夫点についてまとめると、重複障害のある子供の教育においては、複数の障害を併せ有していることで生じる困難さがあるによって、実態把握等を行う際に課題があり、複数の教員で協議する等の工夫をして対応している状況があることが示された。また、交流及び共同学習において、通常の学級の子供とペースが異なることや人手が必要であることから、ねらいの達成に難しさがあることが示された。

2. 教職員の専門性の担保について

重複障害学級を担任する教員の専門性について、重複障害学級を担任する教員に求められる専門性が十分とは言えないこと、重複障害のある子供を担任した経験が少な

いことをかなり多くの学校で課題と感じている。これに対して、研究会等での研修によって対応している状況がある。

一方で、専門性にもとづいた指導ができていると感じている学校は、6割以上という実態が示されている。

重複障害のある子供の教育の専門性は、大学等での研修が難しい上に、小・中学校的教員がその専門性を学ぶ機会が少なく、その担任になった際に必要が生じる傾向があるものと予想される。そのため、専門性が十分とは言えない教員が多く、重複障害のある子供を担任した経験の少ない教員が多いことが考えられる。

これに対して、研究会等での研修によって対応している状況がある。

そして、専門性に基づいた指導が維持できていると自己評価できている学校は、6割以上という実態が示されている。

3. 重複障害のある子供の教育の充実のための学校体制について

重複障害のある子供の教育の充実のための特別支援学校との連携について、7割近くの学校が実施している。特別支援学校との連携によって重複障害のある子供の教育の充実を図っていることが予想される。連携している学校では、連携の相手先として、特別支援学校（知的障害）を選ぶ学校が多かった。連携の内容としては、特別支援教育等に関する相談・情報提供が多かった。

複数の障害種に対応した教育を提供する仕組みができると感じている学校は、半数あった。

校内での多職種連携について、支援員やスクールカウンセラーと連携して指導に当たっている状況が明確になった。

多職種連携において、教育の専門性に基づいて話をすることができていると感じている学校は、半数以上あった。

関係機関との連携では、放課後等デイサービス、教育委員会、医療機関、福祉関係機関が多く、実態把握の相談や授業を見てもらう等の連携を実施している。

放課後等デイサービスの利用は、大多数の学校で行われており、課題としては、情報共有や保護者を交えた連絡調整の難しさが挙げられていた。なお、約4割の学校は、「特に課題はない」と答えており、放課後等デイサービスとの連携が円滑に行われていると推察される。

医療的ケアでは、子供の行事への参加、教員の知識と経験、看護師の確保が課題として挙げられていた。

重複障害のある子供の教育の充実のための学校体制についてまとめると、多くの学校が、特別支援学校のセンター的機能や教育委員会との連携で対応している現状が明らかになった。

4. 保護者等との連携

保護者との連携では、子供の学びについての保護者との共通理解に課題を感じている学校が多い。

保護者の話をよく聞き、説明を丁寧に行うことで保護者との共通理解を図っている状況が明らかになった。

そして、専門性にもとづいて話ができると感じている学校は、6割以上という実態が示されている。

また、保護者が小・中学校等の特別支援学級を選択した理由では、通常の学級との交流及び共同学習の充実した取り組みを求めたため、地域の子供同士の活動を継続するためといった理由が多かった。

5. 重複障害のある子供の教育の充実に向けた新学習指導要領等への対応

新学習指導要領等に関連したキーワードを意識した取組では、子供の発達を踏まえた指導、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について取り組んでいる学校が多くなった。

重複障害のある子供の教育の充実に向けて、新学習指導要領を踏まえ、教育の充実を図っていくような取組が進められている現状が明らかになった。

6. 重複障害のある子供の指導や支援での課題やそれに対して工夫されていること この問い合わせに対する回答はなかった。

7. クロス集計に関するここと

重複障害のある子供の在籍する特別支援学級の教育課程において、知的障害学級では、下学年適用の教育課程が最も多いが、肢体不自由学級、自閉症・情緒障害学級では、小学校・中学校に準ずる教育課程が最も多い。病弱・身体虚弱学級では、小学校・中学校に準ずる教育課程、下学年適用の教育課程、知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程がほぼ同数であった。

重複障害教育の専門性に基づいた指導、複数の障害種に対応した教育を提供する仕組み、教員以外の職種（医療、福祉など）の方々との教育の専門性にもとづいた連携、保護者と教育の専門性にもとづいた連携において、障害種別の学級による違いは、ほとんど無かった。

第4章

重複障害のある子供の教育に関する調査のまとめと考察

I . 調査のまとめ

1. 重複障害のある子供の教育における課題と工夫点について

個別の教育支援計画や個別の指導計画について、多くの学校で、本人や保護者と話し合う場を設定し、指導、支援について共通理解を図っていることが示され、この点は、特別支援学校、小・中学校の特別支援学級において、同様であった。

重複障害のある子供は、複数の障害を併せ有していることで生じる困難さによって、実態把握等に課題がある一方、複数の教員が協議する等の工夫をして、重複障害のある子供の教育の充実を図っている状況があった。

また、授業について、子供の実態に合った学習内容の決定や子供の主体的な行動を引き出し、子供が自らの行動を調整できるようにすることを課題と感じている学校が多くかった一方で、子供の実態に応じた学習内容を決定したり、教材・教具の工夫をしたりすることで対応していると回答していることが示された。この点は、特別支援学校、小・中学校の特別支援学級において、同様であった。

教育課程では、特別支援学校は、知的障害である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程、自立活動を主とする教育課程が多く、これに対して、小・中学校の特別支援学級では、小・中学校に準ずる教育課程、下学年適用の教育課程が多くかった。この点は大きな違いである。この点については、子供の実態とも関連していることが想定されるため、今後、訪問調査を行うことが必要と考えられる。

また、小・中学校の特別支援学級では、交流及び共同学習において、通常の学級の子供とペースが異なることや人手が必要であることから、ねらいの達成に難しさがあることが示されていた。

2. 教職員の専門性の担保について

教員の専門性について、重複障害のある子供を担任する教員に求められる専門性が十分とは言えないことが課題として挙げられており、この点は、特別支援学校、小・中学校の特別支援学級において、同様であった。

特別支援学校の場合は、重複障害のある子供の教育について培われた知識や技術を継承することで対応してきたと考えられる。しかし、この継承自体も課題が生じているようである。これに対して、OJT形式や研究会等での研修によって対応している状況がある。「専門性に基づいた指導ができている」と自己評価している特別支援学校が約半数あるが、できていると自己評価していない学校も半数近くある状況であることが明らかになった。

小・中学校の特別支援学級の場合は、重複障害学級を担任する教員の専門性について、重複障害のある子供を担任した経験が少ないと、校内にOJT形式で伝達することが難しいことが構造的な問題として挙げられる。一方で、6割以上の学校で、「専門性に基づいた指導ができている」と感じているという実態が示されている。

この点については、専門性に基づいた指導の質にはらつきがあること、認識されている「専門性に基づいた指導」に違いがあることが想定されるため、今後、訪問調査を行うことが必要と考えられる。

3. 重複障害のある子供の教育の充実のための学校体制について

関係機関との連携では、放課後等デイサービス、教育委員会、医療機関、福祉関係機関が多く、実態把握の相談や授業を見てもらう等の連携を実施している。また、放課後等デイサービスの利用は、大多数の学校で行われており、特別支援学校と小・中学校等では、課題があると認識している学校の割合に大きな差がある項目であった。特別支援学校が課題があると認識している学校が8割だったのに比べると、小・中学校等では、約6割程度であった。課題としては、情報共有や保護者を交えた連絡調整の難しさが挙げられていた。

加えて、医療的ケアでは、子供の行事への参加、教員の知識と経験、看護師の確保が課題として挙げられていた。この点は、特別支援学校、小・中学校の特別支援学級において、同様であった。

特別支援学校の場合、重複障害学級に在籍する子供の教育の充実のための学校体制については、必要に応じて学校間の連携を行うが、主として校内での多職種連携によって、対応している現状が明らかになった。

小・中学校の特別支援学級の場合、特別支援学校との連携について、7割近くの学校が連携を行っている。重複障害のある子供の教育の充実のために特別支援学校のセンター的機能や教育委員会との連携で対応している現状が明らかになった。

4. 保護者等との連携

保護者との連携では、子供の学びについての保護者との共通理解に課題を感じている学校が多い。一方で、工夫点としては、多くの学校が保護者の話をよく聞き、説明を丁寧に行うことで保護者との共通理解を図っている状況が明らかになった。この点は、特別支援学校、小・中学校の特別支援学級においても同様であった。実態としては、保護者の話をよく聞き、説明を丁寧に行うように努めているが、それでも保護者との共通理解は困難だと感じている校長が多いことが推察される。

小・中学校の特別支援学級の場合、保護者が小・中学校等の特別支援学級を選択した理由では、「通常の学級との交流及び共同学習の充実した取り組みを求めたため」、「地域の子供同士の活動を継続するため」といった理由が多かった。

5. 重複障害のある子供の教育の充実に向けた新学習指導要領等への対応

特別支援学校の場合、新学習指導要領等に関連したキーワードを意識した取組では、主体的・対話的で深い学びや子供の発達を踏まえた指導について取り組んでいる学校が多くあった。

小・中学校の特別支援学級の場合、新学習指導要領等に関連したキーワードを意識した取組では、子供の発達を踏まえた指導、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について取り組んでいる学校が多くあった。

重複障害のある子供を含めた教育の充実に向けて、新学習指導要領を踏まえ、教育の充実を図っていくような取組が進められている現状が明らかになった。この点は、特別支援学校、小・中学校の特別支援学級において、同様であった。

6. 重複障害のある子供の指導や支援での課題やそれに対して工夫されていること

重複障害のある子供の実態把握の難しさや授業の難しさを課題としている学校、教員の専門性の担保に難しさを感じている学校があり、一方で、多くの学校が、学校組織による工夫で対応しようとしている状況が見て取れた。特別支援学校では、特に、現在の生活や卒業後の生活が豊かになることを目指した取組が重要であり、そのための教育課程編成等が示されていた。

II. 考察と今後の取組について

1. 調査結果についての考察

重複障害のある子供を指導する上での課題や工夫点について調査を行った結果、重複障害のある子供の場合、一つ一つの障害だけでなく、複数の障害を併せ有していることで生じる困難さもあることから、実態把握等が難しく、子供の実態に合った学習内容の決定や子供の主体的な行動を引き出し、子供が自らの行動を調整できるようすることを課題と感じている学校が多い。多くの学校では、複数の教員が協議する等の工夫をして対応している現状が明らかになった。

複数の障害を併せ有していることで生じる困難さに適切に対応するためには、教員の専門性の担保が不可欠であるが、重複障害のある子供の教育の専門性は、重複障害のある子供一人一人の障害の状態や課題が異なることから、重複障害のある子供の担任になった際に必要が生じるものとなる。このことから、専門性が十分とは言えない感じる学校が多かったという結果につながっているものと推察される。

この専門性の担保の課題に対して、特別支援学校は、長年に渡る重複障害教育にかかるこれまでの蓄積があることから、その知識や技術の継承が図られてきたものと推察される。ただし、この継承自体も課題が生じている実情がある。また、校内での多職種連携や外部の専門機関との連携によって、専門性の高い教育を提供しようとしている現状があるものと考えられる。

一方、小・中学校の特別支援学級の場合は、専門性にもとづいた指導ができていると感じている学校が多いものの、重複障害のある子供を担任した経験が少ない教員が多く、校内において、OJT形式でその専門性を伝達することが難しいことが課題として挙げられる。このことから、特別支援学校のセンター的機能や教育委員会との連携、専門機関との連携等で対応している現状があるものと推察される。

保護者との連携では、子供の学びについての保護者との共通理解に課題を感じている学校が多い。一方で、多くの学校では、保護者の話をよく聞き、説明を丁寧に行うことで保護者との共通理解を図っている状況が明らかになっている。小・中学校の特

別支援学級の場合、保護者は、交流及び共同学習や地域の子供同士のかかわりを継続するためといった理由で小・中学校等の特別支援学級を選択するケースが多く、この点での期待が大きい。一方で、交流及び共同学習において、通常の学級の子供とペースが異なることや人手が必要であることから、ねらいの達成に難しさがあることが示されていた。

以上のことから、本調査によって、重複障害のある子供一人一人の現在の生活や卒業後の生活が豊かになることを目指して、様々な工夫がされている現状が明らかになった。しかしながら、実態把握からねらいの設定、学習内容の決定、評価といった教育活動の一連の流れや担任の専門性の担保等の課題が存在していることが明確になった。

2. 今後の取組に向けて

重複障害のある子供の教育では、複数の障害を併せ有していることで生じる困難さについて、子供が併せ有する一つ一つの障害についての基本的な理解と主要な支援方法をおさえておくことが基礎になる。加えて、これら複数の障害を併せ有することにより追加・増幅された困難を軽減するため、障害が重複することで新たに生じる困難についても整理する必要がある。

特別支援学校の場合は、その学校の障害種についての基本的な理解と主要な支援方法が校内に蓄積されていることから、校内の他の専門性のある教員を活用したり、他の特別支援学校を活用することで複数の障害に対応している現状があるものと考えられる。

一方、小・中学校の特別支援学級の場合は、特別支援学校のような蓄積が少ないことが推察されるため、特別支援学校のセンター的機能や教育委員会との連携で対応している現状があるものと考えられる。また、地域の小・中学校で捉えられる重複障害の実態と現状、指導や支援の具体的場面を訪問調査等を通して、詳しく調べていく必要がある。

重複障害学級を担任する教員の専門性の確保について、学校として工夫していることを尋ねた結果、特別支援学校、小・中学校の両方で、「国立特別支援教育総合研究所のインターネット講義配信等を活用した自己研鑽」、「国立特別支援教育総合研究所での専門研修や協議会への参加」は少なかった。この点において、国立特別支援教育総合研究所として、インターネット講義配信についての広報活動を一層充実するとともに、訪問調査等を通して、教育現場が求めていることを明確にした上で、教育現場に役立つ情報を提供できるようにすることが必要であると考えている。

一つ一つの障害についての基本的な理解と主要な支援方法をおさえた上で、障害が重複することで新たに生じる困難について整理することについては、複数の教員で協議する等の工夫が一定の効果があるものと考えられる。複数の教員で協議する際に、障害が重複することで新たに生じる困難さの具体について、いくつかの事例を出し合うことで、協議が円滑に進み、実態把握やねらいや学習内容の設定、評価に役に立つ情報となるのではないかと考えられる。

特別支援学校と小・中学校の特別支援学級では、交流及び共同学習の実施に当たって、通常の学級で授業を行う際のねらいの設定や活動内容の調整等の具体について、いくつかの事例を紹介すると交流及び共同学習の実践に役に立つ情報となるのではないかと考えられる。

重複障害のある子供の教育の充実に向けて、以上の点を踏まえた知見の提供が求められるところである。

第5章 研究体制

1. 研究代表者

小澤 至賢（研修事業部 主任研究員）

2. 研究分担者

星 祐子（インクルーシブ教育システム推進センター 上席総括研究員）

齊藤由美子（研修事業部 総括研究員）（研究副代表）

3. 研究協力者

（1）令和元年度

菅野 和彦（文部科学省 特別支援教育調査官）

山岸 直人（東京都立八王子盲学校 校長／全国特別支援学校長会 理事）

小島 徹（多摩市立永山小学校 校長／

全国特別支援学級設置学校長会 庶務部長）

新井 雅明（田園調布学園大学 教授）

分藤 賢之（長崎県教育委員会 特別支援教育課長）

高田 善彦（明石市教育委員会 特別支援教育係長）

下山 直人（筑波大学附属桐が丘特別支援学校 校長）

大野 一美（千葉県立千葉盲学校 校長）

福島 朗博（島根県立松江ろう学校 校長）

米澤由美子（相模原市立双葉小学校 校長）

飛矢崎義基（海老名市立柏ヶ谷中学校 校長）

（2）令和2年度

菅野 和彦（文部科学省 特別支援教育調査官）

森田 浩司（文部科学省 特別支援教育調査官）

山岸 直人（東京都立八王子盲学校 校長／全国特別支援学校長会 理事）

小島 徹（多摩市立永山小学校 校長／

全国特別支援学級設置学校長会 副会長）

新井 雅明（田園調布学園大学 教授）

廣澤 俊房（大分県教育委員会 特別支援教育課指導主事）

高田 善彦（明石市教育委員会 特別支援教育係長）

下山 直人（筑波大学附属桐が丘特別支援学校 校長）

福島 朗博（島根県立松江ろう学校 校長）

米澤由美子（相模原市教育委員会教育局教育センター（学校教育部）研究・研修班）

飛矢崎義基（海老名市立柏ヶ谷中学校 校長）

資料

1. 特別支援学校における重複障害のある子供の教育に関する調査の調査用紙
2. 特別支援学級における重複障害のある子供の教育に関する調査の調査用紙

資料 1

特別支援学校における重複障害のある子供の教育に関する調査

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
重複障害教育研究班

はじめにお読みください

1. 本調査の目的

全国の特別支援学校の重複障害学級で学ぶ重複障害のある（学校教育法施行令第 22 条の 3 において規定している程度の障害を複数併せ有する）子供の教育の充実に向けて、各学校の重複障害学級において課題となっていること、それに対する工夫点を把握することを目的としています。

また、調査結果をもとに特徴ある取組を行っている学校を後日訪問し、詳細な情報をお聞きしたいと考えております。

そして、調査結果から、課題点、それに対する工夫点を整理した上で、重複障害学級の担任にとって役立つ資料の作成を行っていきたいと考えております。

2. 本調査の回答者

全国の特別支援学校（悉皆調査）を対象としています。回答に際しては、学校としての数値及び意見等をご記入いただく形となりますので、校長先生がご回答ください。なお、印象をお聞きする設問には、校長先生の印象をご回答ください。

3. 調査結果の処理及び公表について

本調査により得られた情報は、厳重に保管し、研究の目的以外には使用しません。ご回答いただいた情報は、数値化等の処理を行い、自治体名や学校名は匿名とするため、個人情報が漏れることは一切ありません。

4. 同意について

本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただける場合は、アンケートサーバーから回答をお願いいたします。アンケートの回答をもって、本調査へのご協力に同意いただいたものとさせていただきます。なお、ご回答いただけない場合でも不利益となることはございません。

5. 回答の締め切り

令和元年 10 月 18 日（金）までにアンケートサーバーに入力してご回答ください。

6. 問い合わせ先

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

〒235-8585 神奈川県横須賀市野比 5-1-1

研修事業部 主任研究員 小澤 至賢（本調査担当）

e-mail ozawa@nise.go.jpTEL 046-839-6880

調査記入方法について

1. アンケートサーバーへの入力は 40 分程度でできますが、回答内容についてはあらかじめご検討ください。

2. 調査の回答方法について（以下の手順に従って実施して下さい。）

(1) まず、本紙を用い、回答内容の検討をして下さい。

(2) 回答の準備ができましたら、インターネットエクスプローラーなどインターネットブラウザを起動します。

(3) 本研究所の以下のウェブサイトにアクセス（本研究所ウェブサイト <https://www.nise.go.jp/> の「お知らせ」からURLをクリックするか、下記のURLを打ち込んでください。）して、「特別支援学校における重複障害のある子供の教育に関する調査」を開きます。

<https://www.nise.go.jp/sc/chofuku02/>

(4) 調査シートに回答を入力してください。

*いったん入力を開始すると前のページに戻ったり、保存したりすることはできません。

(5) 入力後、ページの下にある「次へ」ボタンをクリックします。

赤い「」と書いている項目を記入していない場合エラーが出ますので、入力をお願いします。

(6) すべての入力が終わった後、最下部の「投稿する」ボタンをクリックすると、入力が終了します。

3. 回答については、校長先生に回答資料を作成していただき、最後にアンケートサーバーに一括ご記入下さい。アンケートサーバーへのご記入は、各学校において、適切な方を指定し、ご記入いただいて構いません。

4. アンケートサーバーが開かない場合は、PC操作に堪能な方にご確認ください。それでも接続が難しい場合は、本紙に回答をご記入の上、以下のFAX番号までご送信下さい。

研修事業部　主任研究員 小澤　至賢
FAX 046-839-6907
e-mail ozawa@nise.go.jp

特別支援学校における重複障害のある子供の教育に関する調査

(令和元年5月1日現在でご回答ください)

I 基本情報

1. 学校の設置されている都道府県名をご選択（記入）ください。

（ ）

2. 学校名をご記入ください。（記入例：○○県立○○特別支援学校、○○市立○○特別支援学校）

（ ）

3. 学校が対応する障害種（学則その他の設置者の定める規則に記載された種別^{*1}）を選んでください。（複数回答可）

- ① 視覚障害 ② 聴覚障害 ③ 知的障害 ④ 肢体不自由 ⑤ 病弱

4. 貴校には、今年度（令和元年5月1日現在）重複障害学級はありますか。

- ① はい
② いいえ

「はい」「いいえ」のどちらを選んだ方も一番下の「次へ」のボタンを押してください。

「いいえ」を選択された場合は、一番下の「次へ」のボタンを押して、終了となります。ご協力いただき、ありがとうございました。

※1 「学則その他の設置者の定める規則」とは、「国立大学に附属して設置される学校にあっては国立大学法人の規則を、公立学校にあっては教育委員会規則又は条例を、私立学校にあっては学校法人の定める規則をいう」（18文科初1290号通知：平成19年3月30日）のことです。

II 重複障害学級に在籍する子供について

(令和元年5月1日現在を基準としてご記入ください。)

※ 記入に際しては、学校基本調査をもとにお答えください。

1. 学校全体の状況について

(1) 貴校の学級数をご記入ください。(重複学級を含む)

- ① 幼稚部 () 学級
- ② 小学部 () 学級
- ③ 中学部 () 学級
- ④ 高等部 () 学級
- ⑤ その他 () 学級

(2) 貴校に在籍している子供の人数をご記入ください。(重複学級を含む)

- ① 幼稚部 () 人
- ② 小学部 () 人
- ③ 中学部 () 人
- ④ 高等部 () 人
- ⑤ その他 () 人

2. 重複障害学級の状況について

(1) 貴校の重複障害学級の学級数をご記入ください。

- ① 小学部 () 学級
- ② 中学部 () 学級
- ③ 高等部 () 学級
- ④ その他 () 学級

(2) 貴校の重複障害学級に在籍している子供の人数をご記入ください。

- ① 小学部 () 人
- ② 中学部 () 人
- ③ 高等部 () 人
- ④ その他 () 人

III 重複障害学級に在籍する子供の教育における課題と工夫点について

1. 重複障害学級に在籍する児童生徒の教育課程を選択してください。(複数回答可)

- ① 下学年適用の教育課程
- ② 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程
- ③ 自立活動を主とする教育課程
- ④ その他 ()

2. 重複障害のある子供の教育の充実に向けて、個別の教育支援計画や個別の指導計画についてどのように取り組んでいますか。(複数回答可)

(1) 個別の教育支援計画

- ① 本人や保護者と話し合う場を設定し、内容を共有している。
- ② 関係機関と連携して、就学、進学、就労等を支援する際に活用している。
- ③ 課題がある場合には、必要に応じて、関係機関と連携して、課題解決を図る際に活用している。
- ④ 校内で個別の教育支援計画に関する研修の機会を設けている。
- ⑤ その他 ()

(2) 個別の指導計画

- ① 本人や保護者と話し合う場を設定し、指導、支援について共通理解を図っている。
- ② 言語聴覚士(ST)、作業療法士(OT)、理学療法士(PT)等の外部専門家の意見を参考にして作成している。
- ③ 個別の教育支援計画と関連づけて作成している。
- ④ 個別の指導計画を教職員が日常的な指導、支援に生かしている。
- ⑤ その他 ()

3. 重複障害のある子供の実態把握について

(1) 重複障害のある子供の実態把握をする上で課題となっていることはどのようなことですか。(複数回答可)

- ① 特に課題はない
- ② 標準化された検査の利用が困難
- ③ 複数の障害を併せ有していることで生じる困難さの実態把握に関するこ
- ④ 子供の反応や行動からの実態把握に関するこ
- ⑤ 保護者からの情報収集
- ⑥ 関係機関からの情報収集
- ⑦ 学習の習得状況の実態把握
- ⑧ その他 ()

(2) 重複障害のある子供の実態把握をする上で工夫していることはどのようなことですか。(複数回答可)

- ① 標準化された検査を活用して実態把握をしている。
- ② 専門職の助言を取り入れて実態把握をしている。
- ③ 段階表等、学校独自の尺度を使用して実態把握をしている。
- ④ 他の教員とも協議をした上で実態把握をしている。
- ⑤ 保護者からの情報をもとにした実態把握をしている。
- ⑥ 関係機関からの情報をもとにした実態把握をしている。
- ⑦ 学習の習得状況をもとにした実態把握をしている。
- ⑧ その他 ()

4. 重複障害のある子供の目標設定と評価について

(1) 重複障害のある子供に対する各教科等の指導において、指導目標を設定したり、指導内容を決定したり、指導の評価をしたりする上で課題となっていることはどのようなことですか。(複数回答可)

- ① 特に課題はない
- ② 指導目標の設定
- ③ 指導内容の決定
- ④ 子供の学習状況の評価
- ⑤ 指導自体の評価
- ⑥ その他 ()

(2) 重複障害のある子供の目標設定や評価を行う上で工夫していることはどのようなことですか。(複数回答可)

- ① 標準化された検査の結果を受けて指導目標の設定や学習状況の評価をしている。
- ② 専門職の助言を取り入れて指導目標の設定や評価をしている。
- ③ 段階表等、学校独自の尺度を使用して指導目標の設定や評価をしている。
- ④ 複数の教員で協議して指導目標の設定や評価をしている。
- ⑤ 指導目標の達成状況を評価するために指導方法についても十分協議している。
- ⑥ その他 ()

5. 重複障害のある子供の授業について

(1) 重複障害のある子供の集団における授業で課題となっていることはどのようなことですか。(複数回答可)

- ① 特に課題はない
- ② 学習グループの編成
- ③ 児童生徒の実態に合った学習内容の決定
- ④ 他の子供と同じ学習活動を展開すること
- ⑤ コミュニケーションをとること
- ⑥ 子供の主体的な行動を引き出し、子供が自らの行動を調整できること
- ⑦ 子供が興味を持つ教材・教具の準備
- ⑧ その他 ()

(2) 重複障害のある子供の集団における授業で工夫していることはどのようなことですか。

(複数回答可)

- ① 学習グループの編成の工夫
- ② 児童生徒の実態に合った学習内容の決定の工夫
- ③ 他の子供と同じ学習活動を展開する工夫
- ④ コミュニケーションをとる工夫
- ⑤ 子供の主体的な行動を引き出し、子供が自らの行動を調整できるようにする工夫
- ⑥ 子供が興味を持つ教材・教具の工夫
- ⑦ その他 ()

IV 重複障害学級に在籍する子供の教育の充実のための教職員の専門性の担保について

1. 重複障害学級を担任する教員の専門性について

(1) 貴校の重複障害学級を担任する教員の専門性について、課題となっていることはどのようなことですか。(複数回答可)

- ① 特に課題はない
- ② 重複障害学級を担任する教員に求められる専門性が十分とは言えないこと
- ③ 重複障害のある子供を担任した経験が少ないとこと
- ④ 重複障害のある子供の教育について培われた知識や技術の継承
- ⑤ 研修の機会の少なさ
- ⑥ 教員の専門性を担保するための組織的、計画的な研修計画
- ⑦ 介助業務を担当する職員との連絡調整
- ⑧ 保護者等との連携やコミュニケーション
- ⑨ その他 ()

(2) 貴校の重複障害学級を担任する教員の専門性の確保について、学校として工夫していることはどのようなことですか。(複数回答可)

- ① 校内での講義形式の研修
- ② OJT 形式の研修
- ③ 教育センターでの研修
- ④ 研究会等での研修
- ⑤ 国立特別支援教育総合研究所のインターネット講義配信などを活用した自己研鑽
- ⑥ 国立特別支援教育総合研究所での専門研修や協議会への参加
- ⑦ その他 ()

2. 貴校の重複障害学級を担任する教員は、重複障害教育の専門性に基づいた指導が十分にできていると感じていますか。校長先生の印象をお答えください。

- ① できている。
- ② どちらかというとできている。
- ③ どちらとも言えない。
- ④ どちらかというとできていない。
- ⑤ できていない。

V 重複障害学級に在籍する子供の教育の充実のための学校体制について

1. 重複障害のある子供の教育の充実のための特別支援学校間の連携について

(1) 貴校の重複障害学級では、他の特別支援学校と連携していますか。

- ① はい
- ② いいえ

(2) (1) で①を選んだ方にお聞きします。どのような特別支援学校と連携していますか。

(複数回答可)

- ① 視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校
- ② 聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校
- ③ 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校
- ④ 肢体不自由者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校
- ⑤ 病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校
- ⑥ その他 ()

(3) (1) で①を選んだ方にお聞きします。どのような連携をしていますか。(複数回答可)

- ① 実態把握についての相談をしている。
- ② 指導目標や内容、評価についての相談をしている。
- ③ 教材・教具についての相談をしている。
- ④ 授業を参観してもらい、アドバイスを受けている。
- ⑤ 事例検討会議に出席してもらう。
- ⑥ 個別の指導計画についての相談をしている。
- ⑦ その他 ()

(4) 貴校の重複障害学級では、それぞれの学校種による教育の充実だけでなく、複数の障害種に対応した教育を提供する仕組みが十分にできていると感じますか。校長先生の印象をお答えください。

- ① できている。
- ② どちらかというとできている。
- ③ どちらとも言えない。
- ④ どちらかというとできていない。
- ⑤ できていない。

2. 多職種連携について

(1) 貴校では、どのような職種の方がかかわっていますか。かかわっている職種を全て選んでください。(複数回答可) また、「⑯その他」を選んだ方は、職名をご記入ください。

- ①理学療法士 (PT) ②作業療法士 (OT) ③言語療法士 (ST) ④視能訓練士
- ⑤聴能訓練士 ⑥看護師 ⑦医師 ⑧スクールカウンセラー (S C)

⑨スクールソーシャルワーカー（SSW） ⑩介護福祉士 ⑪支援員 ⑫介助員
⑬その他（ ）

(2) 貴校の重複障害のある子供の担任は、教員以外の職種（医療、福祉など）の方々と教育の専門性にもとづいて話が十分にできていると感じていますか。校長先生の印象をお答えください。

- ① できている。
- ② どちらかというとできている。
- ③ どちらとも言えない。
- ④ どちらかというとできていない。
- ⑤ できていない。

3. 関係機関との連携

(1) どのような関係機関と連携・協力していますか。（複数回答可）

- ① 大学等
- ② 教育委員会
- ③ 教育センター
- ④ 医療機関
- ⑤ 福祉関係機関
- ⑥ 放課後等デイサービス
- ⑦ その他（ ）

(2) 関係機関とは、どのような連携をしていますか。（複数回答可）

- ① 実態把握についての相談をしている。
- ② 指導目標や内容、評価についての相談をしている。
- ③ 教材・教具についての相談をしている。
- ④ 授業を参観してもらい、アドバイスを受けている。
- ⑤ 事例検討会議に関係機関が出席している。
- ⑥ 個別の指導計画の作成に関係機関が協力している。
- ⑦ 個別の教育支援計画の作成に関係機関が関わっている。
- ⑧ その他（ ）

(3) 重複障害のある子供の保護者は、放課後等デイサービスを利用していますか。

- ① している。
- ② していない。

(4) (3) で①と答えた方にお聞きします。放課後等デイサービスとの連携の中で課題となっていることは何ですか。（複数回答可）

- ① 特に課題はない
- ② 学校教育への理解

- ③ 放課後等デイサービスの活動内容
- ④ 重複障害のある子供についての情報共有
- ⑤ 情報共有等の時間の確保
- ⑥ 放課後等デイサービスの担当者の知識や経験
- ⑦ 保護者と放課後等デイサービスと学校の三者間の連絡調整
- ⑧ その他 ()

4. 医療的ケアについて

(1) 医療的ケアを行っている重複障害のある子供はいますか。

- ① いる。
- ② いない。

(2) (1) で①と答えた方にお聞きします。医療的ケアで課題となっていることは何ですか
(複数回答可)

- ① 特に課題はない
- ② 授業中の医療的ケアの対応 (教師と看護師との協働)
- ③ 看護師との情報交換
- ④ 子供の行事等への参加についての対応
- ⑤ 保護者との連携
- ⑥ 医療的ケアを行う教員の知識と経験
- ⑦ 看護師の確保
- ⑧ その他 ()

VI 保護者等との連携

1. 保護者との連携

(1) 重複障害のある子供の保護者との連携の中で課題となっていることは何ですか。(複数回答可)

- ① 特に課題はない
- ② 子供の学びについての保護者との共通理解
- ③ 学校教育への理解
- ④ 保護者との話し合いの時間の確保
- ⑤ その他 ()

(2) 重複障害のある子供の保護者との連携の中で工夫していることは何ですか。(複数回答可)

- ① 保護者の話をよく聞き、説明を丁寧に行うことで保護者との共通理解を図っている。
- ② 子供の学び等について、記録を共有している。

- ③ 様々な職種の方を含めて、保護者と協働でかかわるようになっている。
- ④ 保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）において、協働で課題解決等を進めている。
- ⑤ その他（ ）

(3) 貴校の重複障害学級の担任は、重複障害のある子供の保護者と教育の専門性にもとづいて話が十分にできていると感じていますか。校長先生の印象をお答えください。

- ① できている。
- ② どちらかというとできている。
- ③ どちらとも言えない。
- ④ どちらかというとできていない。
- ⑤ できていない。

VII 重複障害のある子供の教育の充実に向けた新学習指導要領等への対応

1. 重複障害のある子供を含めた教育の充実に向けて、貴校では、新学習指導要領等に関連したキーワードを意識した取組を行なっていますか。取り組んでいる項目を全てあげてください。(複数回答可)

- ① 社会に開かれた教育課程
- ② カリキュラム・マネジメント
- ③ 主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善）
- ④ 「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）
- ⑤ 「何を学ぶか」（教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）
- ⑥ 「どのように学ぶか」（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）
- ⑦ 「子ども一人一人の発達をどのように支援するか」（子どもの発達を踏まえた指導）
- ⑧ 「何が身に付いたか」（学習評価の充実）
- ⑨ 「実施するために何が必要か」（学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策）
- ⑩ インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
- ⑪ 子供の障害の重度・重複化、多様化への対応
- ⑫ 社会の急速な変化と卒業後を見据えた教育課程の在り方
- ⑬ その他（）

2. 重複障害のある子供を含めた教育の充実に向けて、貴校で、新学習指導要領等に関連したキーワードを意識して中心的に取り組んでいることについて自由にご記入ください。

()

VIII 貴校の重複障害学級における重複障害のある子供の指導や支援での課題やそれに対して工夫されていることについて自由にご記入ください。

()

質問は以上です。

ご協力、誠にありがとうございました。

資料 2

小・中学校の特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の教育に関する調査

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
重複障害教育研究班

はじめにお読みください

1. 本調査の目的

文部科学省が発表した平成 30 年の特別支援教育資料において、全国の小・中学校の特別支援学級には、重複障害のある（学校教育法施行令第 22 条の 3 において規定している程度の障害を複数併せ有する）子供が、小学校で 776 名、中学校で 164 名在籍していることが分かっています。

本調査は、小・中学校の特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の教育の充実に向けて、課題となっていること、それに対する工夫点を把握することを目的としています。

また、調査結果をもとに特徴ある取組を行っている学校を後日訪問し、詳細な情報をお聞きしたいと考えております。

そして、調査結果から、課題点、それに対する工夫点を整理した上で、重複障害のある子供が在籍する特別支援学級の担任にとって役立つ資料の作成を行っていきたいと考えております。

2. 本調査の回答者

本調査は、重複障害のある子供が在籍する特別支援学級のある全国の小・中学校を対象としています。

回答については、校長先生に学校としての意見をもとに回答資料を作成していただき、最後にアンケートサーバーに一括ご記入下さい。なお、アンケートサーバーへのご記入は、各学校において、適切な方を指定し、ご記入いただいて構いません。

なお、印象をお聞きする設問には、校長先生の印象をご回答ください。

3. 調査結果の処理及び公表について

本調査により得られた情報は、厳重に保管し、研究の目的以外には使用しません。ご回答いただいた情報は、数値化等の処理を行い、自治体名や学校名は匿名とするため、個人情報が漏れることは一切ありません。

4. 同意について

調査への協力は任意でございます。

本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただける場合は、アンケートサーバーから回答をお願いいたします。アンケートの回答をもって、本調査へのご協力に同意いただいたものとさせていただきます。なお、ご回答いただけない場合でも不利益となることはございません。

5. 回答の締め切り

令和2年1月17日（金）までにアンケートサーバーに入力してご回答ください。

6. 問い合わせ先

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

〒235-8585 神奈川県横須賀市野比 5-1-1

研修事業部 主任研究員 小澤 至賢（本調査担当）

e-mail ozawa@nise.go.jp

TEL 046-839-6880

調査記入方法について

1. 回答のための資料を先に作成してください。作成には、40分程度かかると予想されますが学校の実態等により差があると思われます。回答のための資料を作成した後、ウェブで記入するだけであれば、約10分で記入できます。

2. 調査の回答方法について（以下の手順に従って実施して下さい。）

(1) まず、本紙を用い、回答のための資料を先に作成してください。

(2) 回答の準備ができましたら、インターネットエクスプローラーなどインターネットブラウザを起動します。

(3) 本研究所の以下のウェブサイトにアクセス（本研究所ウェブサイト <https://www.nise.go.jp/> の「お知らせ」からURLをクリックするか、下記のURLを打ち込んでください。）して、「小・中学校の特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の教育に関する調査」を開きます。

<https://www.nise.go.jp/sc/chofuku01/>

(4) 調査シートに回答を入力してください。

*いったん入力を開始すると前のページに戻ったり、保存したりすることはできません。

(5) 入力後、ページの下にある「次へ」ボタンをクリックします。

赤い「」と書いている項目を記入していない場合エラーが出ますので、入力をお願いします。

(6) すべての入力が終わった後、最下部の「投稿する」ボタンをクリックすると、入力が終了します。

3. 回答については、最後にアンケートサーバーに一括ご記入下さい。アンケートサーバーへのご記入は、各学校において、適切な方を指定し、ご記入いただいて構いません。

4. アンケートサーバーが開かない場合は、PC操作に堪能な方にご確認ください。それでも接続が難しい場合は、本紙に回答をご記入の上、以下のFAX番号までご送信下さい。

研修事業部　主任研究員 小澤 至賢
FAX 046-839-6907
e-mail ozawa@nise.go.jp

小・中学校の特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の教育に関する調査

(令和元年5月1日現在でご回答ください)

*回答については、校長先生に学校としての意見をもとに回答資料を作成していただき、最後にアンケートサーバーに一括ご記入下さい。なお、アンケートサーバーへのご記入は、各学校において、適切な方を指定し、ご記入いただいて構いません。

I 基本情報

1. 学校の設置されている都道府県名をご選択（記入）ください。

()

2. 学校名をご記入ください。（記入例：○○市立○○小学校）

()

※「重複障害のある子供」とは、「学校教育法施行令第22条の3において規定している程度の障害を複数併せ有する子供」のことです。このことについて、不明な点がある場合は、教育委員会へお問い合わせいただきたく存じます。

以下の学校教育法施行令第22条の3（特別支援学校の対象となる障害の程度）に該当する程度の障害を2つ以上併せ有する場合

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聽力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 聴力の測定は、日本産業規格によるオージオメータによる。

II 小・中学校の特別支援学級に在籍する子供について

(令和元年5月1日現在を基準としてご記入ください。)

※ 記入に際しては、学校基本調査をもとにお答えください。

1. 学校全体の状況について

(1) 貴校の全児童生徒数をご記入ください。() 人

(2) 貴校の教員（教員の内、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師）数をご記入ください。() 人

2. 特別支援学級について

(1) 貴校の特別支援学級数をご記入ください。

- ① 弱視学級 () 学級
- ② 難聴学級 () 学級
- ③ 知的障害学級 () 学級
- ④ 肢体不自由学級 () 学級
- ⑤ 病弱・身体虚弱学級 () 学級
- ⑥ 言語障害学級 () 学級
- ⑦ 自閉症・情緒障害学級 () 学級

(2) 貴校の特別支援学級に在籍している子供の人数をご記入ください。

- ① 弱視学級 () 人
- ② 難聴学級 () 人
- ③ 知的障害学級 () 人
- ④ 肢体不自由学級 () 人
- ⑤ 病弱・身体虚弱学級 () 人
- ⑥ 言語障害学級 () 人
- ⑦ 自閉症・情緒障害学級 () 人

(3) 貴校の特別支援学級を担当している教員（教員の内、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師）数をご記入ください。

- ① 弱視学級 () 人
- ② 難聴学級 () 人
- ③ 知的障害学級 () 人
- ④ 肢体不自由学級 () 人
- ⑤ 病弱・身体虚弱学級 () 人
- ⑥ 言語障害学級 () 人
- ⑦ 自閉症・情緒障害学級 () 人

3. 貴校の特別支援学級に在籍している重複障害のある子供の人数をご記入ください。

※「重複障害のある子供」とは、「学校教育法施行令第22条の3において規定している程度の障害を複数併せ有する子供」のことです。

- ① 弱視学級（　　）人
- ② 難聴学級（　　）人
- ③ 知的障害学級（　　）人
- ④ 肢体不自由学級（　　）人
- ⑤ 病弱・身体虚弱学級（　　）人
- ⑥ 言語障害学級（　　）人
- ⑦ 自閉症・情緒障害学級（　　）人

III 特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の教育における課題と工夫点について

1. 重複障害のある子供が在籍する特別支援学級の教育課程について、一番近いと思われる教育課程とその人数をお答えください。

- ① 小学校・中学校に準ずる教育課程（　　）人
- ② 下学年適用の教育課程（　　）人
- ③ 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程（　　）人
- ④ 自立活動を主とする教育課程（　　）人

2. 重複障害のある子供の教育の充実に向けて、個別の教育支援計画や個別の指導計画についてどのように取り組んでいますか。（複数回答可）

(1) 個別の教育支援計画

- ① 本人や保護者と話し合う場を設定し、内容を共有している。
- ② 関係機関と連携して、就学、進学、就労等を支援する際に活用している。
- ③ 課題がある場合には、必要に応じて、関係機関と連携して、課題解決を図る際に活用している。
- ④ 校内で個別の教育支援計画に関する研修の機会を設けている。
- ⑤ その他（　　）

(2) 個別の指導計画

- ① 本人や保護者と話し合う場を設定し、指導、支援について共通理解を図っている。
- ② 言語聴覚士（ST）、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）等の外部専門家の意見を参考にして作成している。
- ③ 個別の教育支援計画と関連づけて作成している。
- ④ 個別の指導計画を教職員が日常的な指導、支援に生かしている。
- ⑤ その他（　　）

3. 特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の実態把握について

(1) 特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の実態把握をする上で課題となっていることはどのようなことですか。（複数回答可）

- ① 特に課題はない
- ② 標準化された検査の利用が困難
- ③ 複数の障害を併せ有していることで生じる困難さの実態把握に関するこ
- ④ 子供の反応や行動からの実態把握に関するこ
- ⑤ 保護者からの情報収集
- ⑥ 関係機関からの情報収集
- ⑦ 学習の習得状況の実態把握
- ⑧ その他（　　）

(2) 特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の実態把握をする上で工夫していることはどのようなことですか。(複数回答可)

- ① 標準化された検査を活用して実態把握をしている。
- ② 専門職の助言を取り入れて実態把握をしている。
- ③ 段階表等、学校独自の尺度を使用して実態把握をしている。
- ④ 他の教員とも協議をした上で実態把握をしている。
- ⑤ 保護者からの情報をもとにした実態把握をしている。
- ⑥ 関係機関からの情報をもとにした実態把握をしている。
- ⑦ 学習の習得状況をもとにした実態把握をしている。
- ⑧ その他 ()

4. 特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の目標設定と評価について

(1) 特別支援学級に在籍する重複障害のある子供に対する各教科等の指導において、指導目標を設定したり、指導内容を決定したり、指導の評価をしたりする上で課題となっていることはどのようなことですか。(複数回答可)

- ① 特に課題はない
- ② 指導目標の設定
- ③ 指導内容の決定
- ④ 子供の学習状況の評価
- ⑤ 指導自体の評価(教師の指導の評価)
- ⑥ その他 ()

(2) 特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の目標設定や評価を行う上で工夫していることはどのようなことですか。(複数回答可)

- ① 標準化された検査の結果を受けて指導目標の設定や学習状況の評価をしている。
- ② 専門職の助言を取り入れて指導目標の設定や評価をしている。
- ③ 段階表等、学校独自の尺度を使用して指導目標の設定や評価をしている。
- ④ 複数の教員で協議して指導目標の設定や評価をしている。
- ⑤ 指導目標の達成状況を評価するために指導方法についても十分協議している。
- ⑥ その他 ()

5. 特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の授業について

(1) 特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の集団における授業で課題となっていることはどのようなことですか。(複数回答可)

- ① 特に課題はない
- ② 学習グループの編成
- ③ 児童生徒の実態に合った学習内容の決定
- ④ 他の子供と同じ学習活動を展開すること
- ⑤ コミュニケーションをとること
- ⑥ 子供の主体的な行動を引き出し、子供が自らの行動を調整できるようにすること

- ⑦ 子供が興味を持つ教材・教具の準備
⑧ その他 ()
- (2) 特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の集団における授業で工夫していることはどのようなことですか。(複数回答可)
- ① 学習グループの編成の工夫
 - ② 児童生徒の実態に合った学習内容の決定の工夫
 - ③ 他の子供と同じ学習活動を展開する工夫
 - ④ コミュニケーションをとる工夫
 - ⑤ 子供の主体的な行動を引き出し、子供が自らの行動を調整できるようにする工夫
 - ⑥ 子供が興味を持つ教材・教具の工夫
 - ⑦ その他 ()

6. 特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の通常の学級での交流及び共同学習
- (1) 貴校の特別支援学級に在籍する重複障害のある子供は、通常の学級での交流及び共同学習を実施していますか。
- ① はい
 - ② いいえ

- (2) (1) で①と答えた方にお聞きします。通常の学級での交流及び共同学習で課題となっていることは何ですか(複数回答可)
- ① 特に課題はない。
 - ② 通常の学級における指導内容を重複障害のある子供に合わせること
 - ③ 重複障害のある子供と周囲の子供たちの活動のペースが異なること
 - ④ 保護者の要望と学校が学ばせたいと考えていることが異なること
 - ⑤ 介助や学習の支援者の対応
 - ⑥ 特別支援学級の担任と通常の学級の担任との打合せ
 - ⑦ 周囲の子供たちとの関係づくり
 - ⑧ その他 ()

- (3) (1) で①と答えた方にお聞きします。通常の学級での交流及び共同学習で工夫していることは何ですか(複数回答可)
- ① 興味のある教科等や学習活動を選んでいる。
 - ② 特別支援学級で学習する内容と通常の学級で学習する内容をリンクさせている。
 - ③ 仲の良い友だち一緒に学べるよう配慮している。
 - ④ 子供同士のコミュニケーションややりとりをサポートしている。
 - ⑤ 子供が活動しやすい教材・教具を用意して参加している。
 - ⑥ 授業の全部ではなく、部分的に取り組んでいる。
 - ⑦ その他 ()

7. 特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の学校での行事等への参加や対応について

(1) 特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の学校での行事等への参加や対応について

課題となっている場面はどのような場面ですか。(複数回答可)

- ① 特に課題はない
- ② 避難訓練
- ③ 運動会・体育祭
- ④ 遠足・校外学習
- ⑤ 文化祭・学習発表会
- ⑥ 宿泊を伴う学習
- ⑦ 給食の時間
- ⑧ その他 ()

(2) (1) で①以外に答えた方にお聞きします。具体的な課題についてご記入ください。ま

た、課題への工夫がありましたらご記入ください。(自由記述)

()

IV 特別支援学級に在籍する重複障害のある子供の教育の充実のための教職員の専門性の担保について

1. 重複障害のある子供の在籍する特別支援学級を担任する教員の専門性について

(1) 貴校の特別支援学級を担任する教員の専門性について、重複障害のある子供の指導について課題となっていることはどのようなことですか。(複数回答可)

- ① 特に課題はない
- ② 重複障害のある子供の在籍する特別支援学級を担任する教員に求められる専門性が十分とは言えないこと
- ③ 重複障害のある子供を担任した経験が少ないこと
- ④ 重複障害のある子供の教育について培われた知識や技術の継承
- ⑤ 研修の機会の少なさ
- ⑥ 教員の専門性を担保するための組織的、計画的な研修計画
- ⑦ 介助業務を担当する職員との連絡調整
- ⑧ 保護者等との連携やコミュニケーション
- ⑨ その他 ()

(2) 貴校の重複障害のある子供の在籍する特別支援学級を担任する教員の専門性の確保について、学校として工夫していることはどのようなことですか。(複数回答可)

- ① 校内での講義形式の研修
- ② OJT 形式の研修
- ③ 教育センターでの研修
- ④ 研究会等での研修
- ⑤ 特別支援学校のセンター的機能を活用した研修
- ⑥ 国立特別支援教育総合研究所のインターネット講義配信などを活用した自己研鑽
- ⑦ 国立特別支援教育総合研究所での専門研修や協議会への参加
- ⑧ その他 ()

2. 貴校の重複障害のある子供の在籍する特別支援学級を担任する教員は、重複障害教育の専門性に基づいた指導が十分にできていると感じていますか。校長先生の印象をお答えください。

- ① できている。
- ② どちらかというとできている。
- ③ どちらとも言えない。
- ④ どちらかというとできていない。
- ⑤ できていない。

V 重複障害学級に在籍する子供の教育の充実のための学校体制について

1. 特別支援学校との連携について

(1) 貴校は、特別支援学校のセンター的機能を活用していますか。

- ① はい
- ② いいえ

(2) (1) で①を選んだ方にお聞きします。どのような特別支援学校と連携していますか。

(複数回答可)

- ① 視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校
- ② 聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校
- ③ 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校
- ④ 肢体不自由者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校
- ⑤ 病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校
- ⑥ その他 ()

(3) (1) で①を選んだ方にお聞きします。連携の内容をお答えください。(複数回答可)

- ① 現場の教員への支援
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供
- ③ 障害のある児童生徒等への直接的な指導・支援
- ④ 福祉、医療、労働関係機関等との連絡・調整
- ⑤ 現場の教員に対する研修の協力
- ⑥ 教材等の提供
- ⑦ その他 ()

(4) 貴校の特別支援学級では、複数の障害種に対応した教育を提供する仕組みが十分にできていると感じますか。校長先生の印象をお答えください。

- ① できている。
- ② どちらかというとできている。
- ③ どちらとも言えない。
- ④ どちらかというとできていない。
- ⑤ できていない。

2. 多職種連携について

(1) 貴校では、どのような職種の方がつかわっていますか。つかわっている職種を全て選んでください。(複数回答可) また、「⑯その他」を選んだ方は、職名をご記入ください。

- ① 理学療法士 (PT) ② 作業療法士 (OT) ③ 言語療法士 (ST)
- ④ 視能訓練士 ⑤ 聴能訓練士 ⑥ 看護師 ⑦ 医師
- ⑧ スクールカウンセラー (SC) ⑨ スクールソーシャルワーカー (SSW)

- ⑩ 介護福祉士 ⑪ 支援員 ⑫ 介助員
⑬ その他 ()

(2) 貴校の特別支援学級に在籍している重複障害のある子供の担任は、教員以外の職種（医療、福祉など）の方々と教育の専門性にもとづいて話が十分にできていると感じていますか。校長先生の印象をお答えください。

- ① できている。
② どちらかというとできている。
③ どちらとも言えない。
④ どちらかというとできていない。
⑤ できていない。

3. 関係機関との連携

(1) どのような関係機関と連携・協力していますか。（複数回答可）

- ① 大学等
② 教育委員会
③ 教育センター
④ 医療機関
⑤ 福祉関係機関
⑥ 放課後等デイサービス
⑦ その他 ()

(2) 関係機関とは、どのような連携をしていますか。（複数回答可）

- ① 実態把握についての相談をしている。
② 指導目標や内容、評価についての相談をしている。
③ 教材・教具についての相談をしている。
④ 授業を参観してもらい、アドバイスを受けている。
⑤ 事例検討会議に関係機関が出席している。
⑥ 個別の指導計画の作成に関係機関が協力している。
⑦ 個別の教育支援計画の作成に関係機関が関わっている。
⑧ その他 ()

(3) 特別支援学級に在籍している重複障害のある子供の保護者は、放課後等デイサービスを利用していますか。

- ① している。
② していない。

(4) (3) で①と答えた方にお聞きします。放課後等デイサービスとの連携の中で課題となっていることは何ですか（複数回答可）

- ① 特に課題はない

- ② 学校教育への理解
- ③ 放課後等デイサービスの活動内容
- ④ 重複障害のある子供についての情報共有
- ⑤ 情報共有等の時間の確保
- ⑥ 放課後等デイサービスの担当者の知識や経験
- ⑦ 保護者と放課後等デイサービスと学校の三者間の連絡調整
- ⑧ その他 ()

4. 医療的ケアについて

(1) 医療的ケアを行っている特別支援学級に在籍している重複障害のある子供はいますか。

- ① いる。
- ② いない。

(2) (1) で①と答えた方にお聞きします。医療的ケアで課題となっていることは何ですか
(複数回答可)

- ① 特に課題はない
- ② 授業中の医療的ケアの対応 (教師と看護師との協働)
- ③ 看護師との情報交換
- ④ 子供の行事等への参加についての対応
- ⑤ 保護者との連携
- ⑥ 医療的ケアを行う教員の知識と経験
- ⑦ 看護師の確保
- ⑧ その他 ()

VI 保護者等との連携

1. 保護者との連携

(1) 特別支援学級に在籍している重複障害のある子供の保護者との連携の中で課題となっていることは何ですか。(複数回答可)

- ① 特に課題はない
- ② 子供の学びについての保護者との共通理解
- ③ 学校教育への理解
- ④ 保護者との話し合いの時間の確保
- ⑤ その他 ()

(2) 特別支援学級に在籍している重複障害のある子供の保護者との連携の中で工夫していることは何ですか。(複数回答可)

- ① 保護者の話をよく聞き、説明を丁寧に行うことで保護者との共通理解を図っている。
- ② 子供の学び等について、記録を共有している。
- ③ 様々な職種の方を含めて、保護者と協働でかかわるようにしている。
- ④ 保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)において、協働で課題解決等を進めている。
- ⑤ その他 ()

(3) 貴校の特別支援学級の担任は、特別支援学級に在籍している重複障害のある子供の保護者と教育の専門性にもとづいて話が十分にできていると感じていますか。校長先生の印象をお答えください。

- ① できている。
- ② どちらかというとできている。
- ③ どちらとも言えない。
- ④ どちらかというとできていない。
- ⑤ できていない。

2. 特別支援学級に在籍している重複障害のある子供の保護者が小・中学校等の特別支援学級を選択した理由は何ですか。(複数回答可)

- ① 特別支援学級での教育内容等が充実しており、子供に適しているため。
- ② 通常の学級との交流及び共同学習の充実した取組を求めたため。
- ③ 地域の子供同士の活動を継続するため。
- ④ 特別支援学校を選択すると居住地域から離れてしまうため。
- ⑤ 特別支援学校を選択すると通学時間が長くなるため。
- ⑥ 特別支援学校の始業時刻や終業時刻と保護者の仕事等の時間が合わないため。
- ⑦ その他 ()

VII 重複障害のある子供の教育の充実に向けた新学習指導要領等への対応

1. 特別支援学級に在籍している重複障害のある子供の教育の充実に向けて、貴校では、新学習指導要領等に関連したキーワードを意識した取組を行なっていますか。校内研究や学校の重点事項として取り組んでいる項目を全てあげてください。(複数回答可)

- ① 社会に開かれた教育課程
- ② カリキュラム・マネジメント
- ③ 主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善）
- ④ 「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）
- ⑤ 「何を学ぶか」（教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）
- ⑥ 「どのように学ぶか」（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）
- ⑦ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」（子供の発達を踏まえた指導）
- ⑧ 「何が身に付いたか」（学習評価の充実）
- ⑨ 「実施するために何が必要か」（学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策）
- ⑩ インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
- ⑪ 子供の障害の重度・重複化、多様化への対応
- ⑫ 社会の急速な変化と卒業後を見据えた教育課程の在り方
- ⑬ その他（ ）

2. 特別支援学級に在籍している重複障害のある子供の教育の充実に向けて、貴校で、新学習指導要領等に関連したキーワードを意識して中心的に取り組んでいることについて自由にご記入ください。校内研究のテーマ等もご記入ください。

（ ）

VIII 貴校の特別支援学級に在籍している重複障害のある子供の指導や支援での課題やそれに 対して工夫されていることについて自由にご記入ください。

（ ）

質問は以上です。

ご協力、誠にありがとうございました。

令和元年度～2年度 研究班（重複班）活動による調査

重複障害のある子供の教育に関する調査報告書

研究代表者 小澤 至賢

令和3年3月

著作 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

発行 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

〒239-8585

神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号

TEL : 046-839-6803

FAX : 046-839-6918

<http://www.nise.go.jp>